

CONTENTS

第10号の発刊にあたって 3

神奈川県理事（兼）政策局長 大竹 准一

特集 リケジョのすすめ

未来のリケジョを育てるために 5

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事・ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

女性研究者の裾野を広げる取組み

かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア 13

神奈川県政策局政策部総合政策課 鎌田 明日香

「科学の甲子園」を通じた科学技術人材の育成 15

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 小林 恵里子

工学系イノベーションの男女共同参画モデル事業 17

東京都市大学 男女共同参画室 室長 岡田 往子

東工大の女性研究者が研究を進めやすい環境を整える取組み 19

国立大学法人東京工業大学 男女共同参画推進センター 林 ゆう子

筑波大学におけるリケジョサイエンス合宿・リケジョサイエンスカフェの取組 21

国立大学法人筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター
ダイバーシティ部門 河野 禎之

資生堂 女性研究者サイエンスグラントについて 23

株式会社資生堂 研究推進部 橋本 有紀子

理工系女子応援イベント「飛行機はなぜ飛ぶの」 25

三菱重工業株式会社 人事労政部 主席部員 鳥居小路 友貴

平成27年度調査報告

性的マイノリティ支援にかかる課題の整理	27
---------------------------	----

神奈川県政策研究・大学連携センター

神奈川の知的資源

神奈川の研究者紹介	72
-----------------	----

相模女子大学、産業能率大学、松蔭大学、湘南工科大学、昭和大学、
昭和音楽大学、星槎大学、聖マリアンナ医科大学

政策研究・大学連携センターのいま	88
------------------------	----

第10号の発刊にあたって

神奈川県 理事（兼）政策局長
大 竹 准 一

『政策研究・大学連携センター』は、①県の政策立案・遂行を支援する調査分析、そして、②県内大学との連携の総合窓口、という2つの機能を担っています。『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』は、そうした当センターの活動を県内外に広く発信すべく、平成23年3月に創刊されましたが、おかげさまで、ひとつの節目ともなる第10号を今般発刊することが出来ました。

これまでの当センターの活動ならびにジャーナルの発行に関し、多方面から多大なる御教示や御協力をいただきましたことを、心から御礼申し上げます。

さて、本ジャーナル（10号）においては、当センターの担う上記二つの機能に即して、関心の高いと思われる課題について幅広く情報提供しています。

まずは、「リケジョのすすめ」と題して、主に理系分野における女性研究者の活躍推進に関する取組みの特集を組んでいます。安倍内閣では、女性が一層活躍できるような社会基盤の整備を広くすすめており、本年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたところです。本県でも昨年11月に、「かながわ女性の活躍応援団」を企業の皆さんと結成し、女性の活躍を推進しているところです。本特集では、行政、大学、企業等における様々な取組みについて紹介しています。

また、調査報告としては、これも政策的な課題として最近取り上げられることの多い「性的マイノリティの支援」について、生活場面や主体（自治体、支援団体等）別に対応策の整理を試みています。

本ジャーナルが、県内外の多くの方々にとって役立つものとなれば幸いです。

特集 リケジョのすすめ

リケジョとは、「理系女子（りけいじょし）」の略語で、理系の女子学生や女性研究者、理系の進路を目指す女子中高生、理系の女性社員などを意味する言葉である。

全国の大学（学部）への進学率は男子55%、女子45%であるがⁱ、理工系学部における女子学生の比率をみると、理学専攻では26%、工学専攻ではわずか13%であるⁱⁱ。また、国内の女性研究者数・割合は年々増加傾向にあるものの、その割合は諸外国と比較すると依然低い状況にある。

政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」を立てておりⁱⁱⁱ、国、大学、企業等では女性研究者の裾野を広げようと様々な取組みを行っている。本県でも、女性に限定したものではないが、県内中学・高校生の理工系分野への理解・関心と進学を促進を目的とした「かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア」などを実施している。

本特集では、女性研究者を取り巻く現状と課題等について、実際に大学、企業等が行っている取組みや支援事業を紹介することで、「リケジョ」のますますの活躍を促進させる手がかりを探っていきたい。



i・ii 文部科学省『学校基本調査』平成27年度

iii 内閣府・男女共同参画推進連携会議『「2020年30%」の目標の実現に向けて』

未来のリケジョを育てるために

国立研究開発法人科学技術振興機構 副理事・ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

グローバル化が進み多様性が重要視される近年、女性の活躍が社会の大きな力になり、科学技術を専門とする女性がより必要とされるようになってきた。しかし、女性が十分に力を発揮し社会の発展に貢献するにはまだ課題が多い。初等中等教育の段階で古くから残る男女の役割意識を払拭し、女性が様々な分野で活躍できる現状を共有し、産業界は女性を新たな戦力として活用する必要がある。人々が個性を発揮しながら社会に貢献することで、新たな価値創造と社会の発展が期待できる。

1. 女性研究者を取り巻く現状と課題

30年前の1985年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立し、それまで男女で雇用の条件が異なることが当たり前であった社会が大きく変化した。それからちょうど30年、昨年（2015年）8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、今年4月1日から全面的に施行され、女性の職業生活における活躍が国全体で推進されることとなった。男女雇用機会均等法で男性と同様に雇用された女性たちは、30年の時を経て、管理職として活躍する時期となり、女性管理職の登用も盛り込まれた女性活躍推進法は正に時を得た法律となっている。

科学技術分野については、昨年（2015年）12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画、及び今年1月22日に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、女性研究者の採用と理工系学生に占める女性の割合を増やすための施策

と数値目標が掲げられている。これは、2020年度までに自然科学系全体で新規採用に占める女性研究者の比率を30%に高めること等を目指すというものである。

現状の研究者に占める女性比率は、毎年、総務省統計局の「科学技術研究調査報告」にて公表されている。図1に示す通り、2002年に10.6%であった女性研究者比率は徐々に増加し、2015年には14.7%と毎年確実に増加しているものの、増加率は0.32%/年と低く、これまでの継続では30%達成には50年かかるという計算になる。女性研究者の2020年に30%という目標を達成するためには、従来とは異なる積極的かつ効果的な手段をとる必要があることを示している。

女性研究者比率を海外と比較してみると、図2に示す通り、日本は主要国の中で最も低い状況にある。研究者に限ることはなく、管理職等においても日本の女性比率は韓国と共に常に世界との比較において最低の状況にある。産業界や研究等様々な世界でグローバル化が進む現代において、日本がより女性の活躍を推進することは世界の流

図1. 女性研究者比率の推移（総務省統計局 科学技術研究調査報告より）

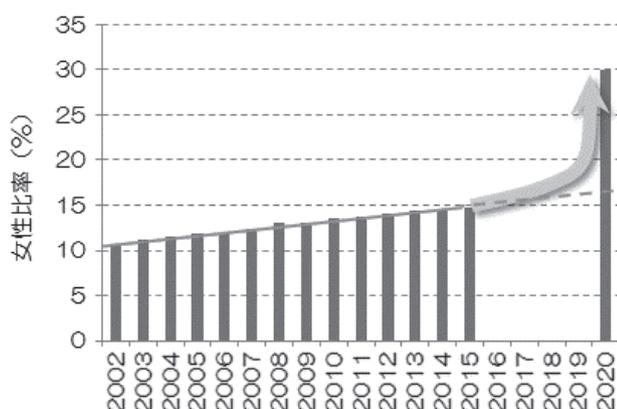
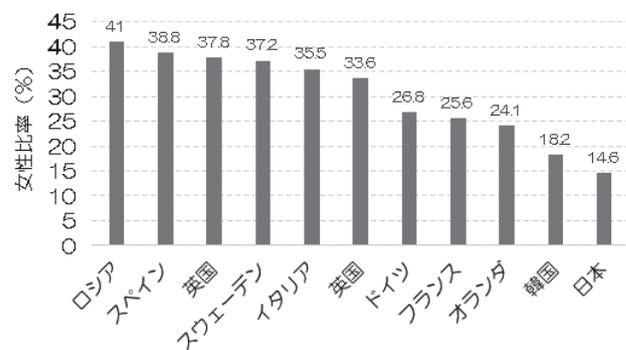


図2. 女性研究者比率の国際比較（内閣府男女共同参画白書平成27年度版より）



れに近づくこととも言える。

日本における女性研究者比率を機関別に比較した結果を図3に示す。2004年から5年おきの推移で示しているが、どの機関においても確実に増加しているものの増加が遅いのは前述のとおりである。機関別に比較すると、大学、公的機関、企業（NPOを含む）の順になっており、企業での女性比率が最も低いことがわかる。総務省統計局の最新データ（2015年）によれば、日本の研究者93万人のうち理工系分野は89%、そのうち企業研究者は68%であり、大半の研究者は企業に存在していることになる。

この最も多くの研究者を有する企業においては、どのような仕事に女性が多いのか、科学技術振興機構が2014年度に調査を行った。電機、化学、機械の業界の1社ずつを抽出し、研究所と研究所以外の研究者（技術者を含む）の人数、及びそれぞれにおいて役職別の女性比率を比較した。その結果、3社共、同様の結果であったが、3社の平均を図4に示した。全体として女性研究者比率は

図3. 機関別女性研究者比率とその推移（総務省統計局科学技術研究調査報告より）

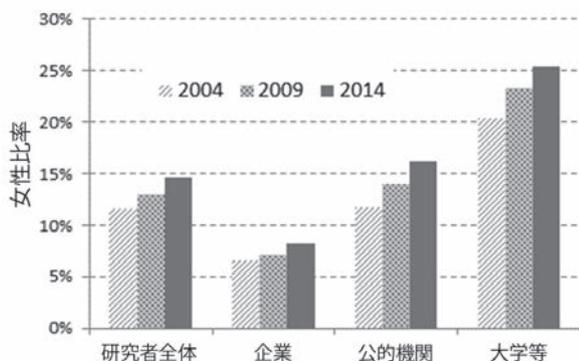
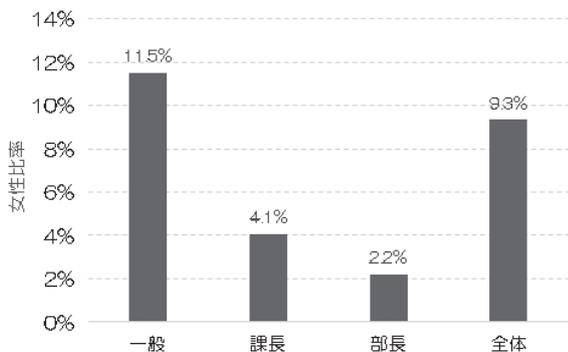


図4. 企業における職位別女性研究者比率（科学技術振興機構調査より）



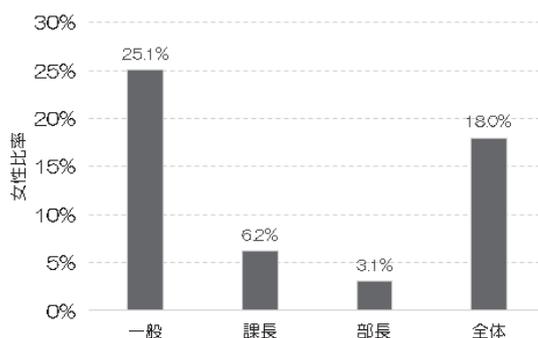
9.3%であり、総務省統計の8.1%と大きな差はないことを確認した。

図5には、(a)研究所と(b)研究所以外の職位別女性比率を示した。人数で比較すると、研究所での人数割合は全体の1割程度であり、大半は研究所以外であることがわかった。また、職位別の女性比率を比較すると、研究所でも研究所以外でも上位になるほど女性比率は低くなるが、これは世界中どの機関のデータにおいても共通である。また、図5の(a)と(b)を比較すると、研究所の女性比率は、それ以外の女性比率の約2倍と高いこともわかる。

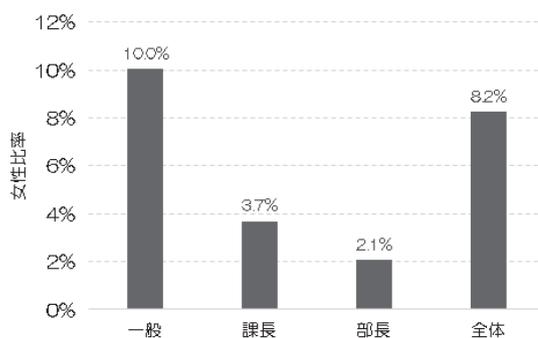
以上の結果と図3の結果を総合的に考えると、製造あるいは市場の現場に近いほど、研究者数は多く、かつ女性比率は低いことがわかる。つまり、日本全体の研究者を考える場合、企業の現場に近い職場での女性の活躍を推進する必要がある、これが実現されなければ、日本全体の女性研究者比率を上げることはできないことになる。また、このことは女性のユーザー視点からの開発が進んでいないことも示している。

図5. 企業での職位別女性比率(科学技術振興機構調査より)

(a) 研究所



(b) 研究所以外



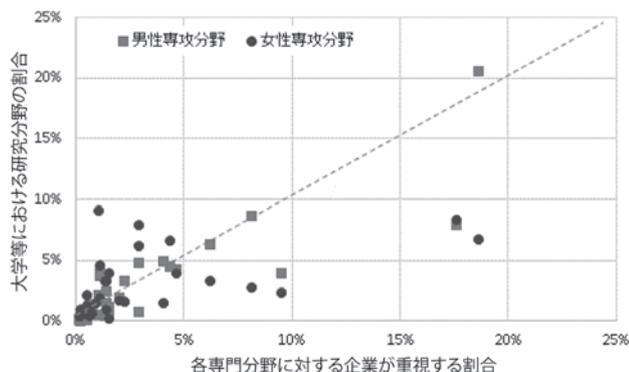
2. 女性と企業が重視する専門分野の不整合

日本の女性研究者比率が世界に比べて低く、現場に近いほど深刻であることを示したが、なぜこのような状況になっているのであろうか。企業が求める専門分野と男女の学生が専攻する分野の関係を調べた結果を紹介する。

図6は経済産業省の平成26年度産業技術調査事業「産業界と教育機関の人材の質的・量的需給ミスマッチ調査」のデータをもとに、企業が重要と考える専門分野の比率と男女の学生が専攻する分野の比率の相関を調べた結果である。図6において、破線は企業が考える分野の重要度比率と学生の専攻比率が一致している場合の位置を示している。この図において、女性データは男性データより破線から遠くに分布している。このことは、女性が男性より専攻分野において企業の重要視する分野と大きな差を持っている、つまり企業が求める分野とは異なる分野を専攻していることがわかる。企業の求める比率を基準として男女の専攻分野との差異を調べると、その偏差は男性が2.3%に対し、女性が3.9%と2倍近い値となっている。

表1には、上記調査で企業の重要度比率と女性の専攻比率の間にある差が大きい分野を示した。(a)は企業の重要度が高く女性の専攻が少ない分野、(b)は女性の専攻が多く企業の重要度が低い分野を順に示した。共に、企業の求める専門分野と女性の学生の専攻分野との間には大きな差があり、整合していない分野である。女性が企業の求める専門分野をより多く専攻すれば、女性はより就職の機会を大きくし、更には企業での活躍の機会も増えると考えられる。

図6. 専門分野において企業が重要と考える割合と男女の学生が専攻する割合の関係



一方、現在の企業の意思決定は男性中心に行われているため、男性が重視する分野が企業の重視する分野になっていると考えることもできる。女性が企業の意思決定により参画することにより、従来とは異なる分野を重視した事業が開拓されると考えることも可能である。

図7は、日本の産業分野別の成熟度（川口盛之助、メガトレンド2014）とその分野に従事する女性比率（2013年度政府統計）の関係を示したものである。成熟度が高い分野には研究費と研究者数は多いものの、女性比率は低い結果となっている。一方、成熟度が低く、今後の成長が期待できる分野の女性比率は高い傾向にあり、これらの分野を強化することにより、女性の活躍と共に新規分野産業の成長を期待するという考え方もできる。

表1. 企業が重要と考える割合と女性の学生が専攻する割合の差が最も大きい分野

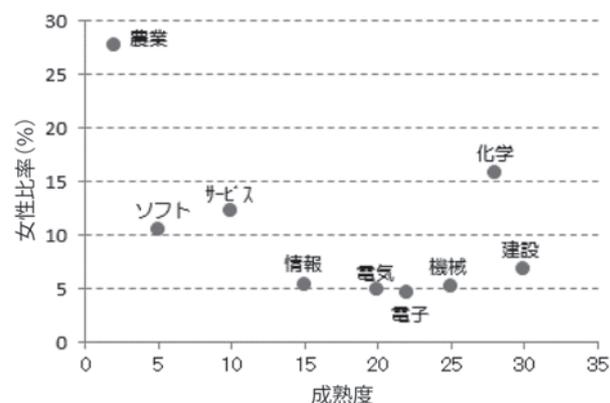
(a) 企業の重要度は高いが女性の専攻は少ない分野

分野	企業の重要比率 (A)	男子専門 (B)	女子専門 (C)	企業と男性の差 (A-B)	企業と女性の差 (A-C)
機械	18.6%	20.6%	6.8%	-2.0%	11.8%
ITハード・ソフト系	17.6%	8.0%	8.4%	9.6%	9.2%
ITネットワーク・データベース系	9.5%	4.0%	2.4%	5.5%	7.1%
電力・電気機器・回路	8.1%	8.7%	2.8%	-0.6%	5.3%
土木	6.2%	6.3%	3.3%	-0.1%	2.9%

(b) 企業の重要度は低いが女性の専攻は多い分野

分野	企業の重要比率 (A)	男子専門 (B)	女子専門 (C)	企業と男性の差 (A-B)	企業と女性の差 (A-C)
分子生物学 (基礎含)	1.0%	2.2%	9.1%	-1.2%	-8.1%
化学	2.9%	4.8%	8.0%	-1.9%	-5.1%
ITインターフェース系	1.1%	3.8%	4.6%	-2.7%	-3.5%
デザイン	2.9%	0.8%	6.2%	2.1%	-3.3%
食品・微生物	1.5%	1.2%	4.0%	0.3%	-2.5%

図7. 各産業分野の成熟度とそこに従事する女性研究者比率との関係

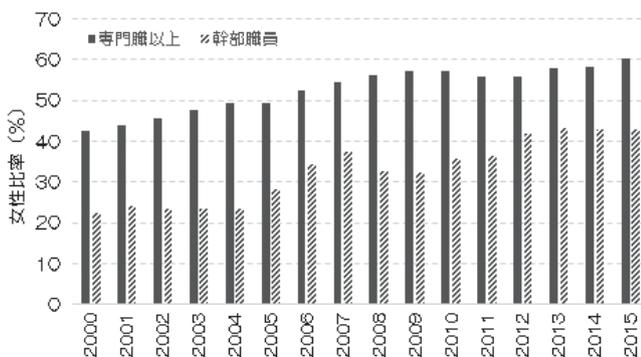


3. 女性研究者が求められる理由

近年、インターネット等情報通信技術の発達により、国境を越えた情報が簡単に入手でき、また対話もできるようになった。産業界においても、国境を超えた事業が容易に展開されるようになり、日本企業の海外事業は増す傾向にある。日本企業7,083社を対象に28業種の2002年から2009年の海外売上高比率の調査（プロネクス社）の結果によれば、25業種が海外売上高を伸長し、3業種（倉庫・運輸関連業、不動産業、サービス業）のみが伸長していない結果となっている。経済産業省の海外事業活動基本調査においても、製造業の海外生産比率と海外設備投資比率が毎年増加していることを報告している。

このような状況の中、海外との連携や交渉はますます重要になっているが、海外での日本人の活躍は男性より女性が顕著となっている。図8は、国連関係機関におけるクラス別日本人職員の女性比率の推移を示したものである。専門職以上については2006年から女性比率が男性比率を超え、またその後も増加し、最新の2015年には60.4%となっている。幹部職員についても増加傾向は同じであり、最新で43.1%である。また、外務省の2013年6月時点のデータによれば、国連事務局における日本人88人の内女性は55人で62.5%に相当する。この女性比率は世界（内閣府男女共同参画局基本データより）各国の中で最も高い値であり、次いでカナダの54.4%、米国の52.1%となってい

図8. 国連関連機関における職位別日本人職員の女性比率推移

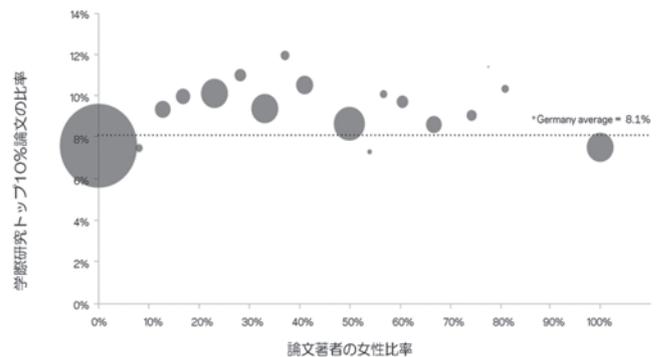


る。日本国内での女性比率は、研究者で14.7%（2014年時点）、管理職で11.2%（2013年時点）であり、これらに比べ、国連関係機関で働く女性比率ははるかに高いことがわかる。

また、日本人の留学生の女性比率は、高校で76%、大学で67%と女性比率は50%を超えており、女性がより海外で活躍できる状況にあることがわかる。これからの社会では、産業界だけでなくあらゆる機関で国際連携や国際対応が必要となるため、これらが得意な女性の活躍こそが科学技術を含めてすべての分野で大きく望まれる。

女性が今の科学技術分野で求められる理由には、上記以外にもある。それは多様性の観点である。科学技術研究の成果として論文が重要であるが、共著者の女性比率と論文の質との関係において、多様性が重要な要因であることが示された。Elsevier社はドイツの学際的論文について、著者の性別とトップ10%に入る論文の比率を調べ、2016年に“Mapping Gender in the German Research Arena”の報告書にてその相関を公開した。男性だけあるいは女性だけのチームの学際的論文に比べ、男女混合チームの学際的論文のほうがトップ10%に入る比率は高いことが示された（図9）。現在、新しい学問分野を拓くことが望まれ、そのためには学際的研究が望まれているが、これに応えるためには男女混合の研究チームが望ましいことが示されたことになる。

図9. ドイツの研究論文における著者の女性比率とトップ10%学際論文に入る確率との関係（Elsevier, “Mapping Gender in the German Research Arena”より）

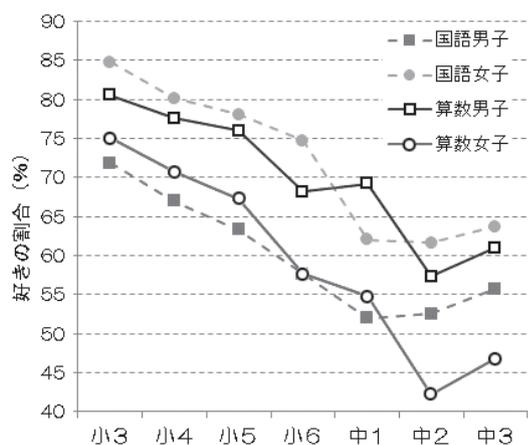


4. 初等中等教育における科学に対する関心、学力と文理選択

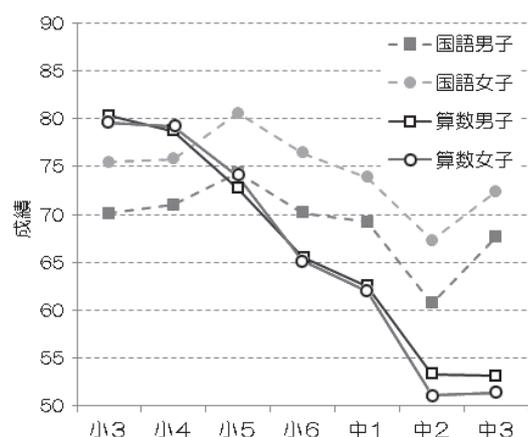
ここからは、日本における初等中等教育の現状について考えてみる。まず、初等教育を対象に、国語と算数（数学）に対する興味とテスト結果の点数の変化を調べた調査結果を紹介する。これは、ある地域において小学校3年生から中学3年生まで各学年男女それぞれ約2,000人を対象に調査したものである。小学生と中学生はそれぞれが同一集団であり、2つの同一集団で調査した結果である。図10は国語と算数（数学）に対する(a)興味と(b)テストの点数を示した結果である。興味については、国語は女子が常に男子より高く、逆に算数は常に男子が女子を上回る結果であった。学年が上がるにつれ興味は下がることも問題ではある

図10. 日本の特定地域で実施された国語と算数に対する興味とテスト点数の変化 (伊佐、知念 日本労働研究雑誌 No. 648/July 2014 より)

(a) 興味関心の変化



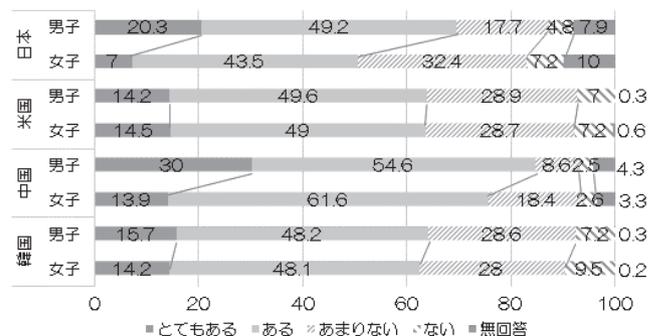
(b) テストの点数の変化



が、ここでは男女差に着目する。国語は学年が上がるほど男女差が縮小し、逆に算数は男女差が拡大している。この結果から、学年が上がるにつれ、男子は女子より相対的に勉強への関心が高まる傾向がわかる。一方、テストの点数については、国語は常に女子が男子より高いものの、算数は小学3年生から中学1年生まで男女に差がない。しかし、受験を前にする中学2,3年では若干男子が有利になる結果であった。以上の結果から、学年が上がるにつれ、男子は女子より勉強に対する興味とテスト結果が共に上がる傾向にあることがわかる。

次に、自然や科学に対する男女別興味関心の国際比較結果を紹介する。図11は、日本、米国、中国、韓国の高校生を対象に、自然や科学への興味関心の程度を質問した結果である。日本と中国は男女差が大きい一方、米国と韓国は男女差が顕著ではない。また、4ヶ国の男女の中で、日本の女子の興味関心が最も低い結果であり、日本では女子が自然や科学に関心を持ちにくい環境になっていることが危惧される。

図11. 高校生の科学への興味関心意識調査 (国立青少年教育機構 高校生の科学に関する調査報告書 2014年より)



次には、更に広い世界における日本の状況について考えてみる。経済協力開発機構 (OECD) による生徒の学習到達度調査 (PISA) は国内でもよくマスコミに取り上げられ、広く周知されるようになってきたが、OECDは男女差についても分析結果を公表している。2012年に実施された15歳を対象としたPISAの結果では、日本の男女差が世界に比べて顕著であることが示された。図12は、数学、読解力、科学について各国の男女の平均点の差を示したものである。この図において、0を示す直線より左側 (負の値) は男子が女子より点

数が高いことを示し、右側（正の値）は女子の点数が男子より高いことを示している。グラフのその大きさは男女差の大きさに相当し、最上段にある値はOECD諸国の平均を示している。灰色のデータは男女間に有意な差がある場合、白色のデータは統計として有意差がないという意味である。(a)数学においては、OECDの平均は男子が有利（-11）であるが、女性が有利な国もあり、日本は-18でOECD平均より男子が有利な結果となっている。(b)読解力については、すべての国で女子の点数が男子より高い結果となり、日本の男女差は24でOECD平均の38より低い（男子有利）結果であった。科学については、OECDの平均が-1でほぼ男女差なしという結果であり、日

本は-11で男子有利の結果であった。

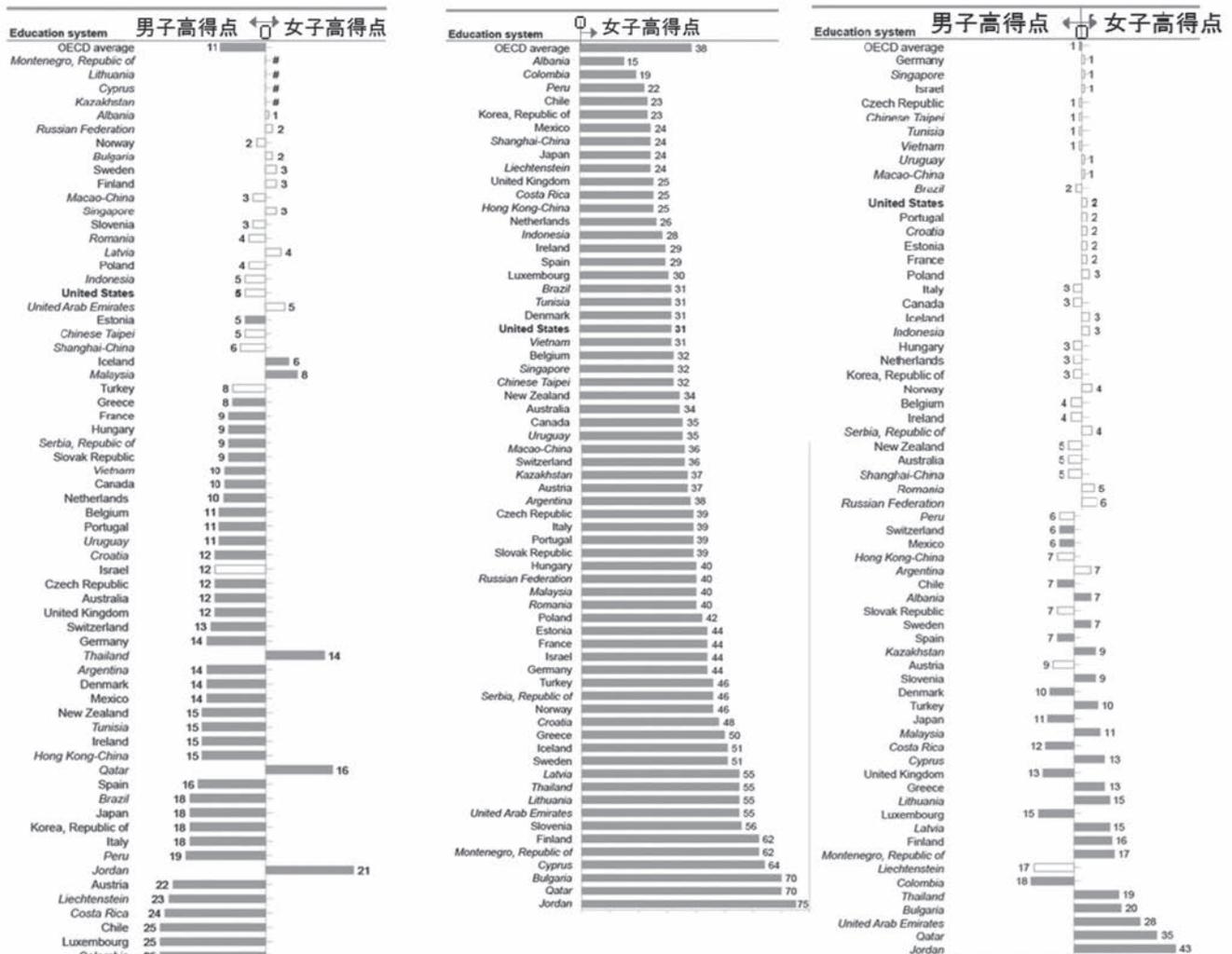
以上の調査結果から、教科ごとの学力到達度の男女差は国と地域によることが明確に示された。そこで、日本と他国、特に日本と関係が深いシンガポール、台湾、中国、香港、韓国、米国、ドイツとの比較を行ってみた。各国間の差異を明確にするために、基準としては男女差0の値ではなく、OECD平均値をとった。その結果を図13に示した。この図には、図12の3科目に加え、問題解決力も加え、4科目の結果と共に、4科目の平均も示した。図13において、左側（負の値）はOECD平均値より男子の点数が高く、右側（正の値）はOECD平均値より女子の点数が高いことを示している。日本の結果を見ると、すべての科目にお

図12. OECD生徒の学習到達度調査（PISA2012）における男女差を示した結果

(a) 数学

(b) 読解力

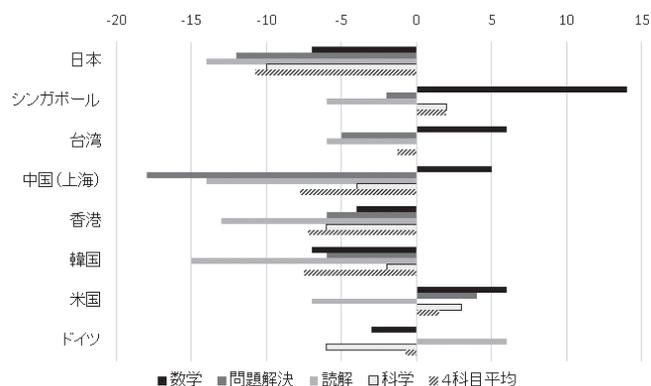
(c) 科学



いて男子が有利であり、比較したどの国よりも男女差が大きいことがわかる。中国、香港、韓国は日本より男女差が小さいものの、明確な男女差があり、日本と似た傾向にある。一方、シンガポール、台湾、米国、ドイツはそれぞれの特徴はあるものの、4科目平均では男女差が小さい。シンガポールは数学において他国より女子が有利であった。米国はOECD平均に比べて女子の読解力が不利で他は女子が有利、つまりすべての科目で男女差が小さい結果となっている。ドイツは米国とは逆にOECDより読解力で女子有利、それ以外は男子有利という結果で、男女の特性がより強く出ている結果となっている。

これらの結果から、日本は世界のどの国よりも男女の学力差が男子有利の方向に大きく偏っていることがわかる。男女の本来持つ特性が存在することも考えられるが、国際比較で日本だけが大きな男女差を持っているということは、日本の子供たちの学習環境が大きく影響していると考えざるを得ない。

図13. 各国のPISA 4科目の男女差について、OECDの男女差平均からの差異



次には、このような男女差が大きい日本の教育現場において、女子がどのように文理選択をしているのか、科学技術振興機構が2014年に実施した調査結果を紹介する。この調査は、関東圏の男女高校生の内、自分は文系あるいは理系が本来向いていると考えている各約40人を対象に実施した。文理選択時の悩みとその相談相手を質問した結果を図14と図15に示した。図14は悩みについての結果である。ここで「文系的」、「理系的」という表現は、自分で文系あるいは理系に向いていると考

図14. 高校生が進路選択で悩む内容（科学技術振興機構調査より）

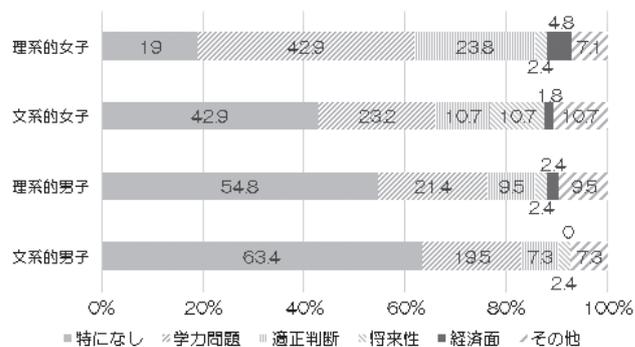
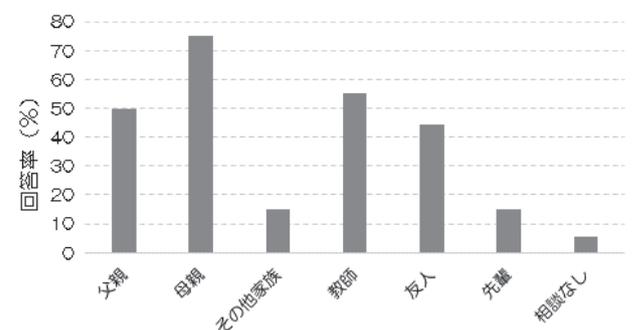


図15. 高校生が進路に関して相談する相手（科学技術振興機構調査より）



えているということを示す。男子は自分の適性が文理に拘わらず、悩みがない比率が50%を超えていた。一方、女子の場合、文系に向いている場合の悩みがない比率は43%、理系に向いている女子の悩みがない比率は19%と共に男子より低い比率であり、特に理系に向いている女子が最も悩みが多いという結果になった。悩みの内容は学力と適正が主であり、本当に自分が理系でやっていけるのか心配であることが窺える。

悩みがある場合の相談相手を図15に示した。最も相談相手として多いのが母親、次いで教師、父親、友人という順番であった。この結果については、男女差がないことも確認した。つまり、男子も女子も進路の悩みは母親に相談することが多い。これは、他の調査でも同様の結果であり、母親が子供の進路選択には大きな影響を持つことがわかる。女子が理系選択に多くの心配を抱えることに対しては、母親が現状を理解して偏りのないアドバイスをできるようにすることも重要と考えられる。

5. 今リケジョを育てることの意味

近年、女性の活躍が社会の発展にとって重要な要素となるという考え方が主流となっているが、その背景にはこれまで述べた時代の変化がある。特に若い世代ほど女性の活力は目覚ましく、未来社会における女性の活躍は大いに期待される。これは日本に限定されることなく、世界中で同じ傾向が見られる。昨年（2015年）5月には英国エコノミスト誌がOECDの調査結果を取り上げ、世界中における高等教育の広まりにおいて女子の大学入学数は男子のそのほぼ2倍の速さで増えていることを報じた。このままの傾向が続くと、将来には教育を受けた女性たちと教育を受けない男性たちという社会構造が生まれ、男女共同参画は男性にとってより深刻な問題になる。これは女性にとって望ましい社会であろうか、決してそのようなことはない。今目指している社会は男女が共にそれぞれの特性を活かし、すべての人が尊重され、共に創り上げる社会である。そのためには多様な人々が活躍できる環境を整備し、より多くの人たちが自らの意思で社会を創り上げる意欲と行動力を持つ必要がある。日本も例外ではない。社会のあり方が人々の意思で決まらず、過去からの成り行きで決まるようであれば、人々の幸せも社会の発展も望めない。これは長期的に持ち続けるべき方向である。

現在、女性の意思や活力を十分活かし切れていない日本社会を早急に変えることが望まれる。まずは、初等教育段階から、根強く残っている男女の役割意識を中立的なものにし、また男女が共に科学技術を含む様々な世界で活躍できる現実の世界について早い段階から情報共有し、偏見を減らす努力が必要である。これは、一部の理科好きな女子だけに限定して実施しても効果がなく、むしろ社会全体で取り組まなければ意味がない。

一方、日本社会で大きな労働の場となっている産業界においても、男性中心の経営や技術開発を変え、女性の視点や能力をもっと活用することが望まれる。特に、海外との連携や交渉に女性を活用することで、海外展開をより戦略的かつ効果的に進めることが期待できる。更には、複雑化する

世界に対して、多様な視点と行動で様々な事態に柔軟に対応できる可能性にも期待が集まる。

今の若い女性たちは積極的で、行動力があり、実に頼もしい。昭和時代とは大きく異なる。この女性たちの可能性を阻害することなく、十分社会に貢献できるようにするためには、今の社会を創り上げた者たちがその活躍環境を十分考慮し、新たな社会の価値創造に期待してよいのではないだろうか。これは同時に、これからの男性の活躍にも関わる。今の延長で自然に任せれば、将来は男性たちが今の女性と同じ立場になって活躍が阻害されてしまう。今リケジョを育てることは、将来すべての人に開かれた社会を創るための重要な手段となる。

神奈川県は、歴史的にも文化的にも海外に最も拓かれた地域であり、また、私立を含めた中高校一貫校が日本で最も多く、個性豊かな独自の教育が実施できる環境にある。このような環境を活かして、女性の活躍を全国に先駆けて実施することに対する期待は極めて大きい。

最後に、女性活躍の主役は女性であるという当たり前のことを記したい。それはリケジョへのメッセージでもある。どんなによい環境があっても、どんなに素晴らしい人たちに囲まれても、自分が夢と意志を持ち行動する勇気を持たなければ、何の変化も起こらず、活躍の場も見出せない。リケジョの比率が少なく社会に求められている今こそ、社会の要請を自分の追い風と捉えてほしい。リケジョとして生きていこうとする人には、時代が背中を押してくれ、多くの人たちがその活躍を期待しているということを認識してほしい。どんな人生を歩もうと、必ず失敗はあり、失敗したらいつでもやり直せばよいだけである。失敗の経験があればこそ、自分の努力の結果に大きな達成感や幸せを感じることができる。科学に興味を持ったなら、迷うことなく科学技術の道に歩み、大いに科学技術を楽しみ邁進してほしい。そして、意気込むことなく、自分たちが理想と思える新しい社会を自分たちの手で創り出してほしい。それは、これまでの歴史を変え、子孫に続く未来への扉を開くことである。

かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア

神奈川県政策局政策部総合政策課 鎌田 明日香

かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアは、神奈川県と県内に立地している理工系の大学や企業等と共同で毎年開催しているイベントで、平成28年度で8回目を迎える。各出展団体のブースでは、最先端研究の実演や体験型の実験を行っている。科学の不思議や理工系の魅力を県内の中高生に直接体験してもらうことで、理工系大学への進学を促進し、神奈川県の理工系人材のすそ野の拡大を目指す。

1 開催の経緯

子どもたちの「理科離れ」が指摘される中、将来の科学技術を担う人材や産業・社会基盤を支える人材を育成するため、子どもたちの科学技術に対する興味関心を喚起する取組みの必要性は、神奈川県と県内理工系大学との間での共通認識となっていた。

そこで、神奈川県と県内理工系大学とが連携し、子どもたちが科学技術に触れる機会を作り、科学への理解増進を深め、将来の理工系人材育成の一助となることを目的として、平成21年度に「かながわ発・中高生のための大学セミナー」として第1回目のイベントが開催された。

2 かながわ発・中高生のための大学セミナー

神奈川県と県内の理工系10大学等による、講演や実験コーナー等を構えたイベントで、横浜駅至近の新都市ホールを会場とし、2日間の開催で、延べ800人の来場者があった。

手探りの中で始めた第1回目のイベントであったが、来場者から「理工系大学へ進学できるよう頑張りたいと思った」等の感想が寄せられ、イベント開催の手ごたえを感じることができた。

3 かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア

平成22年よりイベントの名称を「かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア」に変更した。

また、同年より、大学卒業後の理工系人材の活躍の場を中高生に知ってもらうため、神奈川県内に事業所を構えるものづくり企業による出展も始まった。

各大学や企業等による実演・体験ブースでは、体験型の実験や最先端研究の実演などが行われ、例年、来場者から高い評価を得ている。

来場者数も開催回数を重ねるごとに増加しており、平成27年度には約2,500人の来場者を迎えるまでとなっている。



サイエンスフェア会場の様子



体験型の実験に参加する中高生の様子

4 平成27年度かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア

(1) 開催概要

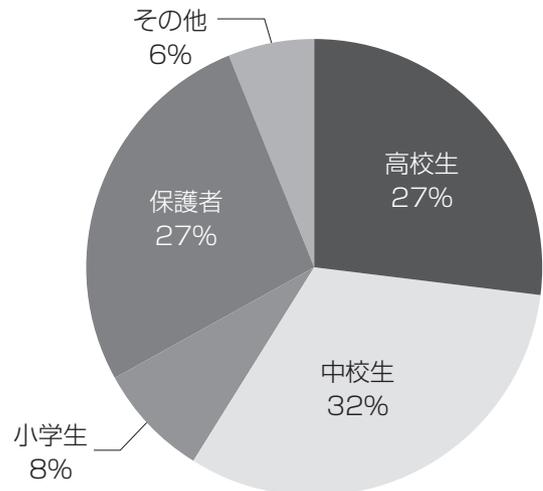
平成27年7月11日（土）10時～17時30分、新都市ホールにて開催。入場無料。出展団体は大学、企業等の20団体。来場者数は約2,500人。

(2) 展示内容

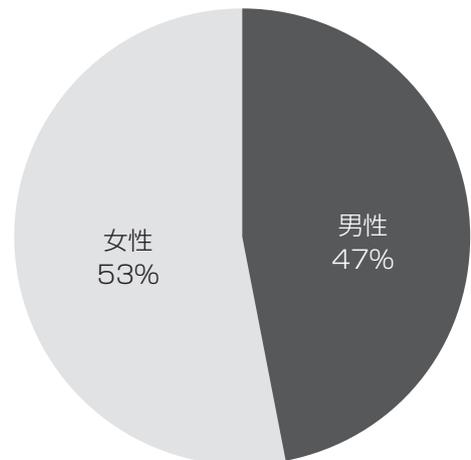
団体名	内容
青山学院大学	タンパク質について知ろう！
麻布大学	ウシとブタのレプリカ模型を用いた獣医臨床技術にトライ
神奈川大学	数学の世界はアニメでわかる…かも（笑）
神奈川工科大学	家電の解体ショー
関東学院大学	大切な電気について学ぼう
北里大学	コガネムシから液晶ディスプレイまで
相模女子大学	測ってみよう！ 飲み物の中の糖分、塩分
桐蔭横浜大学	医療技術体験「カラダを治す」
東海大学	光の不思議をみてみよう
東京工業大学	花の色を化学しよう！
東京工芸大学	科学の目で見よう 色彩を演出する（カラーミキサー）&原子・分子の世界を探求する
東京都市大学	建造物の共振と免震デバイスによる長周期化
東京農業大学	きて、みて、かんじて～他者の理解とコミュニケーション～
日本大学生物資源科学部	日本大学発技術で進める湘南の新食品開発への取り組み
横浜国立大学	ヒトのメカニズムを知ってヒトを支援しよう
横浜市立大学	あなたは知っている？小麦粉雑学！
（公財）神奈川科学技術アカデミー	光の力で、快適生活！
（国研）宇宙航空研究開発機構	熱く濃い金星の世界をみてみよう！
味の素（株）	食と健康のサイエンス
三菱日立パワーシステムズ（株）	電気ってどうやって作られるの？

(3) 来場者アンケート結果（抜粋）

① 参加者の内訳



② 参加者の男女比



③ サイエンスフェアへの感想

- ・興味湧く出し物が多く参考になりました。理工系は難しそうですが、奥が深く達成感ありそうでわくわくしました。
- ・理工系の仕事のイメージが分かり、自分も目指したいと思った。等

5 最後に

神奈川県は、今後も、科学技術に対する子どもたちの興味・関心を高める取組みやその支援、将来を担う科学技術人材の育成、などを推進したいと考えている。

平成28年度も、7月16日（土）に新都市ホールにて「かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア」を開催予定。

「科学の甲子園」を通じた科学技術人材の育成

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 小林 恵里子

複雑で変化の激しいこれからの時代に対応するため、高等学校学習指導要領の改訂に当たっては、育成すべき資質・能力について、「何を知っているか、(個別の知識・技能)」「知っていることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」という三つの柱で整理し、これらをいかに育成するかという観点からの構造的な見直しが求められている。本稿では、これらの柱を理数教育の充実と科学技術人材育成の側面から捉えた活動の一つとして、「科学の甲子園 神奈川県大会」の取組を紹介する。

「科学の甲子園」とは、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が平成23年度から開催している、高等学校等(中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む)の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取組である。全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場として今年度で第6回を迎える。このような場を創ることで、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指すものである。全国大会には各都道府県の代表チームが勢ぞろいし、3日間で筆記競技と3つの実技競技を競い合う。

神奈川県教育委員会では、「科学の甲子園 全国大会」に出場する神奈川県代表チームの選考を兼ねて、「科学の甲子園 神奈川県大会」を実施している。この「科学の甲子園 神奈川県大会」を通して、高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒に、科学に関する知識・技能を競い合う場を提供することにより、科学に対する興味・関心を高め、理数系分野に対する学習意欲の一層の向上を図ることを目的としている。

「科学の甲子園 神奈川県大会」では、6~8名の生徒で構成されたチームが各学校から1~2チーム出場し、筆記競技と2つの実技競技に参加する。筆記競技は、理科(物理、化学、生物、地学)、数学、情報の6分野からそれぞれ出題する知識を問う問題や、知識の活用を問う問題、ときに教科・科目を横断する複合的な問題について競うものである。チーム戦であるため、チーム内で担当する問題を分担したり、相談したりしながら英知を結集して問題に挑戦することができる。

実技競技は実験系実技競技と総合系実技競技が



科学の甲子園 神奈川県大会開会式



筆記競技の様子



実験系実技競技の様子

あり、各出場チームが2つに分かれ、3～4名で1つの実技競技に参加する。実験系実技競技は、主に理科に関する観察・実験等を行うことにより課題を解決する力を競う内容となっている。昨年度は化学分野で、試薬を混合し、それぞれの試薬に含まれている物質を特定する問題であったが、単に知識を問うものではなく、考える材料を問題文で提示し、それを基に実験方法を考え、更にその結果を検証し、結論を導き出す内容であった。3～4名が協働して競技に取り組み、その成果を競い合うことで、思考力、判断力だけでなく、コミュニケーション能力も必要とされるものであり、まさにこれからの時代に求められる資質・能力を育むアクティブ・ラーニング（課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習）の視点を踏まえた競技内容となっている。

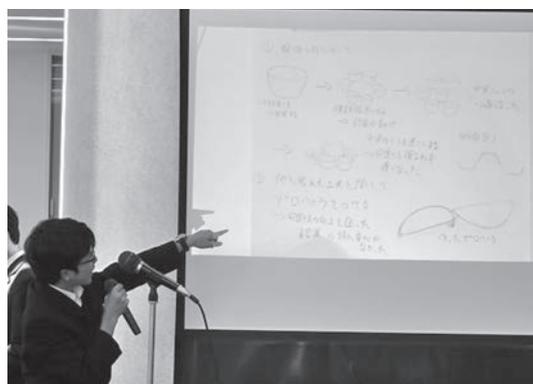
一方、総合系実技競技は、科学技術を総合的に活用し、ものづくりの能力を競う内容となっている。昨年度は、コーヒーフィルターと木綿糸を用いて、できるだけゆっくりと真下に落下するパラシュートを作るという課題に、どのチームもそれぞれの工夫を凝らし、実に様々なパラシュートを完成させた。各チームが自作のパラシュートについて、どのように考えてそのような形状にしたのか、それぞれの考えや工夫を発表し合い共有する場面を設けた後に、実際に落下させて落下時間や中心からの距離の測定を行った。

どの競技問題も、理科的な知識のみを問うものではなく、与えられた情報を分析・理解し、課題を解決する力を必要とする問題となっている。その解決の過程で、コミュニケーション能力や、実際に実験を計画し行う力、試行錯誤や改良を重ねてよりよいものをつくる力が育まれ、チーム内の協働作業や各チームの考えを発表する場面などを通して、将来の科学技術を担う人材に求められる力を伸ばすことができる内容となっている。

また、この取組は大学の施設で行い、当該大学の教授による科学に関する講演会を実施している。昨年度の講演は、高校卒業後に理系の進路を歩んだ場合の生活や、そのために高校生活でしておくといよいこと等、生徒自身に今の生活や今後の進路について考えさせる内容であり、高大接続の役割も果たしている。



総合系実技競技でパラシュートを製作中



作製したパラシュートについてのプレゼンテーション



作製したパラシュートを落下させ記録を測定する

女子生徒の参加については、これまでに男女共学の学校では男女混成のチームが出場していたが、平成27年度は14校17チーム（県立学校11校、市立学校1校、私立学校2校）133名の参加生徒のうち、女子生徒は32名とまだまだ少ない。しかし、昨年度は初めて女子高等学校が参加し、2チームが出場した。今後の女性研究者育成のためにも、より多くの女子生徒が参加するような工夫と呼びかけをしていきたい。

工学系イノベーションの男女共同参画モデル事業

東京都市大学 男女共同参画室 室長 岡田 往子

社会が大きな変革の時期を迎えている今、男女を問わない多様な人材を積極的に活用・開発し、新しい視点や発想から新たな価値を創造していかなければなりません。女性の社会進出を増やすことは将来の女性の力を引き出す「見えない価値」への取組みとして、特に女性の少ない工学系で積極的に推進していく必要があります。意識啓発をし、環境を整えることなどの地道な活動とともに、理工系を志す女子を増やす試みが必要になります。

はじめに

東京都市大学の歴史を遡ると、その前身は“工学教育の理想”を求める学生たちが中心となって昭和4年に創設された、日本ではきわめて稀な「学生の熱意」が創り上げた私立武蔵工業大学です。そのため工学系が母体ですが、現在は科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅し、世田谷キャンパスに工学系、横浜キャンパスに文理複合系、等々力キャンパスに文系と6学部18学科を備えています。美しく持続可能な環境の創出、生活文化の向上、活力ある産業の進展を目指して、時代と社会の要請に応える教育研究体制を展開し、現在までに約100,000名の卒業生を社会に輩出してきました。しかし、本学の長い歴史の大部分は工学系を志す男子学生で占められています。男女雇用機会均等法が成立した1985年頃からようやく女子学生が少しずつ増え始め、ここ10年で工学系女子学生は飛躍的に増えてきています。また、工学系専門の女性教員は1996年に初めて採用されましたが、女性活躍の場を探る試みはなかなか進みませんでした。平成21年に工学系私立大学としてはじめて文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援システム改革 女性研究者支援モデル育成」に課題名「工学イノベーションにおける男女共同参画モデル」で採択されたことが、きっかけとなり、女性活躍の場を整える試みが始まりました。この事業では5本の柱として「基本的な環境整備Pj」、「プラス1Pj」、「科学とともにだちPj」、「ロールモデル発掘Pj」、「広がれ！理工大Pj」のプロジェクト（Pj）を立ち上げ、3年間活動をしてきました。

日本の大学の75%は私立大学であり、そこで教育される学生の割合は男女問わず全体の約8割を占めています。人材育成で私立大学の役割は非常

に大きいといえます。また、工学分野の女子学生は工学分野専攻の約11%と少なく、男性に負うところが大きい分野です。そういった工学系分野でも、現在、多様な人材の新しい知恵が必要とされ、そこから新たな技術革新が生まれることが期待されています。女子の進学を増やすことは将来の女性の力を引き出す「見えない価値」への取組みとして、人材育成の場である大学が積極的に推進していく必要があります。これは一大学の問題として捉えるのではなく、社会全体の意識を高めることが重要であり、初等中等教育の場との連携も必要になります。我々が行ってきた「工学系イノベーションの男女共同参画モデル」という課題は3年間の地道な意識改革によって、工学系男性中心の学風にやっと一石を投じました。事業終了後の現在も継続して活動を続け、「共に学び、共に働き、共に築く、都市大スタイル」と銘打って、発展系の4つのプロジェクトを柱として、進めています。以下に簡単に紹介します。

- ① みんなでつくる意識・環境プロジェクト
学生や教職員の意識啓発及び学内の認識共有と環境作りの活動
 - ② 女性研究者+ (PLUS) アクションプロジェクト
女性教員を増やすことを目的とした活動
 - ③ 「働く」「暮らす」を考えよう プロジェクト
「男性の育児参加」「働き方の多様性」「女性への支援環境の整備」を目的として、ワーク&ライフバランスの実現に向けた活動
 - ④ 伸ばそう「リケジョ」プロジェクト
女子の理系進学者増加と女子学生支援活動
- ①～④それぞれが継続することで、徐々に進んで行く息の長い活動になります。

伸ばそう「リケジョ」プロジェクト

私は女性研究者支援を進める以前から、理系離れを食い止める活動を初等中等教育の場で進めてきました。平成21年から3年間進めてきた「科学とともだちPj」も現在進めている「伸ばそう「リケジョ」プロジェクト」も、理系離れをくいとめる活動が根底にあります。私は放射線を使った分析が専門です。学部時代は生物系を志しましたが、分析化学の研究を進めていくうちに、私に足りない知識はいわゆる物理系であることに気が付きました。しかし、私の初等中等教育時代で物理を学んだ記憶がほとんどないのです。大学の研究では物理の知識を必要とするのに、なぜ、私は生物ばかりやってきたのだろうと。そこからヒントを得て、子供達にはもっと早い時期から、物理の楽しさや不思議さを体感してもらおうと活動を始めました。そのころ、「科学教育の危機を救ったレオン・レーダーマン 科学力のためにできること」という本に出会いました。全米科学振興協会(AAAS)が1985年に立ち上げた「アメリカ全体の科学リテラシー向上を目指すプロジェクト」の報告書(1990年)と連動して発行された本の翻訳本です。1988年にノーベル物理学賞を受賞したレオン・レーダーマンの言葉や活動を引用しながら、21世紀を創造的に生きるための科学リテラシーの重要性の喚起と定着化の実現を目指す目的で上梓されたものです。この本でレオン・レーダーマンは、物理学は一般の人にとって最も近づきたい科学であり、さらに生物学を好む女子学生は物理学を履修する率が低い、生物学の新しい重要な考え方や概念は化学や物理学の知識をベースとしているにもかかわらず、物理学を学ばない矛盾をレオン・レーダーマンは感じたと述べています。そこで彼は「まずは物理学から」という運動を始めました。高校の科学の入門課程の順序を変え、まず現象に根ざした分野として物理学から教えようとなりました。この試みはたくさんの反発を生みましたが、物理学者をより多く生み出すことではなく、すべての人に科学の常識を学ばせることが大切だと主張して、活発な議論を促したそうです。私は、この本に勇気づけられ、初等中等教育に物理の楽しさを

伝えることが、理科系離れを防ぎ、一般の科学リテラシー向上につながるという考えに至りました。さらに女子の理工学への興味にもつながり、工学女子も増えてくるだろうと考え、物理的な実験を中心とした科学体験教室を行ってきました。

工学系大学や学部で女性研究者を増やす活動は、国公立・私立大学ともに苦戦をしております。これはもともと工学系に女性研究者が少ないことに根本的な原因があります。工学系女性研究者を増やすためには母数となる工学系女子学生を増やす施策が必要です。女子中高校生への理系支援、さらにその底辺の小学生への興味の喚起を行わなければならないのです。初等中等教育においては、女子も男子も含めた理系支援が良いと考えています。本学の世田谷キャンパスでは「大学で楽しもう!!小学生・中学生のための科学体験教室」を実施しています。今年で15回になります。また、6年前から私は川崎市立南菅小学校で、3年生から6年生までを対象にそれぞれのテーマで科学実験教室を実施しています。大学生が先生になり、光、音、電気、放射線、真空実験などを実施しています。昨年からは、長尾小学校でも実施することができ、輪が広がっています。また、2011年3.11以降、福島の子供達への科学リテラシー向上が必要と痛感し、3年前から田村市立芦沢小学校で、全学年に科学体験教室を実施しております。科学リテラシーが向上すれば、自ら判断する力も身につけていきます。

終わりに

これからの社会は男女を問わない多様な人材を積極的に活用・開発し、研究・教育の場に新しい視点や発想から新たな価値を創造していかなければなりません。社会が大きな変革の時期を迎えている今、前例や手本のない課題が満載であり、課題を解決する力を男女問わずに身につけることで、良い未来が開けるのだと思います。科学リテラシーが向上し、自ら判断する力もつけるような教育システムを作り上げなければならないと思います。

東工大の女性研究者が研究を進めやすい環境を整える取組み

国立大学法人東京工業大学 男女共同参画推進センター 林 ゆう子

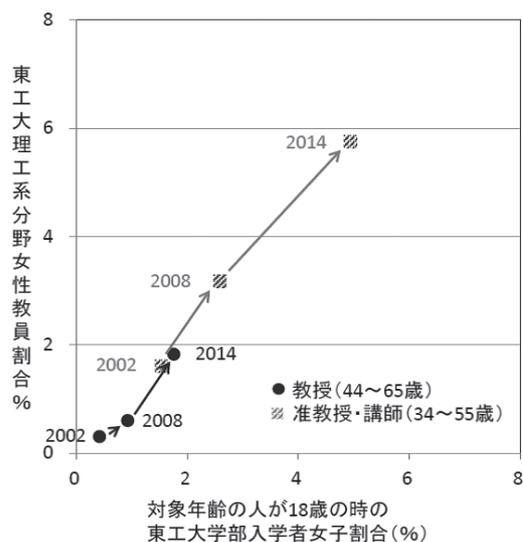
東工大では、育児、介護といったライフイベントを抱えて、教育・研究に十分な時間を取れない時期の研究者を対象に、アシスタントを雇用する費用支援、子育て中の全教職員・学生を対象に、突発的な事態に対応するためのベビーシッター派遣の支援を行っている。女性研究者だけのための制度としていないことで、「周囲への遠慮も、周囲からの異端視もなく、使い易い制度である。」との声が多い。本制度化により直ちに女性研究者が増加することはないが、ライフイベントによるハンデの解消に役立ち、大学全体のアクティビティの増加にも役立っている。

世界的に見れば、日本の研究者の女性割合は低く、先進国で最下位になってからおよそ10年経った。詳細を見るまでもなく、割合を低くしている分野は、生物系を除く理学、工学系である。教員の9割が理工系研究者である東京工業大学では、この統計に反することなく、研究者に占める女性の割合が非常に低い。(東京工業大学でも、人文科学や社会科学、外国語を担当する教員や、社会科学と自然科学との融合領域分野では、女性割合が比較的高く、女性教員の中の3割がこうした分野である。)

一般に流通する工業最終製品を使う人の半分は女性である。しかし、そうした工業製品の基礎となる理学系・工学系の研究の多くが男性からの発想でなされているのでは、発想が偏ってしまい、「女性ならではの」の視点で得られたであろう発想、それに基づく工業製品が出てこない。また、自然を相手にした原理原則を見出す観点でも、様々な視点から考え、実証していくことが大事であることに異論を唱える者はいない。東京工業大学では、女性研究者を増やすことで理工系研究の発想を豊かなものにすると考え、女性研究者が研究を進めやすい環境を整える取組みを始めた。2008年のことである。

まずは、在職している女性教員に、「女性だから研究をしにくいと思われる点」と「考え得る、女性研究者が少ない理由」を尋ねるインタビューを行った。その結果は、「女性だから男性だからということ、教育研究を行う点では差を感じない」というものだった。ただ、「出産・育児・介護といったライフイベントがある時に、その時間の融通を上手くできる制度が欲しい。」「現在の教授・准教授の年代が学生だったときの理工系女子

学生は少なかったので現状は仕方ない(下図:当該年齢層が大学選択時に理工系の学部に入学者の割合(図では、東工大への入学者の女子割合を指標にした)が増加したのに合わせて、教授、准教授・講師の女性割合が増加している。)が、それを考えると、理工系の研究者を目指せる女子学生を増やさないとならない。「数が少なく点在するために女性研究者が互いを知らない。コミュニケーションの場を設定できれば、ライフイベントの悩み解消法について話せる。」「女性だけが使える制度にしてしまうと、周囲への遠慮や周囲からの異端視によって、却って使いにくい制度となってしまうので工夫が必要だ。」というコメントが寄せられた。



これらに対処するために、以下の2つの制度を制定した。

1. アシスタント雇用支援:

授業準備、研究データ入力、ガラス器具洗浄、伝票整理(大学では発注・伝票管理・支払業務等

は研究者自らが行っている。)など、研究者に代わって他の人が行えるルーチンワークを行うアシスタントを雇用できるように費用面での支援を行う。研究者がライフイベントに時間を割く必要があり、夕方には帰宅しないとならない時期には(研究者は裁量労働制であり、多くの研究者はルーチンワークを含めてかなりの時間、仕事をしている。)、アシスタントがルーチンワークを行い、研究者は本人でないと出来ない教育研究に時間を使えるようにする制度である。

2. ベビーシッター派遣支援制度：

保育園数の不足問題がクローズアップされているが、在籍研究者にとっては、保育園に入れられないという問題は着任時や産休明けの短期間のことである。これが大きな問題の1つであることは認識しているが、まずは、長期的・普遍的な課題である「突発事態の託児問題」を解決することとした。すなわち、子の急な発熱、研究者本人の夕刻以降や休日の業務、子を通常保育している家族の急病などで、勤務しないとならないが、同時に子の面倒を見る必要がある時の託児である。研究者であれば研究を中断することはできず、特に教員であれば学生指導があって、休暇を取得すれば良いという問題ではない。これを解決するための、緊急避難的な意味でのベビーシッター派遣を支援する制度である。大学がベビーシッター派遣会社と法人契約して、急な派遣依頼にも対応でき、派遣費用の一部を大学が負担するようにした。大学構内でも子の面倒を見られるように専用の部屋も用意した。費用支援では、子の人数や利用時刻に拘らず、研究者本人の使用時間当たりの負担額が一定になるように設定した。

いずれも、支援が過度に1人の利用者に集中しないように、支援額の上限を設ける工夫を行い、女性のみでなく男性でも、ライフイベントを抱える誰でもが使える制度としている。また、1. は研究者のみが対象だが、2. は事務職員、学生も利用できる。実際の利用者の男女比は、ほぼ半々であり、女性研究者からも「女性だけを対象とした制度ではないことで、周囲の理解も得やすく、使いやすい制度となっている。」との声を得ている。女性の労働支援として、女性のみを対象とし

た制度(特に、金銭的な支援や採用・昇進に係るもの)を用意すると、研究という実力で勝負することが求められる場面では軋轢が生じてしまうのである。東京工業大学では、性別に拘らず勝負の土俵に乗る際のハンデを解消して教育研究を進めてもらうことを選択した。

予算に限りがあるため、1. は申請を受けて許可する制度としている。申請書に、必要なアシスタントの条件・費用の他、自分がライフイベントを抱えて教育研究が滞ってしまっている困窮度を記載するのだが、興味深いことに、女性からの申請書には「自分が家事子育てをすべて行っており…」とあり、男性からのものでは「家事子育てを配偶者と半々負担しており…」というものが多い。この辺りの一般的な役割分担を変えていかないと、女性研究者が教育研究を進めて行く土壌ができていかないのだろうと、思わせる一例である。一方、徐々に、「妻の体調が悪く、急に、家事や子育てを行わないとならなくなった。」という男性の利用も出てきて、自分で抱え込まずに助けを求められる雰囲気醸成されてきたことは良かったと思う。

どちらの制度も、ライフイベントがあることによる、教育研究を行う上でのハンデを減らすことに役立っているようで、「論文数が減らずに済んだ。」「国際会議で注目される学術発表ができた。」「学生を丁寧に指導できた。」等の声が多く寄せられている。研究者本人だけでなく、大学全体のアクティビティの向上にも役立っているわけである。

さらには、上述した「点在する女性研究者のコミュニケーションの場」の一つとして、“女性教員の学長との昼食会”を開催している。本来の目的である女性教員同士の話もさることながら、直接学長と話をできる場となっており、好評である。また、「理工系研究者となることを視野に入れた女子学生を増やす」ために、女子高校生向けのイベントを企画し、開催している。理工系一般の研究の面白さや東京工業大学における研究内容について、妙に嘸み砕きすぎずに紹介して、研究を進めて行くことに興味を持って将来の研究者としての自分を想像してもらえるイベントとなるよう、心がけている。

筑波大学におけるリケジョサイエンス合宿・リケジョサイエンスカフェの取組

国立大学法人筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター ダイバーシティ部門 河野 禎之

筑波大学では、理系分野の女性研究者・技術者の次世代育成・裾野拡大の観点から、女子大学生や院生を対象とした取組のみならず、文理選択前の女子中高生を対象とした理系進路選択支援の取組を継続的に実施してきた。本稿では、筑波大学で取り組んできた女子中高生向けの取組として、「リケジョサイエンス合宿」と「リケジョサイエンスカフェ」の内容を中心に紹介するとともに、その意義と今後の課題について述べる。

取組の背景

昨今の女性活躍推進の潮流のなか、理系分野での女性研究者の活躍の推進も強く求められている。しかし、現状では理系分野における女性研究者や、その母数となる女子大学生・院生の割合は依然として低い水準にある。

筑波大学は、かねてよりダイバーシティ推進の基本理念のもと、女性研究者支援を推進してきた。その一環として、将来において多様な人材による科学技術のイノベーション創出を目指すためにも、理系分野における女性の次世代育成・裾野拡大に取り組んでいる。

具体的には、平成25年度より科学技術振興機構の助成を受けながら、女子中高生を対象とした理系進路選択支援の取組として、夏季のリケジョサイエンス合宿と、春季のリケジョサイエンスカフェを実施している。

取組の目的

女子中高生が理系を選択する際の障壁には様々な要因が挙げられるが、「そもそも大学で理系は何を学ぶのか分からない」、「理系に進んだ先の将来像がイメージできない」、「興味はあるが苦手意識が先行して一步を踏み出せない」等の不安や疑問を抱えている生徒は少なくない。そのため、ロールモデルとなる女性研究者との出会いや、研究室で最先端の科学実験を体験することで、女子中高生が理系の多彩な魅力と可能性を知り、不安や疑問を乗り越え、「リケジョの将来像」をイメージできるよう支援することを取組の目的としている。

取組の内容

・リケジョサイエンス合宿

リケジョサイエンス合宿は、夏季（8月頃）に実施する2泊3日のプログラムである（平成27年度は約100名の女子中高生が参加）。

表1に示した平成27年度の例のように、本合宿は筑波大学や近隣の研究機関の協力のもと、第一線で活躍するロールモデル（女性研究者）との懇談会（ラウンドテーブルカフェ）や、筑波大学の理系研究室での実験体験（サイエンス実験体験）等の豊富な体験型のメニューを実施している。

また、合宿中は女子大学生がスタッフとして関わり、学生企画のイベント等を通じて女子中高生同士のつながりを促すとともに、より身近なロールモデルとして、女子中高生の将来の不安や悩みの解消に活躍している。

表1 「リケジョサイエンス合宿」プログラム(平成27年度)

1日目	
午後	・開講式 ・ロールモデル紹介(筑波大学の女性研究者11名) 女性研究者による研究やキャリアに関する紹介(1人5分程度) ・ラウンドテーブルカフェ ※2周実施 女性研究者とのグループ単位での座談会(事前希望制)
夜	・大学生スタッフ企画の交流会 大学生スタッフが企画したゲームによる交流会(宿泊施設にて)
2日目	
午前	・サイエンス実験体験(筑波大学の13分野の研究室) ※1回目 多彩な理系分野(数理系、理工系、医学系、情報系、体育系等)の研究室が各々企画したサイエンス実験(事前希望制) ・(保護者・教員向けセミナー) 保護者や中学高校の教員向けのセミナー、大学教員や研究者との質疑応答や情報交換も実施
午後	・サイエンス実験体験(筑波大学の13分野の研究室) ※2回目 午前とは異なる研究室でのサイエンス実験(事前希望制)
夜	・大学生スタッフ企画のグループワーク 2日間の体験を通じて得たことをまとめるグループワーク(大学生スタッフがファシリテーター)
3日目	
午前	・大型施設見学 筑波大学の大型実験施設(プラズマ研究センター、陽子線医学利用研究センター)の見学 ・グループワーク発表会 グループワークでまとめた成果の発表 ・閉講式

・リケジョサイエンスカフェ

リケジョサイエンスカフェは、春季（2月頃）に実施する日帰りのプログラムである（平成27年度は約50名的女子中高生が参加）。

表2に示した平成27年度の例のように、本カフェでは特につくば近隣の研究機関（企業や研究所）で活躍する女性研究者をロールモデルとすることで、大学以外のより多彩な「リケジョの将来像」を示すことを狙いとしている。

表2 「リケジョサイエンスカフェ」プログラム（平成27年度）

午後	・開講式
	・ロールモデル紹介(筑波大学及び企業や研究所の女性研究者9名) 女性研究者による研究やキャリアに関する紹介(1人5分程度)
	・ラウンドテーブルカフェ ※2周実施 女性研究者とのグループ単位での座談会(事前希望制)
	・(保護者・教員向けセミナー) 保護者や中学高校の教員向けのセミナー、大学教員や研究者との質疑応答や情報交換も実施
	・閉講式

・保護者・中学高校教員向けセミナー

女子中高生と同様に、理系への進路選択に関する不安や疑問を持つ保護者や中学・高校の教員は少なくない。特に保護者は、女子中高生の進路選択において重要な役割を果たしている。平成27年度に本部門が関東圏内の中等教育学校を対象に実施したアンケート調査からは、生徒が進路に関する悩みや不安を相談する相手として最も多い対象は、学年・性別問わずに「母親」であった（表3）。そのため、保護者の抱く理系への不安や疑問に答えることは、女子中高生の理系進路選択を支援するうえで非常に重要な意味を持つと考えられる。

このことを踏まえ、合宿とカフェでは「保護者・教員向けセミナー」を実施し、講師として大学教員や近隣の企業・研究所の女性研究者が、保護者や中学高校の教員からの疑問に直接答える場を設けている（表1及び表2参照）。

取組の成果

平成27年度の取組では、合宿とカフェともに、女子中高生に事後に行ったアンケートからは「理系の面白さや魅力を感じた」：99%以上、「進路選択の参考になった」：96%以上、「興味関心や学習意欲が高まった」：93%以上と、参加者の高い満足度が示された。また、文理選択に迷っていた女子中高生のうち約20%の生徒の理系への不安や疑

表3 進路について誰に相談することが多いか？

		1位（人数）		2位（人数）		3位（人数）	
6年生*	女子	母親	(44)	友人	(12)	学校の先生	(8)
	男子	母親	(24)	友人	(18)	学校の先生	(14)
5年生*	女子	母親	(41)	父親/友人	(10)		
	男子	母親	(28)	友人	(15)	父親	(10)
4年生*	女子	母親	(50)	友人	(6)	父親	(5)
	男子	母親	(29)	友人	(16)	父親	(10)
3年生	女子	母親	(40)	友人	(16)	先輩	(5)
	男子	母親	(40)	友人	(10)	父親	(9)
2年生	女子	母親	(43)	友人	(11)	父親	(10)
	男子	母親	(38)	友人	(14)	父親	(8)
1年生	女子	母親	(58)	友人	(12)	父親	(3)
	男子	母親	(39)	父親	(18)	友人	(7)

*中等教育学校を対象としたため、高校1年生、2年生、3年生に対応する。

問を解消できたことも示された。さらに保護者についても、参加した90%以上の保護者が進路指導や相談の幅が広がったと回答した。

これらの成果の要因には、女子中高生にとっては女性研究者と直接話し合えたこと、研究室で本格的な科学実験を体験できたこと、同世代の仲間や大学生の先輩と出会えたこと等が挙げられた。また、保護者からも実際に活躍する女性研究者から直接話を聞いたことや、保護者・教員向けセミナーで不安や疑問について率直に意見を交換できたこと等を評価する声が多く寄せられた。特に、カフェで大学以外の企業や研究所で活躍する多彩な女性研究者像を示したことは、女子中高生や保護者の持つ限られた理系のイメージを広げることに有効であった。

今後の課題と方向性

本取組の主たる課題は、女子中高生や保護者・教員を問わず、そもそも理系分野に興味関心のない層にいかにかアプローチできるかである。「理系は男子、文系は女子」というバイアスは、わが国において未だ根強く残っている。男女問わず、子どもたちが自分の興味関心を入口として将来を思い描くことができるよう、女性であってもごく自然に理系分野に進み、キャリアを構築できる環境づくりが求められる。そのためには、大学のみならず様々な教育研究機関が連携して多彩な理系の魅力や「リケジョの将来像」を示し、支援していくことが重要であろう。

注) 本取組は平成25年度より国立研究開発法人科学技術振興機構の「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」の助成を受け、実施している。

資生堂 女性研究者サイエンスグラントについて

株式会社資生堂 研究推進部 橋本 有紀子

「資生堂 女性研究者サイエンスグラント」は、2007年に設立された研究助成制度です。日本が持続可能な発展を遂げるためには、科学技術の振興が不可欠です。そのためには、自然科学分野（理工科学系・生命科学系全般）における優秀な女性研究者の活躍が重要であると考え、日本の科学技術の発展に寄与することを期待し、自然科学分野で指導的立場を目指す意欲がある女性を支援することを目的として、本グラントを設立致しました。

資生堂 女性研究者サイエンスグラント設立の考え方

わが国は資源が乏しく、科学技術の進展が日本を支える非常に重要な要素です。世界トップクラスにある日本の科学技術レベルを維持・向上させるうえで、科学技術分野における優秀な人材の確保は喫緊の課題となっています。昨今、女性の活躍が経済成長に欠かせない中で、さらなる科学技術の発展のためにも、女性科学者の重要性は高まっています。

しかしながら、日本の全研究者に占める女性の割合は、世界最下位クラスに位置しています。本グラント設立当時の2007年、全研究者に占める女性割合は12.4%¹⁾でした。自然科学分野の女性研究者に限るとその割合は更に少なく、工学分野における女性の割合は7.0%、理学・農学分野などでも10数%台にとどまるような状況でした¹⁾。当時と比較すると、2014年3月現在、女性の割合は穏やかに増加傾向にありますが、未だ14.6%にとどまっており、諸外国と比較して大きく下回っています²⁾。大学等における指導的研究者の状況はさらに深刻で、助教・講師・准教授・教授と職位が上がるにつれて女性の割合が低くなる傾向は継続しています。

日本の社会において女性研究者が研究生活や科学者としてのステップアップを諦める主な理由として、女性は男性に比べ「出産・育児・介護」といったライフステージの影響を受けやすい等が挙げられていました¹⁾。

そこで我々は、科学技術分野における女性研究者の活躍が一層重要となる将来を見据え、自然科学分野で活躍する優秀な女性研究者の研究活動を

支援し、次世代の指導的女性研究者の育成に貢献することを目的として、「女性研究者サイエンスグラント」を設立しました。

資生堂 女性研究者サイエンスグラントについて

本グラントは、より多くの女性研究者に対象者となっていたくため、年齢制限を設けず、研究分野についても、広く「自然科学全般」としています。

さらに、資生堂は女性が仕事（研究）を継続するには、ライフステージの変化を乗り越えることが大きな課題であることを認識しておりました。本グラントでは、女性研究者がライフステージの影響を受けずに研究を継続することを様々な方法で支援できるよう、研究補助員の雇用費用、出張時のベビーシッター費用など、幅広く活用できます。これは通常の研究助成において、助成金の用途が試薬や機器の購入などに限定されていることと比較して、大きなメリットとなっております。

企業としては比較的多い年間10件の採択数を維持しており、2016年第9回「資生堂 女性研究者サイエンスグラント」受賞の方々を合わせると、今までに89名の女性研究者を支援させていただいています。

(<http://www.shiseidogroup.jp/rd/doctor/grants/science/>)

また、受賞者の研究分野が幅広いため、受賞式での出会いをきっかけに、異分野の女性研究者との共同研究の検討や、情報交換会の開催など、受賞者同志のコミュニケーションも広がっています。

科学技術分野の未来に向けて

現在も、女性研究者のステップアップへの課題として、「出産・育児・介護」等のライフステージの影響が大きいことは相変わらずですが、ロールモデルが少ないために女性研究者自身が将来像を描きにくいこと等も要因として挙がってきています²⁾。

今でこそ資生堂の研究所の女性の割合は約46% (2015年) となっておりますが、20年以上の期間を掛けて、様々な社内施策、支援策を推進してここまで増加してまいりました。職場に女性が増えると、身近な目標、すなわち自分に近いロールモデルを見つけ易くなり、自主的にキャリアアップを考えやすくなるということに繋がります。我々はこのような循環を自然科学分野の女性研究者の方々にも感じていただければと考えています。

一般的に「賞」というと、素晴らしい成果を出された方への敬意を形にしたものが多いかと思いますが、本グラントは、これから、まさに今、活躍しようとしているステージにいらっしゃる方々を、そして研究を進められた後にご自身の周りに影響を与え、後進を育成して未来につなげていただくことを応援したいと考えています。本グラントの選考基準に、研究の先進性、独創性等の項目もありますが、「指導的役割を担う研究者としての考え方」という観点があります。これは、受賞者に、次世代を担う若い女性研究者や女子学生のロールモデルとなっていきたいという我々の思いを込めています。そして、日本の科学技術分野における女性研究者の活躍、未来を応援していきたいところが設立当初からの変わらぬ思いです。

実際に、歴代受賞者の半数近くが受賞後に昇格等、ステップアップされています。過去受賞された先輩の先生が、本グラントの社外審査員をご担当下さるようにもなりました。

このように、本グラントの受賞者が科学技術分野において活躍して周りに影響を与えて行って下さること、また受賞式で面識を持たれた先生方のネットワークから新たな技術・研究等が生まれて

いくなど、本グラントが日本の科学技術の発展と、女性研究者の活躍に貢献できれば、大変嬉しく思います。

参考文献

- 1) 内閣府 平成20年版 男女共同参画白書
- 2) 内閣府 平成27年版 男女共同参画白書



第8回資生堂女性研究者サイエンスグラント授賞式

理工系女子応援イベント「飛行機はなぜ飛ぶの」

三菱重工業株式会社 人事労政部 主席部員 鳥居小路 友貴

三菱重工業株式会社では、多様性を追求するダイバーシティ・マネジメントに取り組んでおり、その重点項目のひとつである「女性の活躍推進」の一環として、理工系女子の採用拡大につながることを目的に、2015年8月、女子学生の理工系への進路選択を応援する理科授業イベントを開催した。本稿では、イベントの内容や、開催に至った経緯等について紹介する。

◆三菱重工の女性活躍推進について

当社は、陸、海、空、そして宇宙にまで及ぶ多様な製品群を有し、「エネルギー・環境」、「交通・輸送」、「防衛・宇宙」、「機械・設備システム」の4つのドメインで事業を展開している。地理的な面でも事業領域は拡大しており、海外売上高比率は50%を上回っている。

今後、グローバル展開をさらに加速し飛躍するためのダイバーシティ・マネジメントの一環として、女性の活躍推進の取組を強化している。現在の取組テーマとしては、「女性従業員数の拡大」、「育児・介護中のキャリア支援」、「女性管理職の計画的な育成」、「風土醸成」の4項目を掲げ、中長期的には「2020年までに女性管理職者数（課長相当職以上）を2014年時点の3倍に引き上げる」ことを目標としている。

本稿で紹介する理科授業イベントは、上述の4テーマのうち、「女性従業員数の拡大」における具体的取組として実施したものである。

◆理科授業イベント開催の背景

「女性従業員数の拡大」を図るための活動としては、まず、単純に女性の採用数を増やすことが考えられる。当社は事業の性質上、エンジニアの採用、とりわけ工学部で機械・電気・材料等の各種工学分野を専攻する学生の採用数が最も多く、このカテゴリーでの女性の割合を増やすことが最も効果的である。ところが、日本では大学で理系へ進む女性の割合が低く、特に工学（機電系）においては約5～6%しかいない。この数少ない理工系的女子学生に当社を志望してもらうべく採用活動を展開してはいるものの、政府の『日本再興戦略』においても女性の積極的登用が掲げられたこと等もあり、「リケジョ」の採用はブームとなっ

ており、母数が圧倒的に少ないことは根本的な課題となっている。

このような状況下、昨年（2015年）6月、内閣府と日本経済団体連合会（経団連）との連携により、理工系学部への女子学生の進学を促進するための施策「夏のリコチャレ～理工系のお仕事体感しよう～」が打ち出された。経団連から会員各企業に対し、夏休み期間中に、女子中高生が理工系への関心を高めるような職場見学等のイベントの開催を要請、それらのイベント情報を、内閣府の女子中高生向けウェブサイト『理工チャレンジ』に登録、一元的に周知するというものである。

当社も前述の課題感を抱いていたことからこの施策に賛同し、女子中高生を主なターゲットとしたイベントを開催することとした。

◆当社イベントの内容

当社では従来から、CSR（企業の社会貢献）活動の一環として、主に小学生向けの理科授業を各地で開催しているほか、横浜・みなとみらいに「三菱みなとみらい技術館」をオープンしており、一般の方々、特に子どもたちが科学技術に触れる機会を提供している。今回、女子中高生向けのイベントを企画するにあたって、これらのリソースを活用し、三菱みなとみらい技術館を会場とした理科授業を開催することとした。

テーマは、当社が開発する国産初のジェット旅客機「MRJ」に設定した。MRJは、イベント実施の前年である2014年秋にロールアウト式典（お披露目）を実施、いよいよ初飛行を迎えるタイミングであり、各種メディアからも注目されていたことから、学生にとっても興味の湧きやすい題材と考えた。（補足：MRJは、理科授業開催の後、2015年11月11日に初飛行に成功）

7月中旬から上述の『リコチャレ』サイトや当社ホームページにて募集を開始、27名（うち男子7名）の参加を得て8月3日に開催の運びとなった。

まず冒頭に、女子学生に向けたメッセージを送るため、実際にMRJの製造部門で働く当社若手女性エンジニアを動員し、理系の進路を選んだきっかけや現在の仕事のやりがいについての講話の時間を設けた。

本編である理科授業は、小学生向けの理科授業で数多くの実績を有し、当社OBであり戦後初の国産旅客機「YS-11」の設計にも携わった山之内憲夫氏を講師に招いた。簡単な実験を交えながら飛行機が浮き上がり飛ぶ原理を学習したのち、実際に各参加者がMRJを模した紙飛行機を制作し、上手く飛ばすために調整していく中で、学んだ原理を実体験してもらった。

女性エンジニアに対しては、進路や仕事について多くの質問が寄せられ、理科授業についても、改良の末に紙飛行機が遠くへ飛ぶと会場では歓声が上がリ、大盛況のうちに終了した。終了後も、希望者は技術館内を自由に見学いただき、科学技術のおもしろさや、それを学ぶことの楽しさを十二分に味わっていただけたものと考えている。

◆今後に向けて

昨年のイベントは成功させることができ、参加者からも好評だったほか、メディアにも取り上げられ、反響の大きさを実感した。一方で課題としては、「周知の難しさ(中高生が企業のホームページを積極的に閲覧することは考えにくく、学校や保護者へのPRが必要)」や、「単発に終わらないための仕掛け(最終的に理工系の進路を選んでもらう動機付け)」といったことが挙げられる。

「リケジョ」の拡大にはまだ課題も多いが、本取組はその趣旨からしても、継続することが何より重要であり、今後も複数日程の設定やコンテンツ拡充等の工夫を重ねつつ開催していきたいと考えている。



【紙飛行機制作の様子】



【紙飛行機の飛行試験】



【全参加者で記念撮影】

平成27年度調査報告

性的マイノリティ支援にかかる課題の整理

神奈川県政策研究・大学連携センター 飯島 幸子 岸本 真祐
中村佐知子 村上 浩幸

【要 旨】

1. 性的マイノリティの人々は、周囲の人々の無理解や偏見などから日々の生活の中で様々な困難を抱え、孤立している場合が多い。自治体における具体的な性的マイノリティ支援の取組みは一部にとどまり、総じて進んでいない。

そこで自治体が支援すべき課題を洗い出すため、①学校、②会社等、③日常生活の大きく3つの生活場面において、「性的指向が同性（両性）にある場合」と「身体上の性と自認する性が一致しない場合」とに分け、性的マイノリティが抱える課題について整理した。また、それらに共通する課題としては「無理解・誤解や偏見・差別的な課題」がある。

2. ①学校、②会社等、③日常生活に共通することとして、男女別に規定されているトイレや更衣室等の設備の利用や制服等の服装規定については、当事者が希望する性別に配慮した対応が考えられる。また、②会社等では当事者の就業希望者に対し、外見上の性別などに捉われない評価・採用に配慮することや、当事者の従業員や顧客に対し、福利厚生や商品・サービスの対象等を拡大させるなどの対応が、③日常生活では、同性カップルであっても婚姻関係にある者と同様の配慮をすることや、福祉施設などで本人の希望する性による対応を可能とするような対応が考えられる。

3. 無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応としては、①普及啓発により理解を広めたり、②相談窓口や交流拠点を整備することなどが考えられる。広域自治体としては、当事者を支援する姿勢を示しながら普及啓発を図り、市町村や支援団体等とも相談事例の情報共有や相談員の研修の実施等で連携・協力を深め、支援体制を強化していくことで、より効果的な支援を行える環境をつくる役割が考えられる。

4. また、国内自治体の既存の取組みを参考とすると支援のアプローチの仕方は様々であり、①同性カップルの生活支援に着眼した取組み（パートナーシップ支援型）、②「内なる要因」を抱える当事者への支援に着眼した取組み（よりそい型）、③性的マイノリティに対する差別や偏見を無くすための意識啓発に着眼した取組み（意識啓発型）の大きく3つのタイプに分けられる。

行政はタイプ別に取組みを行うだけでなく、それらを組み合わせることで、より有効な取組みとなり、そうした取組みが広がっていくことで人々の理解も広まることを期待できる。

5. 「性自認」や「性的指向」は本人の意志で決められるものではない。それが生物学的な男女の別を前提とした社会において「違い」とみなされ、それを理由に偏見に基づいた心理的、経済的、社会的不平等や不利益を強いることは「差別」になる。このような性的マイノリティへの「差別」をなくし、具体的な支援につなげるためには、「LGBTフレンドリー」という考え方を普及することが効果的だと考えられる。

性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のためには、一人ひとりがお互いの「違い」を一つの個性として受け止めて認め合うことが重要である。自治体は、そのような社会の実現に積極的に取り組む必要がある。

目 次

はじめに

第Ⅰ章 性的マイノリティの抱える課題と支援の重要性

- 1 「性的マイノリティ」とは何か
- 2 性的マイノリティの抱える課題
- 3 自治体、支援団体等による積極的な支援の必要性・重要性

第Ⅱ章 性的マイノリティ支援の方向性

- 1 生活場面ごと等からみた対応策の整理
- 2 自治体、支援団体等による対応策の整理

まとめ

(参考1) 性的マイノリティに対する取組みの現状 (県内、国内)

(参考2) 性的マイノリティに対する取組みの現状 (海外)

主要参考文献

はじめに

昨今同性愛や性同一性障害などの性的マイノリティを支援する動きが活発になってきている。自治体では、東京都渋谷区と世田谷区の同性パートナーシップを公的に認める取組みに注目が集まり、企業においても当事者に配慮した社内制度や、当事者向けのサービス・商品を新たに提供するなど、性的マイノリティの従業員や顧客に対応する動きが相次いでいる。

また、性的マイノリティの法的権利に関しては、性同一性障害者については、平成16年7月に「性同一性障害者特例法」が施行されているが、同性愛者については2015年6月、アメリカの連邦最高裁が同性婚を憲法上の権利として認め合法化されたように、欧米諸国を中心に法制度の拡充が図られているものの、日本はそうした動きからは遅れを取っている。

都道府県や市町村は、男女共同参画施策、あるいは人権施策に性的マイノリティへの対応を盛り込んではいっているものの、具体的な支援策については活発であるとは言い難い。本県も、個々の施策での実施の実績はあるものの一定の方向に沿った体系的な取組みはなされていない状況にある。

そこで本稿では、まず性的マイノリティの人々が実際にどのような課題を抱えているかについて、学校、会社等、日常生活の3つの生活場面、また、それらに共通する無理解・誤解や偏見・差別の観点から課題を整理した。そして、それら課題への対応策を検討し、国内外の取組状況を俯瞰しながら、性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のため、自治体における今後の性的マイノリティ支援の方向性を示したい。

第 I 章 性的マイノリティの抱える課題と支援の重要性

1 「性的マイノリティ」とは何か

人々は生まれた時の身体的特徴により男性か女性かに区別され、男性は女性を、女性は男性をというように恋愛対象として異性を選ぶと考えられてきた。しかし、中には生まれ持った性別と自認する性別が異なっていたり、恋愛の対象が同性であるなど、必ずしもそうではない場合がある。そのような人々のことを性的マイノリティという。

性は、①身体の性別¹、②性自認、③性的指向の3つの側面から捉えることができる。

図表 I-1：性を捉える3つの側面

身体の性別	生物学的に男か女かを指すもの。
性自認	「自分は女／男である」など、個人が自認する性別のこと。
性的指向	恋愛感情や性的欲望が主にどの性別に向いているかを示すもの。

先に述べた男または女の性として考えられてきた特徴をこの3つの側面に照らしてみると、例えば「身体の性別」「性自認」が男で「性的指向」が女、「身体の性別」「性自認」が女で「性的指向」が男となるが、性的マイノリティの場合は「身体の性別」と「性自認」が一致しないことや、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている。

この性的マイノリティのカテゴリーを表すときの言葉として「LGBT」がある²。LGBTとは、「レズビアン (Lesbian)」、「ゲイ (Gay)」、「バイセクシュアル (Bisexual)」、「トランスジェンダー (Transgender)³」の4つの言葉の頭文字を合わせた言葉で、このうちLGBは主に性的指向を元に分類、Tは性自認を元に分類している。国内の7.6%、約13人に1人がLGBTに該当すると報告されている⁴。

1 身体上の性別が男女いずれかにはっきり区別できない状態（性分化疾患）である場合もある。

2 「かながわ人権施策推進指針（改定版）」では、性的マイノリティについて「同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人」としているが、本稿では、性的マイノリティの総称として一般的に広く使用されている「LGBT」という表現を使用している。このほかにも、性分化疾患（DSD、出生時のからだの性別が男女いずれかにはっきり区別できない状態）、Xジェンダー（性自認を男性・女性のいずれかとは認識していない状態）など様々なセクシュアリティが存在する。

3 トランスジェンダーのうち、性別適合手術など医療行為を受ける場合の医学的な診断名を「性同一性障害」という。ただし、性別違和を覚えるすべての人が治療を望むわけではなく、「自認する性別として社会生活を送れるのなら、身体への違和感と折り合える人もあり、その程度はさまざまである。」（共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク「セクシュアル・マイノリティ白書2015」）

4 電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2015」。全国69,989人を対象に調査を実施。

図表 I-2 : LGBTとは

L (Lesbian)	性自認が女性で、性的指向が女性の人のこと。
G (Gay)	性自認が男性で、性的指向が男性の人のこと。
B (Bisexual)	性的指向が異性の場合も同性の場合もある人、あるいは相手の性別にこだわらない人のこと。
T (Transgender)	身体の性別と性自認が一致しないという感覚（性別違和）をもっている人のこと。

2 性的マイノリティの抱える課題

性的マイノリティの当事者は、周囲の人々の無理解や偏見などから日々の生活の中で様々な困難を抱えている。学校や就業先での出来事をはじめ、地域社会や各種サービスを利用しようとする際など、生活場面のあらゆる場面で直面する困難から生きづらさを感じている場合が多い⁵。

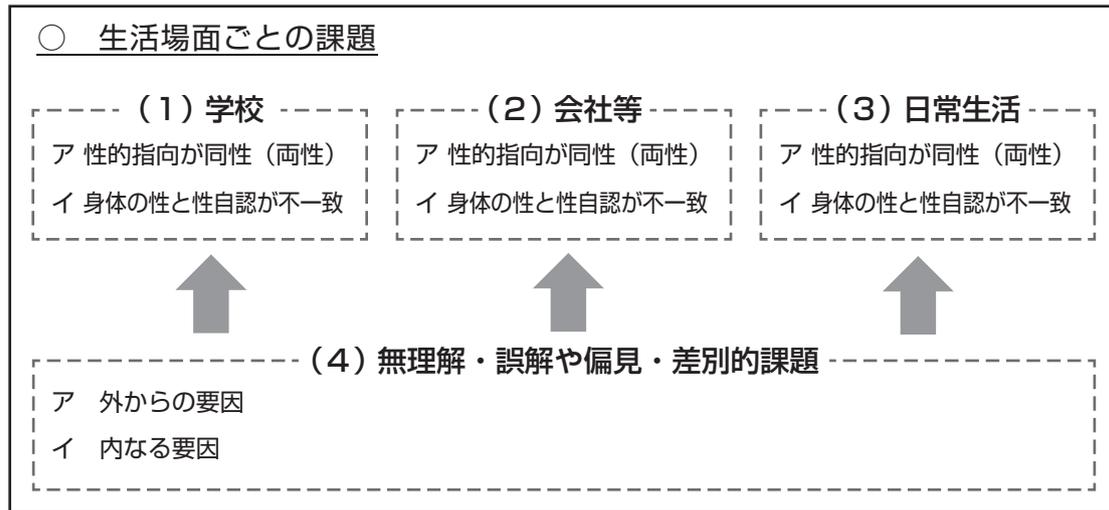
また、性的マイノリティのうち、「性的指向が同性（両性）にある場合」と、「身体上の性と自認する性が一致しない場合」とでは、抱えている困難が異なっている。

そこで本稿では（1）学校、（2）会社等、（3）日常生活の3つの生活場面において当事者が直面する困難を抽出し、「性的指向が同性（両性）にある場合」と「身体の性と性自認が不一致の場合」の、それぞれの状況で抱える課題を分類する。

その上で、それらの困難を生じさせている共通の要因として考えられる「（4）無理解・誤解や偏見・差別的課題」について整理する。

5 ゲイ・バイセクシュアル男性に対するインターネット調査では、全体の65%が自殺を考えたことがあると回答しており、うち15%前後は実際に自殺未遂の経験があるとしている。（「厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業 ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」日高庸晴ほか（2007））

図表 I-3：性的マイノリティが抱える課題（全体像）



(1) 学校

まず、3つの生活場面のうち、学校において当事者が直面する課題について考えられる事項は次のとおりとなる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

性的指向が同性（両性）にある場合に、学校において考えられる課題としては、性教育があげられる。保健体育などの場では、恋愛感情を抱く対象が異性を前提としたものとなっている場合があり、同性愛は異質なものという認識を抱かせてしまう。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

身体上の性と自認する性が一致しない場合においては、男女別となっている設備を利用する際や行事に参加する場合の困難が挙げられる。例えばトイレや更衣室の使用や体育などの授業、健康診断や修学旅行などの宿泊行事への参加、校則で定められた髪型や制服などがあげられる。

また、当事者が自認する性別とは異なる戸籍上の性別によった名前を使用することや、当事者に対する周囲の呼び方（～君、～ちゃん等）といった呼称・敬称・一人称が、自認する性別と異なることに違和感を感じている場合もある。

図表 I-4：学校における課題

<p>ア 性的指向が同性(両性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育 	<p>イ 身体の性と性自認が不一致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ・更衣室 ・体育 ・健康診断 ・宿泊行事 ・髪型 ・制服・体操服 ・呼称・敬称・一人称 ・学生寮
---	---

(2) 会社等

次に会社等においては、次の事項が課題として考えられる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

同性同士のカップル（以下「同性カップル」という。）でパートナーがいても、民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないため、夫婦であれば利用できる勤務先の福利厚生の対象とならない場合が多い。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

会社等の場面で考えられる困難としては、就職活動の際の問題と就業後の職場での問題に分けられる。

就職活動時に提出する履歴書や卒業証明書などに記載される戸籍上の性別と、本人が自認する性別が異なる場合、その事実を明らかにすることや、見た目の性別が異なることなどによって、採用の対象とされなくなる場合があり、就職に不利となる。

就職することができたとしても、学校の場合と同じく、トイレや更衣室などの施設の使用や、服装、社内行事など、男女別に規定されていることについて困難を感じることとなる。

図表 I-5：会社等における課題

<p>ア 性的指向が同性(両性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生 	<p>イ 身体の性と性自認が不一致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書 ・卒業証明書 ・成績証明書 ・各種社内書類 ・健康診断 ・トイレ・更衣室 ・制服 ・社内旅行 ・呼称・敬称・一人称 ・社員寮
--	--

(3) 日常生活

そして、日常生活では、次の事項が課題として考えられる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

日常生活の場面で考えられる困難としては、同性カップルが、民法上婚姻が認められていないために、婚姻関係であれば親族としてなし得る手続きが達成されないことに起因する困難が挙げられる。

例えば同性カップルが共に生活していこうとする場合に、差別や偏見から不動産業者の理解が得られず住居が借りられないことや、医療機関でパートナーが入院した時に、親族ではないとして説明を受けられなかったり、面会謝絶時に面会できなかつたりすることや、親族間で割引サービスを受けることができるいわゆる「家族割引」、生命保険の受取人など、親族となれないことで手続きに困難を感じていることがある。

災害時の避難施設では、家族単位でスペースが割り当てられるため、同性パートナーと同じスペースで避難生活を送ることに理解を得られないことや、パートナーの所在を確認しようとしても親族でないことを理由に情報提供を拒まれるといった事例がみられた⁶。

また、DVシェルターについては、同性カップル間で暴力を受けた場合、保護を求めても、相談員が性的マイノリティである被害者からの相談に対応したことはないなど、相談があっても十分な対応ができない⁷、同性カップル間の暴力が配偶者や事実婚の場合と同様の問題と考えられず対応に消極的となる、などの理由で受入れられないなどのケース⁸がある。別の調査では、保護を受けることができたとしても、シェルターにおいて担当者が違和感を抱いたり、どのように対処したらよいか困惑するといった内容の回答があった⁹。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

福祉施設において男女別のケアを受ける場合や、災害時の避難施設などで戸籍上の性別によって支援などを受ける場面においても困難を感じることもある。

また、様々な手続きをする際の書類に性別を記入する場合、困難を感じる事となる。

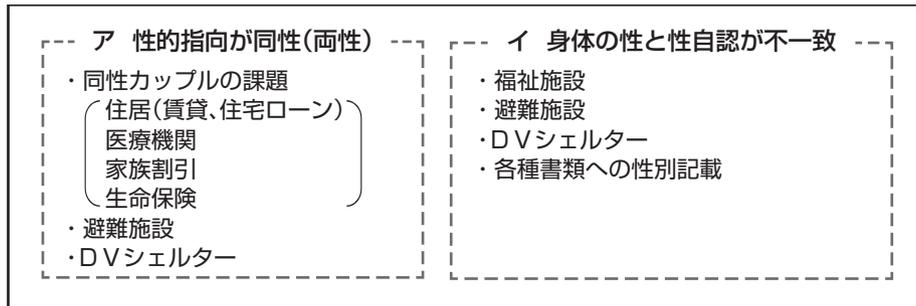
6 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」

7 内閣府「配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査」

8 同性のパートナーから暴力を受けたとする女性からの申し立てを受け、裁判所が配偶者暴力防止法に基づく保護命令を片方の女性に出しているケースもある。（日本経済新聞（平成19年8月31日）掲載）

9 北仲千里「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」

図表 I-6：日常生活における課題



(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題

また、3つの生活場面における課題を生じさせている共通の要因として、無理解・誤解や偏見・差別的課題がある。

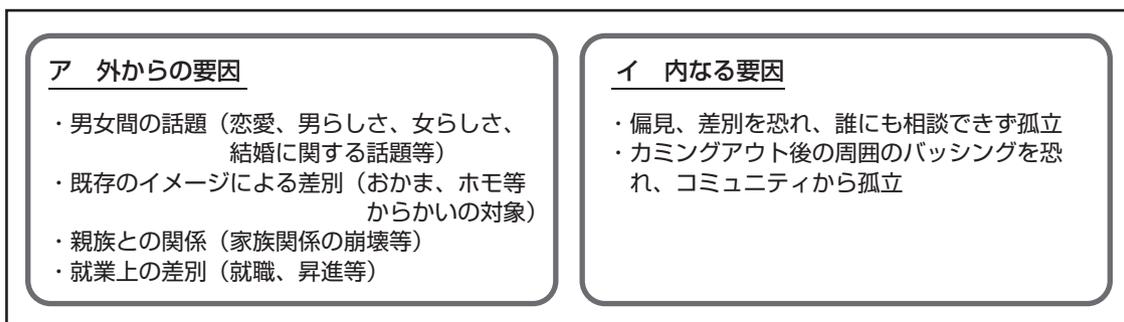
多くの人々は性的マイノリティについて知識を持っておらず、身体上の性別による異性愛を前提として、男(女)はこうあるべきといった固定観念のもと生活をしており、そこから生じる言動が当事者に生きづらさを感じさせる要因となっている。

また、いわゆる「オネエ系」といったタレントの存在などが、性的マイノリティを揶揄するイメージとつながり、笑いやからかいの対象とするような雰囲気となることで、意識的にも無意識的にも当事者を追い詰めている場合がある。

これらの課題は、性的マイノリティ全般にわたるもので、当事者を取り巻く人々の無理解・誤解や偏見・差別に起因するものである。

そこで無理解・誤解や偏見・差別的課題のうち、周囲の人々の無知や誤った認識による言動から受ける困難を「外からの要因」として、性的マイノリティ当事者が心理的に抱える問題を「内なる要因」として整理すると次のとおりとなる。

図表 I-7：無理解・誤解や偏見・差別的課題



ア 外からの要因

例えば学校や職場などでの恋愛や結婚に関する話題は、異性愛であることがあたりまえのようになっており、当事者にとっては苦痛となる。

また、マスコミなどによる、性的マイノリティを揶揄するイメージから、「ホモ」、「おかま」といった当事者からすると差別となる言葉が使われることや、カミングアウトしたものの親族の理解が得られず、家族関係がうまくいかないなどといったことがあげられる。

また、偏見から、会社等においては就職活動が不利となったり昇進ができなかったりする場合もある。

イ 内なる要因

性的マイノリティ当事者は、生活をしていく中で「外からの要因」を避けるために、自分が当事者であることを隠していたり、誰にも相談できず、悩みを抱え込んだ状態であったり、カミングアウトをした場合でも周囲から受け入れられなかったりするなど、孤立している場合がある。

このように、性的マイノリティが抱える課題は、様々ある。この中には、住民一人一人の意識の変革や、学校や職場など関係当事者の対応で解決可能な課題も相当程度みられるが、例えば同性カップル間の遺産相続の問題など、法整備等が行われな限り、現実的には解決が難しいものもある。そうした点については、第Ⅱ章で改めて整理することとする。

3 自治体、支援団体等による積極的な支援の必要性・重要性

2014年7月、国連人権委員会は日本に対し、①LGBTの人々に対する啓発活動の強化、②LGBTの人々に対する差別・偏見等の防止措置、③自治体レベルでの同性カップルに対する公営住宅の入居要件の緩和、等について勧告を出している¹⁰。このように、世界的にも日本国内の自治体による性的マイノリティ支援の取組みが求められているところであ

10 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>)

市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づく第6回政府報告に関する自由権規約委員会の最終見解(2014年7月24日)

「性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。また、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。」

る。

また、当事者が性的マイノリティであると自覚した時期については、小学校高学年から高校までにかけて集中しており、そのことを打ち明けた相手としては、両親や担任の教師、養護教諭といった大人世代ではなく、同世代の友人が多い状況¹¹にある。

この背景の一つには、子どもは、一番信頼できる存在でいてほしいと思っている大人に打ち明けることで、これまでの関係が壊れたり、拒絶されることを恐れていることが考えられる¹²。

その一方で、「誰にも話していない」と回答した人が4割もおり、その主な理由として、「理解されるか不安だった」「話すといじめや差別を受けそうだった」と、周囲の反応に対する不安が大きいことが分かる。

実際に、小学校から高校までの間に身体的暴力、言葉による暴力、性的な暴力、無視・仲間はずれのいずれかを経験した人は7割近くおり¹³、その半数が誰にも相談しない状況にあった¹⁴。いじめや暴力により、「自殺を考えた」「わざと自分の身体を傷つけた」などの深刻な事態に至る場合もある¹⁵。

こうした状況に対し、都道府県や市町村は、男女共同参画施策、あるいは人権施策に性的マイノリティへの対応を盛り込んではいるものの、具体的な支援策については活発であるとは言い難い。本県も、個々の施策での実施の実績はあるものの一定の方向に沿った体系的な取組みはなされていない状況にある。

11 性的マイノリティ当事者の実態については、民間団体「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」が実施した『LGBTの学校生活に関する実態調査』（2013）を参照（当該調査は、平成25年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業の助成を受けて実施）。対象をトランスジェンダーのみに絞った割合でみると、父親や母親に話した割合が比較的多かった。性別違和を抱えている場合には、服装や立ち振る舞いなどのジェンダー表現に関わる部分やジェンダークリニック受診の必要性等から、周囲の大人に打ち明けざるを得ない事情が背景にあることがうかがえる。

12 「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」が実施したアンケート調査によれば、「親から『一時の迷いだから精神科へ行け』『同性愛は治療できる』と言われ、強制入院させられた」、「（親に）カミングアウトしたところ、家族の中で無視をされたり、死んだ者として扱われたりした」といった声が当事者から聞かれた。

13 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン『LGBTの学校生活に関する実態調査』（2013）。学校の友人や同級生のLGBTに対する差別的な冗談やからかいを何らかの形で見聞きした経験を持つ当事者は、全回答者の8割を超えている。

14 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン『LGBTの学校生活に関する実態調査』（2013）。一方で誰かに相談した人も半数近くの割合であり、相談したことで比較的解決に向かうことも明らかになっている。

15 日高（2001）の調査では、異性愛男性に比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは5.98倍高いという結果が得られている。

図表 I-8：男女共同参画、人権施策における性的マイノリティへの言及

男女共同参画施策

	都道府県	市町村
推進計画、行動計画、プラン、指針等によるもの	8/47	22/1,718
条例等によるもの	—	9/1,718

人権施策

	都道府県	市町村
推進計画、行動計画、プラン、指針等によるもの	34/47	15/1,718

(出所)「性的マイノリティについての全国調査：意識と政策」報告会(2015年11月28日開催)
配布資料を加工再編

参考：(都道府県別) 男女共同参画、人権施策における性的マイノリティへの言及

＜男女共同参画施策＞

	都道府県	条 例	行動、計画、指針、推進プランなど	開始	使用されている文言
1	秋田県		第3次秋田県男女共同参画推進計画	H23.3	性的少数者
2	静岡県		第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実施計画	H26.3	性同一性障害など
3	大阪府	大阪府男女共同参画推進条例		H14.4	性的マイノリティ
			おおさか男女共同参画プラン2011-2015	H23	性同一性障害、性的指向
4	鳥取県		第3次鳥取県男女共同参画計画	H24	性的マイノリティ
5	岡山県		第3次おかやまウィズプラン	H23.3	性同一性障害、性的指向
6	大分県		第3次おおいた男女共同参画プラン	H23.3	性的指向、性同一性障害
7	鹿児島県		第2次鹿児島県男女共同参画基本計画	H25.3	性的指向、性同一性障害
8	沖縄県		第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～	H24.3	性同一性障害など

＜人権施策＞

	都道府県	条 例	行動、計画、指針、推進プランなど	開始	使用されている文言
1	北海道		北海道人権施策推進基本方針	H15.3	性的マイノリティ
2	栃木県		栃木県人権施策推進基本計画	H18.3	性的指向、性同一性障害
3	群馬県		人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	H17.3	同性愛者、性同一性障害の人
4	埼玉県		(改定) 埼玉県人権施策推進指針	H24.3	性的指向、性同一性障害
5	千葉県		千葉県人権施策基本指針	H16.2	性同一性障害、同性愛者
6	東京都		東京都人権施策推進指針～東京ヒューマン・ウェーブ21の展開～	H12.11	同性愛者、性同一性障害
7	神奈川県		かながわ人権施策推進指針(改定版)	H25.3	性的マイノリティ
8	新潟県		新潟県人権教育・啓発推進基本指針	H16.4	性同一性障害
9	富山県		富山県人権教育・啓発に関する基本計画	H19.3	同性愛者
10	石川県		石川県人権教育・啓発行動計画	H17.3	性同一性障害者
11	福井県		福井県人権施策基本方針	H25.7	性的指向、性同一性障害
12	長野県		長野県人権政策推進基本方針	H22.2	性的指向、性同一性障害
13	岐阜県		岐阜県人権施策推進指針(第2次改定)	H25.3	性同一性障がい者、性的指向、HIV感染者
14	静岡県		静岡県人権施策推進計画(改定版)〔ふじのくに人権文化推進プラン〕	H23.3	性同一性障害者、同性愛者
15	愛知県		人権教育・啓発に関する愛知県行動計画	H13.2	性同一性障害者・同性愛者等性的少数者
16	石川県		石川県人権教育・啓発行動計画(改定版)(案)	H27.3	性的少数者、性同一性障害者、同性愛者・同性愛者
17	三重県		三重県人権施策基本方針	H18.3	性的マイノリティ
18	滋賀県		滋賀県人権施策推進計画	H23.3	性的マイノリティ
19	大阪府		大阪府自殺対策基本方針	H24.4	性的マイノリティ
			大阪府人権施策推進基本方針	H13.3	性的マイノリティ
20	奈良県		奈良県人権施策に関する基本計画	H16.3	性同一性障害
21	和歌山県		和歌山県人権施策基本方針	H22.2	性同一性障害
22	鳥取県		鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂一	H22.11	性的マイノリティ
23	岡山県		第3次岡山県人権政策推進指針	H23.3	性同一性障害、性的指向
24	山口県		山口県人権推進指針	H24.3	性同一性障害
25	徳島県		徳島県人権教育・啓発に関する基本計画	H16.12	性同一性障害者
26	香川県		香川県人権教育・啓発に関する基本計画	H15.12、 H25.12	同性愛者、性同一性障害者
27	愛媛県		愛媛県人権施策推進基本方針	H22.1	性的マイノリティ
28	福岡県		福岡県人権教育・啓発基本指針	H15.6	性的マイノリティ
29	佐賀県		佐賀県人権教育・啓発基本方針(改訂版)	H18.10	性同一性障害者
30	長崎県		長崎県人権教育・啓発基本計画(改訂版)	H24.2	性同一性障害、性的指向
31	熊本県		熊本県人権教育・啓発基本計画(第2次改訂版)	H24.3	性同一性障害、性的指向
32	大分県		大分県人権尊重施策基本方針	H22.8	性的少数者
33	宮崎県		宮崎県人権教育・啓発推進方針	H17.1	性的少数者
34	鹿児島県		鹿児島県人権教育・啓発基本計画	H16.12	性的指向

(出所) 「性的マイノリティについての全国調査：意識と政策」報告会(2015年11月28日開催)
配布資料を加工再編

第Ⅱ章 性的マイノリティ支援の方向性

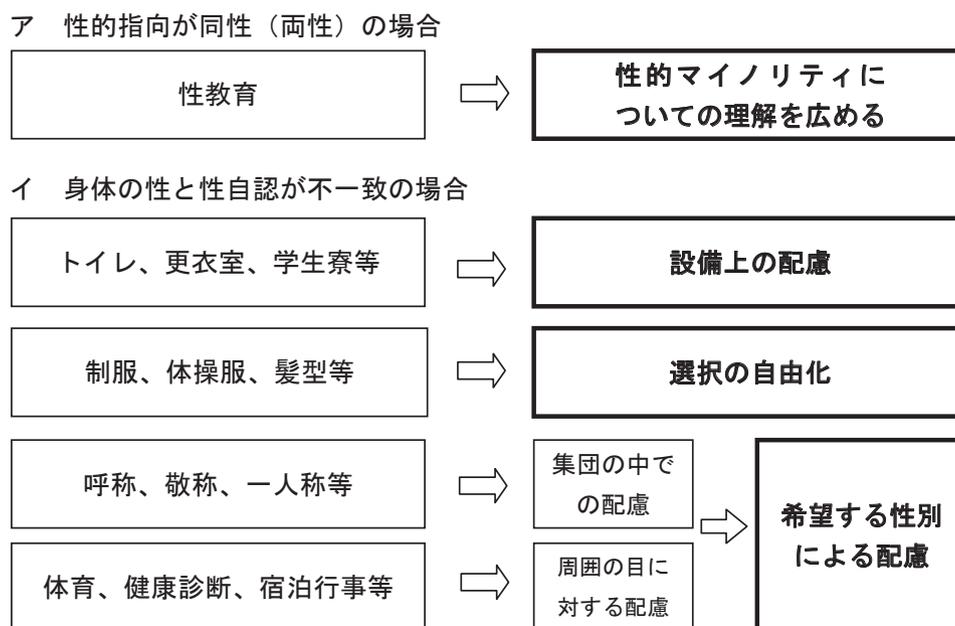
1 生活場面ごと等からみた対応策の整理

前章では、性的マイノリティが抱える課題について、(1) 学校、(2) 会社等、(3) 日常生活、の生活場面ごとに、また、それらいずれにも共通する、(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題により整理した。本章では、それぞれの課題への対応策を検討していきたい。

(1) 学校における課題への対応策

図表Ⅱ－1は、学校などで想定される課題についてどのような対応をすれば改善へ結びつくかを検討したものである¹⁶。

図表Ⅱ－1：学校における課題への対応策



ア 性的指向が同性（両性）にある場合

性教育については、性的マイノリティを取り上げることで理解を広めることができ、当事者が周囲から受ける困難の解消をはかることが期待できる。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

男女別となっているトイレや更衣室、学生寮等の使用については、教員用を提供したり、多目的トイレを使用させるなど、設備上の配慮をすることで改善が見込まれる。

16 文部科学省では平成27年4月に各都道府県教育委員会担当事務主管課長等あてに「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知し、性同一性障害に係る児童生徒の心情等に十分配慮した対応について、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供、指導・助言を要請しており、学校現場では当該通知に基づく配慮が求められているところである。

制服や体操服などの服装、髪型等は、それぞれが自認する性別に見合ったものを自由に選択できるように配慮することで当事者の希望にかなうものとなる。

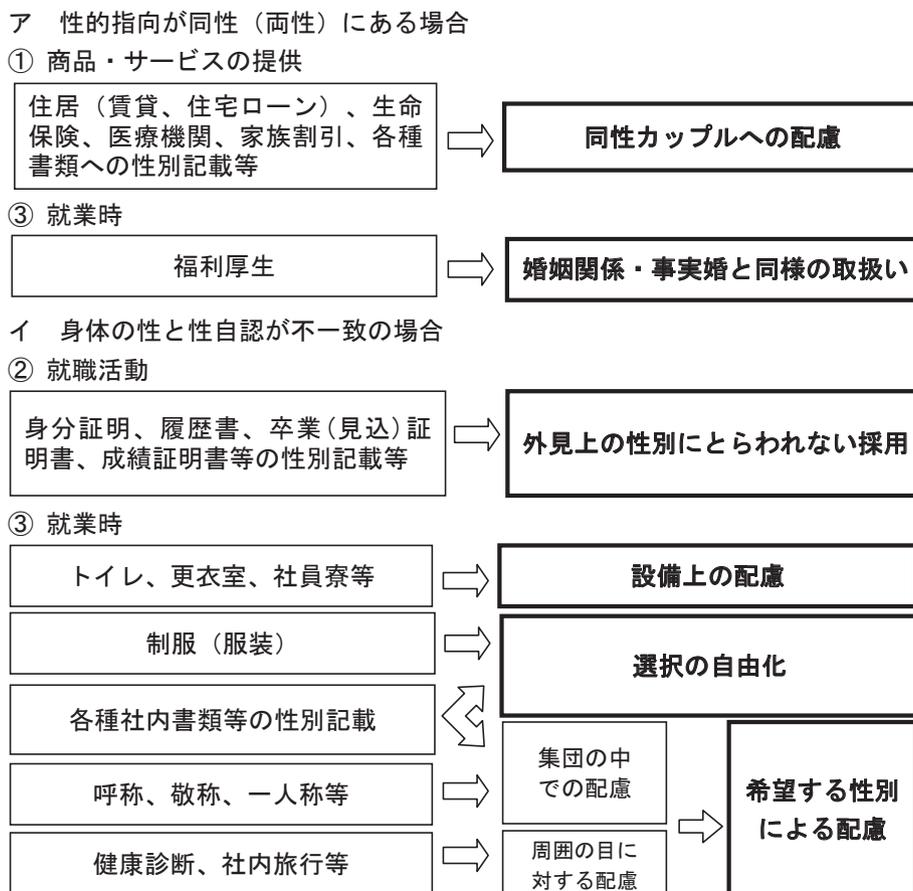
呼称・敬称・一人称については周囲の人々が、体育や健康診断、宿泊行事への参加等については主催者が当事者の希望する性別による配慮をすることで、当事者の抱える困難は改善される。

これらの対応は、学校において、検討し実践することが可能であると考えられ、当事者の存在が見えない状況においても、潜在化しているものとして対応することが求められる。

(2) 会社等における課題への対応策

図表Ⅱ－２は、会社等で想定される課題について、どのような対応をすれば改善へ結びつくかを検討したものである。会社等が性的マイノリティ当事者と関わる場面は、①商品・サービスを提供する時、②就職活動時、③就職後の就業時の3つが想定され、ここではそれぞれの場面ごとの課題について対応策を検討する。

図表Ⅱ－２：会社等における課題への対応策



ア 性的指向が同性（両性）にある場合

①では、不動産業者、医療機関、生命保険会社などが提供するサービスや、家族割引などが同性カップルであっても利用できるようになれば、当事者の困難は改善される¹⁷。

③の福利厚生については、同性カップルであっても、婚姻関係や事実婚である場合と同様の取扱いとすれば、配偶者として制度を利用できるようになる。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

②の就職活動時に提示される履歴書等へ記載されている戸籍上の性別と、本人が自認する性別との違いにより差別することをなくし、外見上の性別に捉われない評価、採用に配慮することは可能である。

③では学校と同様に、男女別となっているトイレや更衣室等の使用については、多目的トイレの使用をすすめるなど、設備上の配慮をすることで改善が見込まれる。

制服などの服装規定等は、それぞれが自認する性別に見合ったものを自由に選択できるように配慮することで当事者の希望にかなうものとなる。

また、呼称・敬称・一人称については周囲の人々が、社員旅行等については主催者が、関係者の理解を得ながら、当事者の希望する性別により配慮をすることで改善される。

これらの配慮は、会社等において、意識啓発や職員研修などを通じて周囲の人々の理解を広めながら検討し、対応することが可能であると考えられ、当事者の存在が見えない状況にあっても、潜在化しているものとして対応が求められる。

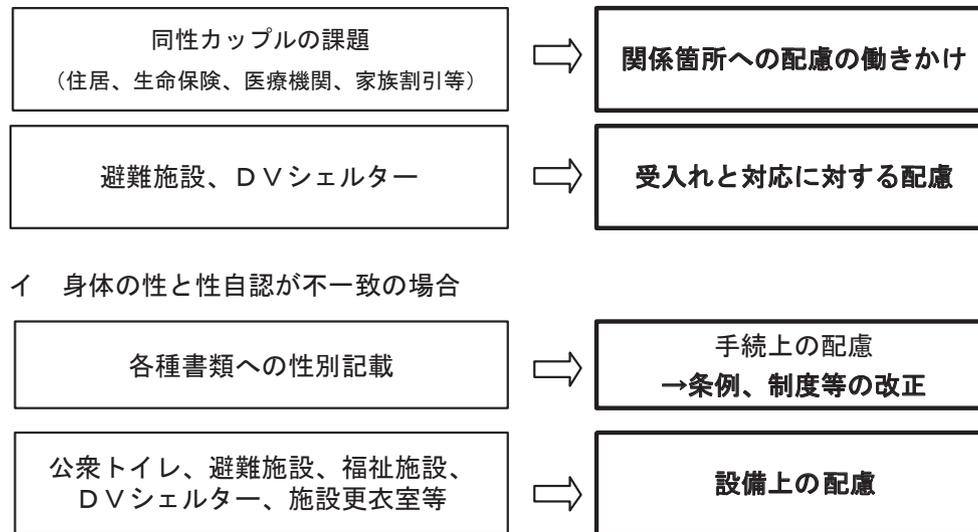
(3) 日常生活における課題への対応策

図表Ⅱ－３は、日常生活で想定される課題のうち、主に自治体による取組みが想定される課題について、どのような対応をすれば改善へ結びつくかを検討したものである。

17 最近では同性パートナーでも一定の条件を満たせば死亡保険金の受取人として指定できる生命保険や、性的マイノリティ支援をうたった不動産業者など、性的マイノリティを対象とした民間サービスが出始めている。

図表Ⅱ-3：日常生活における課題への対応策

ア 性的指向が同性（両性）にある場合



ア 性的指向が同性（両性）にある場合

同性カップルが住居や生命保険などの商品サービスを受ける際に、同性カップルであっても支障なく利用できるよう自治体が関係各所へ働きかけを行うことで、会社等の対応を促進する後押しとなる。

また、災害時の避難施設については、同性カップルであっても希望があれば婚姻関係にある者と同様にカップルで利用できるように受入れに配慮すること、DVシェルターについては、同性からの暴力であっても、配偶者や事実婚と同様に保護の対象となるよう担当者の理解や、対応可能なシェルターの確保を進めることが必要となる。

イ 身体の性と性自認が不一致の場合

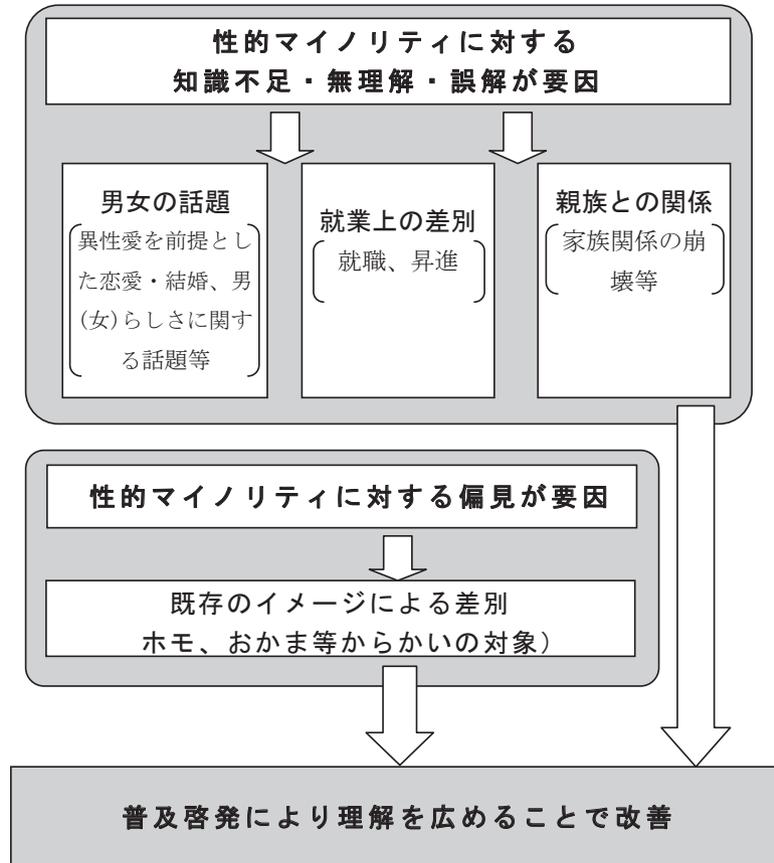
自治体において使用する各種書類の性別欄を、制度上必要のない場合は見直し、削除することが適当である。

また、男女別に設置された公衆トイレや公共施設の更衣室などは、学校や会社等の取組みと同様に、多目的トイレの利用など設備上の配慮をすれば改善される。自治体が設置する福祉施設やDVシェルター、災害時の避難施設などにおいては、戸籍上の性別を前提とした運営から、本人の希望する性に可能な限り対応できるよう、性的マイノリティの存在を意識した配慮に加え、スタッフだけではなく同時期に利用する利用者の理解や配慮も必要であり、ソフト面・ハード面両面で工夫や配慮することができれば、当事者の困難が軽減される。

(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応策

図表Ⅱ－４は、無理解・誤解や偏見・差別的課題のうち、外からの要因について、改善するための方策を検討したものである。

図表Ⅱ－４：無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応策（外からの要因）

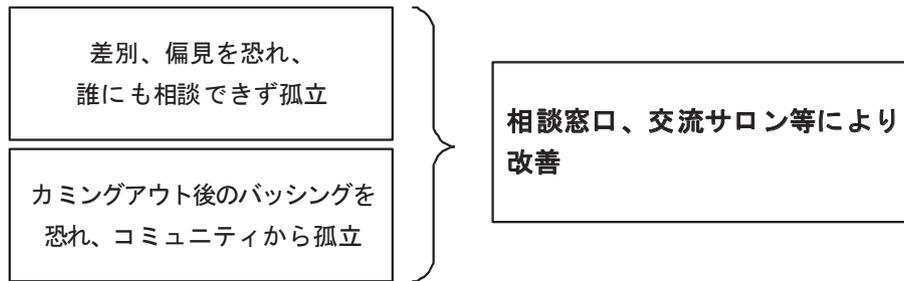


多くの人々は、身体の性別による異性を愛を前提とした考えを疑わず、性的マイノリティの存在について意識せずに生活をしている。そのように意識されないこと、適切な情報を得る機会を持たないことが性的マイノリティに対する無理解、誤解や偏見へとつながり、無意識のうちに差別的発言をして、当事者を傷つけている場合がある。例えばマスコミなどによるイメージから、「ホモ」や「おかま」は笑い者のような存在となり、これらの言葉を使うことが、当事者からすると遠まわしに嘲笑されていると感じられてしまうこととなる。

そうした偏見や誤解、無理解を解消しなければ、外からの要因を解消することは難しい。そのためには普及啓発により理解を広めることが重要となってくる。

また、図表Ⅱ－５は、無理解・誤解や偏見・差別的課題のうち、内なる要因について、改善するための方策を検討したものである。

図表Ⅱ－５：無理解・誤解や偏見・差別的課題への対応策（内なる要因）



当事者自身が抱える困難としては、性的マイノリティであることに対する差別・偏見を恐れて誰にも相談できずいたり、カミングアウトをしたとしても周囲の理解が得られず、バッシングを受けるなど、周囲から孤立してしまう場合があることが挙げられる¹⁸。そうした当事者へ目を向け、孤立させずに支援の手を差し伸べる取組みも必要である。

こうした状況を改善するための方策として、相談窓口や交流サロンを設置し、悩みを解消することや、同じような立場の人との出会いの場を設けることで孤立させないようにするなど、当事者を支えていくことが重要と考えられる。

特に、交流の場が居住地から遠方にしかないために、親にカミングアウトできていない青少年は参加できない、交通費を持っていないなどの理由で、参加したくてもできない青少年など、当事者は様々な状況におかれている。そうした当事者への支援を進めるためのネットワークづくりなども考えられる。

2 自治体、支援団体等による対応策の整理

前述したように、国連人権委員会が日本に対し性的マイノリティへの差別を禁止するよう勧告を出しているほか、国内でも、公共団体が管理する宿泊施設において、同性愛者の団体が宿泊利用拒否をされた件について、平成9年東京高等裁判所判決では「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた肌理の細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである」とされた¹⁹。

このような状況から、自治体の早急な取組みが求められており、それぞれの優先取組み課題・領域等を検討し、対応可能なことから率先して取り組むべきである。

そこで、対応の方向性及び法改正の要否別に具体的な対応について整理する。

18 支援者団体等へのヒアリングにおいて、当事者が周囲から孤立しがちであるとの意見は複数聞かれた。

19 東京高等裁判所 平成9年9月16日判決。

(1) 自治体による支援の方向性

これまで性的マイノリティの抱える課題について整理し、その対応策について検討してきたが、国内自治体の既存の取組み²⁰を見ると支援のアプローチの仕方は様々であり、①同性カップルの生活支援に着眼した取組み（パートナーシップ支援型）、②「内なる要因」を抱える当事者への支援に着眼した取組み（よりそい型）、③性的マイノリティに対する差別や偏見を無くすための意識啓発に着眼した取組み（意識啓発型）の、大きく3つのタイプに分けられる²¹。

図表Ⅱ－6：国内自治体の取組みの類型

タイプ別	支援の着眼点	主な自治体
①パートナーシップ支援型	自治体としてパートナー関係を認める書面を交付するなど、同性カップルの生活支援に着眼した取組み	東京都渋谷区、世田谷区、兵庫県宝塚市など
②よりそい型	電話相談や交流スペースの設置など孤立しがちな当事者を支える取組み	大阪市淀川区、沖縄県那覇市、神奈川県横浜市、横須賀市など
③意識啓発型	差別禁止を条例に明記、性的マイノリティについての普及啓発など、住民に対する意識啓発に着目した取組み	東京都文京区、東京都多摩市など

それぞれの自治体がタイプ別に取組みを行うだけではなく、組み合わせることで、より有効な取組みとなり、そうした複合的な取組みが広がっていくことで、人々の理解も広まることが期待できる。

市町村と広域自治体である都道府県での役割の違いとしては、市町村は、区域内の当事者を対象にし、孤立するなど存在が見えにくい当事者に対するきめ細やかな支援を心がけること、都道府県は広域自治体として、市町村や支援団体など性的マイノリティ支援に関わる機関や団体を効率的につなぐコーディネート機能や、市町村の個別の取組みを支援するなどの幅広い支援を役割として担っていくことが効果的である。

(2) 法改正を要さない対応例の整理

前項では課題の対応策について検討をしてきたが、以下では、法改正を要さない対応例を示すものである。

20 国内自治体の取組みについては（参考1）P.54～を参照。

21 例として挙げた自治体はその取組みだけを行っているわけではなく、代表的な取組みとしてタイプ別の分類を行った。

自治体、支援団体、学校や会社等様々な主体がそれぞれの立場で支援を行っているが、支援の取組みがより広がるよう各々がどのような役割を担うか等の整理をすることが今後の課題となる。

ア 当事者への支援

① 相談窓口のネットワーク化

自治体や支援団体等が連携・協力し、都道府県域における性的マイノリティの相談にかかる支援体制を強化する。

(背景)

性的マイノリティの人々の中には、相談しようにもどこに連絡をすればよいか分からない人がいるため、都道府県・市町村・支援団体等において相談窓口やホットラインが開設されていても、十分に活用されていないケースもみられる。また、当事者が居住する市町村や近隣に相談窓口や支援団体がない場合があり、悩みを抱えたまま孤立する可能性も考えられる。

<主な取組み>

- ・対象者の居住地や相談内容に応じて県関係機関、市町村、支援団体の窓口等を紹介するなど、支援体制づくりを行う。
- ・相談窓口が設置されていない地域については、窓口（移動窓口）を設置するなど、支援に地域差が出ないように配慮する。
- ・窓口（電話）対応を行う相談員を対象とした基礎研修を実施する。
- ・県・市町村・支援団体等の相談事例を収集し、相談対応向上のための情報共有を図る。
- ・小・中・高生を対象に、親や学校を通じずに相談ができる場を紹介する。
参考：法務省「子どもの人権SOSミニレター」の配布など
- ・性的マイノリティに対応する担当部署、相談窓口、ホットラインを明確化する。

② 交流拠点の設置

自治体や支援団体等が連携・協力し、当事者の交流拠点となる場を設ける。

(背景)

自らの性的指向や性自認について、周囲との関係の悪化を恐れて打ち明けることができず、孤立しがちな当事者は、簡単にアクセスできるインターネットなどを通じて誤った情報を得たり、理解者となり得る当事者との交流を求めて犯罪に巻き込まれるなどのリスクを抱えている。（特に若者に多い。）

<主な取組み>

交流拠点の設置を促進し、交流に役立つ情報を取りまとめ、発信する。

交流拠点に期待される機能は以下のとおり

- ・性的マイノリティ関連図書、資料等を揃えたスペース
- ・都道府県・市町村・支援団体の取組みを紹介するスペース
- ・性的マイノリティ関連のイベント（交流、普及啓発）を開催
- ・世代別の性的マイノリティ交流会の開催

イ 会社等への対応

① 雇用対策

当事者への差別をしないよう周知を図るとともに、当事者の就労支援を行う。

(背景)

性的マイノリティの人々は、職場の同僚や上司に自らの性自認や性的指向等について知られると、解雇されたり居づらくなるのではないかと不安を抱えている。それは裏を返せば、職場が、性的マイノリティに理解や共感を示し、受け容れる体制になっていないことを示している。そのことは、実際に職場で勤務する当事者だけでなく、これから就職しようとする当事者の採用等にも影響を及ぼしている。

<主な取組み>

- ・会社等の人事担当者を対象としたイベント等（有識者や当事者の講演、会社等における取組事例の紹介等）を実施する。
- ・就職活動中の当事者向けの就活セミナーの開催や、情報提供を実施する。

② L G B Tフレンドリー企業の認定

性的マイノリティ当事者を積極的に雇用したり、社内で積極的に支援等を講じている企業を「L G B Tフレンドリー企業」として認定し、広く公表することで企業の性的マイノリティ支援の機運を高める。

(背景)

企業等における性的マイノリティ支援を促進するためには、企業側にとってメリットとなるような付加価値をつける必要がある。海外などでは性的マイノリティに寛容な姿勢であるかが投資や選好の一つの基準となっており、企業の経済活動にも影響を与えている。

＜主な取組み＞

- ・会社等における性的マイノリティ支援の取組みを広く募集。
- ・取組内容の程度に応じて、LGBTフレンドリー企業の認定（5段階で表示）を行う。
- ・認定企業をホームページ等で周知。

参考：Human Rights Campaign（人権キャンペーン財団）（アメリカ）

企業をLGBTにフレンドリーかどうかで評価し、企業平等指数で示すことで、投資家等がその企業を評価する基準とする。主な評価基準は性的指向、性自認とジェンダー表現に基づく差別度、LGBTに関する研修の実施、育児介護休業法のLGBTへの遵守度、LGBTコミュニティへの適切かつ敬意を表す広告、トランスジェンダー包括的な健康保険給付、LGBTの人々のための平等な権利の目的を損なう活動に対する拒否度など。

BOX 会社等での性的マイノリティへの支援の取組み

最近では、一部の会社等において性的マイノリティについての取組みが進み始めており、こうした取組みは様々な職場において参考とすべきものが多い。（図表「会社等の対応例」を参照。）

しかし、世間一般に十分には浸透してきたとは言いがたく、取組みを広げていくためには、前述のように、性的マイノリティの支援に取組む会社等に自治体や支援団体等がサポートするなどの支援策が考えられる。

また自治体は、会社等の取組みを促すだけでなく、自らも職員に対する取組みを率先して行っていくべきである。

図表：会社等の対応例

取組み	内容
差別禁止の明示	性的マイノリティへの差別を禁止する旨を社内規定などに明示
社内研修、意識啓発	従業員向けの性的マイノリティについての理解を得るための研修や社内キャンペーン等の実施
福利厚生	結婚祝金、育児休業など戸籍上の男女にとらわれない福利厚生制度の実施
就業支援	採用における性的マイノリティへの配慮
イベント等支援	性的マイノリティのコミュニティの活動への支援（イベントの後援など）

ウ 普及啓発²²

ホームページや広報物などで性的マイノリティ支援について普及啓発することに加え、性的マイノリティを理解し、積極的に支援する姿勢であることを対外的に示すために、PR映像の作成や公共施設のライトアップを行う。

(背景)

当事者へのヒアリングからは、当事者を理解し、積極的に支援していることを様々な形で対外的に示すことが、当事者の気持ちを受け止めることにつながるとあった。

<主な取組み>

- ・ PR映像の作成

性的マイノリティへの差別禁止を訴える映像を作成し、ホームページで公表する。

参考：(Youtube)

国連 同性愛嫌悪に対する国連からのメッセージ

法務省 あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権

- ・ 公共施設の虹色ライトアップ

ライトアップイベント時などに、虹色（性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する6色の虹色）のライトアップを実施。

エ その他

① 職場研修

職場内の理解を広め、当事者を理解し、積極的に支援する環境を実現するために研修を実施する。

<主な取組み>

- ・ 有識者や支援団体による研修を実施。
- ・ 研修修了者には研修を受講した旨を表す「修了証」を配付し、携行するようになる。
- ・ 庁内ガイドラインの作成（研修でできない細かい部分を、Q&A方式で補足することで、使える知識としていく）。

²² 企業等のほか、自治会などを通じた地域社会への働きかけ、医療機関、保育施設、私立学校などあらゆる場面で性的マイノリティへの支援に取組むきっかけとなるよう、普及啓発につとめ、理解を広めていくことが重要である。

② 公共施設における性的マイノリティ配慮の実施

公共施設において性的マイノリティに配慮した取組みを進める。

<主な取組み>

- ・公共施設において、性的マイノリティに配慮した取組みを行うようにする。(多目的トイレへの表示や、福祉施設などで希望する性別による行政サービスを提供する等)
- ・性的マイノリティに配慮した取組みを行っている旨を公表し、当事者が利用しやすいようにする。

③ 公営住宅のあっせん

同性カップルが事実婚と同様に公営住宅に入居できるよう配慮する。

(3) 法改正を要する課題の整理

ここまで整理・検討してきた課題は、関係当事者の対応で解決可能といえるが、法定事項であるなど関係当事者だけでは、解決が困難な課題もある。それらを整理すると、次のとおりとなる。

ア 性的指向が同性（両性）にある場合

性的マイノリティの中でも同性カップルについては、民法上婚姻が認められていないため、婚姻により認められる法的権利を持たない。

例えばパートナー間で配偶者として遺産相続を受けられないことや、パートナーの被扶養者として公的医療保険の被保険者や、公的年金の第3号被保険者となることができない。

また、同性カップルが異性間で婚姻している場合と同様に、二人の子どもとして子育てをしようとしても、子（養子）の親権はパートナー関係にある者のうちどちらか片方しか得られない。

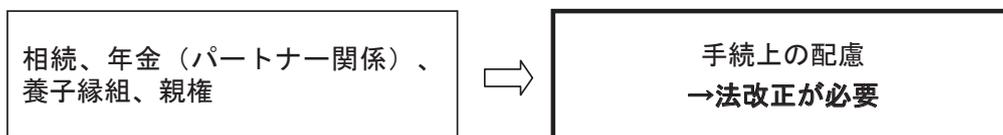
イ 身体の性と性自認が不一致の場合

法律上男女の記載をされることが決められているパスポートやマイナンバー制度における個人カードなど、自認する性とは異なる性別表記に思い悩む、各種証明書との本人確認において外見から性別が異なるのではないかと質問を受けることが精神的負担になる、といった困難があげられる。

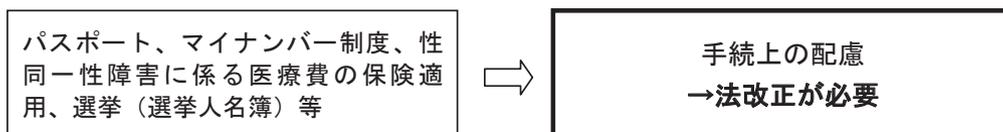
また、選挙の投票所で選挙人名簿に基づき本人確認をされる際に、名簿に記載された性別と見た目の性別が異なることで、本人かどうか疑われる可能性もある。

図表Ⅱ－7：法改正を要する課題の整理

ア 性的指向が同性（両性）にある場合



イ 身体の性と性自認が不一致の場合



まとめ

本稿では、性的マイノリティが抱える課題を、（１）学校、（２）会社等、（３）日常生活の生活場面ごとに、また、いずれにも共通する、（４）無理解・誤解や偏見・差別的課題により整理し、それぞれの課題への対応策を検討した。

特に、「日常生活」の中で、自治体の対応が想定される課題については、①普及啓発（相談窓口や交流サロンの開設）、②各種書類への性別記載等の手続きやトイレ等の設備上の配慮、③当事者が住居や生命保険などの商品サービスの提供を受ける際の関係各所への配慮の働きかけ等、の支援が可能と考えられる。実際、国内の一部の市区町村を中心に、パートナーシップ証明書の発行、交流スペースや相談窓口の開設、性的マイノリティ支援宣言など、積極的に取り組もうとする動きが出てきている。

市町村では当事者へのきめ細やかな支援を心がけ、広域自治体である都道府県では市町村や支援団体などの性的マイノリティ支援に関わる機関や団体とのコーディネート機能などを担っていくことが効果的である。

一方、海外においては欧米諸国を中心に、性自認や性的指向を理由とした差別を禁じ、性別に関わりなく何事も平等に取扱う考え方が広がってきている。

同性婚や結婚に準じたパートナーシップを認め、同性カップルに対して社会的な保障をすることや、国や自治体レベルでLGBTフレンドリー²³を掲げ、性的マイノリティ支援の取組みを表明したり、国外向けに性的マイノリティのための観光マップを作成し積極的に性的マイノリティの観光客を受け入れるなどの動きが見られる。

23 「ゲイフレンドリー」ともいう。性的マイノリティへの理解を示し、積極的に支援する環境であること。

そうした国々では例えば性的マイノリティの活動の拠点となるコミュニティセンターを支援団体や自治体が協力して運営し、支援グループの活動の場を提供したり、就労やホームレスなど性的マイノリティが抱える困難に対する支援をワンストップで行うなど、多岐にわたり活動している。

こうした多くの国々の状況を知ることで、翻せば、母国で公的に認められた性的マイノリティの人々が日本国内を訪問し滞在した場合、彼らへの配慮・対応が求められていることにも気付かされる。

「性自認」や「性的指向」は本人の意志で決められるものではない。それが生物学的な男女の別を前提とした社会において「違い」とみなされ、それを理由に偏見に基づいた心理的、経済的、社会的不平等や不利益を強いることは「差別」になる。このような性的マイノリティへの「差別」をなくし、具体的な支援につなげるためには、LGBTフレンドリーという考え方を普及することが効果的だと考えられる。

性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のためには、一人ひとりがお互いの「違い」を一つの個性として受け止めて認め合うことが重要である。自治体は、そのような社会の実現に積極的に取り組む必要がある。

(参考1) 性的マイノリティに対する取組みの現状 (県内、国内)

ここでは、性的マイノリティが抱える課題に対する本県及び国内外の自治体の主な取組みを紹介したい。

1 神奈川県の実施状況

まず、神奈川県において実施されている取組みを整理すると、神奈川県では「かながわ人権施策推進指針（改定版）」において「性的マイノリティ（同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人）への偏見や差別意識」を、様々な人権にかかわる問題のひとつとして示しており²⁴、これに基づき、人権男女共同参画担当や教育委員会を中心に取組みを行っている。

人権男女共同参画担当においては、ホームページへ神奈川県内の相談窓口を掲載するなどしている。

また、教育現場においては、個別に当事者の状況に応じた支援等が行われているところではあるが、教育委員会においては、主に教職員向けに普及啓発のためのリーフレット、ワークシート集の作成や、研修を実施することで、性的マイノリティへの差別や偏見をなくそうとする取組みを行っている。

図表：神奈川県の実施状況

<人権男女共同参画担当における取組み>

かながわ人権施策推進指針（改定版）への位置付け	様々な人権課題のひとつとして「性的マイノリティ」について記載
ホームページ（人権相談窓口一覧）への掲載	神奈川県内にある人権相談窓口をホームページにおいて紹介（性的マイノリティ専門の相談機関ではないところを含む）
資格・合格証明書の発行について、庁内へ通知	戸籍上の性や氏名を変更した者から資格・合格証明書等の発行申請があった際、変更の事実を確認できた場合はその内容で対応

24 「かながわ人権施策推進指針（改定版）」平成25年3月改定。http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5877/

<教育委員会における取組み>

1 教職員への普及啓発	
(1) 配付物	① 人権教育ハンドブック 人権教育の基本的な考え方や指導方法のポイント等をまとめた「人権教育ハンドブック」に、人権課題のひとつとして性的マイノリティについて記載。 ② リーフレットの作成（「性的マイノリティについて理解する」） 県立学校の教職員一人ひとりが性的マイノリティについての理解を深めることを目的として作成し、配付。 ③ ワークシート集の作成（「人権学習ワークシート集」小・中学校編、高校編） 人権教育を各学校で実践するために、児童・生徒がさまざまな人権課題について考える学習教材を集めた冊子を作成し、配付。人権課題のひとつとして性的マイノリティに関する学習教材を掲載。 ④ ワークシートの作成（「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」） 生涯学習・社会教育の担当者や職場、学校、地域等の方が人権にかかわる研修を行う際に活用するための学習教材を集めた冊子を作成し、人権課題のひとつとして性的マイノリティに関する学習教材を掲載。
(2) 研修講座等	人権教育担当教員や人権教育研究指定校の教員、県及び市町村教育委員会の指導主事等を対象とした人権教育の研修講座の中で、性的マイノリティをテーマとして取り上げる。
2 性的マイノリティへの配慮	
相談窓口	性的マイノリティ専門ではないが、総合教育センターにおける教育相談の中で生徒や保護者からの相談を受けている。

また、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、地域で活動している当事者支援団体と県との協働事業も実施し、支援の幅を広げようとしているところである。

図表：これまでの神奈川県とNPOとの協働事業

事業名/ 事業実施団体	実施年度	事業内容	協働担当部署	
			部署名	役割
MSM健康支援センター事業/ 横浜Cruiseネットワーク (現：特定非営利活動法人SHIP)	平成19 ～ 23年度	県内のHIV感染者の中でも最も大きな割合を占めている男性同性愛者（MSM）を含む性的マイノリティを対象とした「MSM健康支援センター」の運営を行い、専門カウンセラーによる相談事業を実施し、予防啓発や心のケア等トータルの支援を行うとともに、教育機関等とも連携し、一般社会のMSMへの理解を進める。また、MSMを対象とした「HIV即日検査」を実施し、感染者の早期発見、早期治療を実現し、感染の蔓延防止を図り、患者の増加を抑える。	保健福祉局 健康危機管理課	MSM健康支援センター事業
			教育局 行政課	県立学校等への広報の協力等
性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業/ 特定非営利活動法人ReBit	平成27 年度	○ LGBT子どものための自立/就労支援事業 県内の就業支援機関の担当者やカウンセラー等に対し、LGBTに関する理解の普及と正しい知識を周知することで、LGBTの方が適切な支援を受けられるようにするもの。 ○ 普及啓発事業 公開講座を通じ県民へのLGBTの知識啓発を行い、LGBTの子どもに身近な理解者/支援者を養成することで、正しい情報発信の基盤を整備するもの。	県民局 人権男女共同参画課	人権に関わる関係機関などとの調整及び広報
			県民局 青少年課	県内自立支援施設との調整及び研修広報
			保健福祉局 保健予防課	相談支援に関わる関係機関との調整や広報
			産業労働局 雇用対策課	雇用対策に関わる関係機関との調整や広報

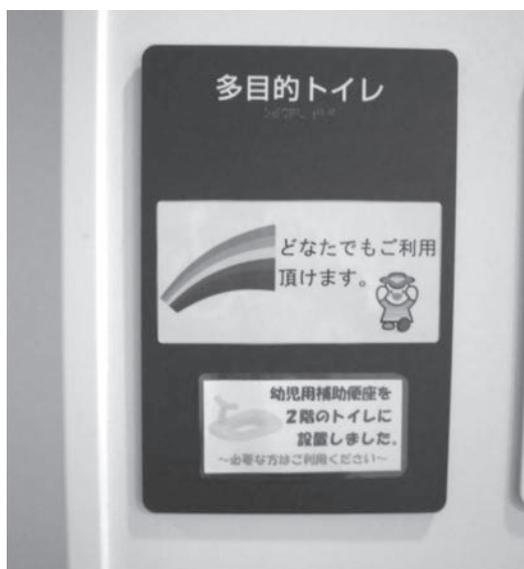
2 その他自治体における取組状況

次に、国内の自治体で行われている取組みのうち主なものを例示したい。

(1) 設備上の配慮に対する取組み

自治体の庁舎内のトイレや更衣室など、男女の区別がある設備については、トランスジェンダーの当事者が自らの性自認による利用に困難を抱えている場合がある。

大阪市淀川区などでは、庁舎内の多目的トイレに性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する6色の虹を表示するなど、当事者の利用に配慮した取組みが行われている。



写真：大阪市淀川区市民協働課より提供。

(2) 各種申請書類の困難に対する取組み

自治体に提出する書類の性別欄に、自認する性別と異なる性別を記載することを苦痛に感じる当事者がいる。

こうした当事者への配慮として、横浜市などいくつかの市町村では、庁内で性別記載欄のある書類について調査し、性別記載の必要がないと判断されたものについては性別欄の廃止を決めている²⁵。

25 東京都武蔵野市における取組みなどが報道されている。

<http://www.sankei.com/region/news/150605/rgn1506050024-n1.html> 2015年6月5日、産経新聞

(3) 自治体の対応によって改善の手助けとなる取組み

国内の法制度上、性的マイノリティ当事者間で婚姻相当のパートナー関係にあっても民法上婚姻が認められていないため、住居を借りる時や医療機関利用等の場面において実際に苦勞することが多い。こうした当事者の困難を改善し、サービスの提供を受けられるようにするため、いくつかの自治体では、当事者のパートナー関係を認める証明書等を発行する動きが出てきている。

渋谷区では、平成27年4月に「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行し、性的マイノリティへの差別禁止について明記するとともに、一定の条件を満たした同性カップルに対して同性パートナーシップ証明書の交付を始めた。

また、世田谷区では、性的マイノリティ当事者からの「当事者の気持ちを受け止めてほしい」との要望に応える形で、パートナーシップ宣誓の取組みを開始した。これは性的マイノリティ当事者が同性カップルであることを区長に宣誓し、区長が宣誓書受領証を発行するものである²⁶。

図表：同性パートナーシップにかかる取組み

	開始した経緯	交付文書	対象	提出書類	根拠条例等
渋谷区 「パートナーシップ 証明書」	区長の性的マイノリティ当事者との出会い	条例に基づく「証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ・2人とも20歳以上 ・2人とも区内に居住し、かつ、住民登録がある ・配偶者がいない ・相手方当事者以外の者とのパートナーシップがない ・近親者でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約公正証書 ・合意契約公正証書 ・申請者の戸籍謄本 	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例10条、11条（区が行うパートナーシップ証明）
世田谷区 「パートナーシップ 宣誓」	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会での質問 ・当事者からの要望書 	要綱に基づく宣誓書の「受領証」	<ul style="list-style-type: none"> ・2人とも20歳以上 ・2人とも区内に居住、または1人が区内に居住し、もう1人が区内に転入予定 	なし	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(4) 無理解・誤解や偏見・差別的課題への取組み

無理解・誤解や偏見・差別的課題への取組みについては、周囲の人々の差別や偏見を無くし、性的マイノリティ当事者が困難を感じなくなるような社会を目指そうとする取組みや、困難を抱えた当事者の支援に重点を置いた取組みなどがみられる。「外からの要因」や「内なる要因」のどちらの要因においても、実施する自治体によって様々なアプローチによる取組みが複合的に行われている。それぞれの取組みの特徴を元に大きく

①性的マイノリティ支援に関する宣言に係る取組み、②当事者支援に重点を置いた取組

26 兵庫県宝塚市や三重県伊賀市においても、世田谷区と同様に宣誓書受領証を発行予定である。
（兵庫県宝塚市については、同市からの回答。三重県伊賀市については、
<http://www.sankei.com/west/news/151227/wst1512270035-n1.html>）

み、③条例における性的マイノリティの差別禁止の明文化、の3つに分類できる。

ア 性的マイノリティ支援に関する宣言

LGBTなどの性的マイノリティが生きやすい社会の実現を目指して、大阪市淀川区では「LGBT支援宣言」²⁷、那覇市では「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言を発表し²⁸、性的マイノリティに関する様々な普及啓発策や支援策に取り組んでいる。

図表：性的マイノリティ支援宣言にかかる取組み

	施行年月	経緯	宣言内容	取組内容
大阪市淀川区 「LGBT支援宣言」	平成25年9月	パトリック・J・リネハン前大阪・神戸米総領事との会談、LGBTイベント「What is LGBT?それぞれの愛」の開催	淀川区では、多様な方々がいきいきと暮らせるまちの実現のため、LGBT（性的マイノリティ）の方々の人権を尊重します！ そのためには… LGBTに関する職員人権研修を行います！ LGBTに関する正しい情報を発信します！ LGBTの方々の活動に対し支援等を行います！ LGBTの方々の声（相談）を聴きます！	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT当事者と職員の意見交換会 ・LGBT普及啓発活動（職員研修、講演会、リーフレット配布、ポスター掲示、特設サイト、特設ツイッター、特設フェイスブックによる情報発信、ニュースレター発行等） ・LGBT電話相談 ・LGBTコミュニティスペース運営 ・レインボー出前講座 ・LGBT職員相談窓口の設置 ・淀川区LGBT支援事業に関する区民意識調査（平成27年度） ・教職員向けLGBTハンドブックの作成（阿倍野区役所及び都島区役所との3区合同）（平成27年度）
那覇市 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言	平成27年7月	宣言によって、これまでの性の多様性を尊重する取組みを、あらためてアピールするとともに、重要な人権問題であることを確認し、市民と協働して一切の差別や偏見をなくしていく決意を表明	人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。 那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市を目指して、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 ・相談対応 ・啓発講座の開催 ・交流会の開催 ・ニュースレターの発行・ホームページやフェイスブックでの情報発信など

イ 当事者支援に重点を置いた取組み

横浜市では、平成27年度から性的少数者支援事業に取り組んでおり、差別や偏見、暮らしの中での困難などから孤立しがちな青少年層を中心とした当事者を支援し、誰もが社会の中で安心して暮らせるようになることを目指すとしている。具体的には①交

27 <http://niji-yodogawa.jimdo.com/>

28 <http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/heiwadanjyo/center/rainbownahadeclaration20150715.html>

流スペース事業（「FriendSHIPよこはま」）、②個別専門相談事業（「よこはまLGBT相談」）などを行っている²⁹。

また、横須賀市では平成21年に「横須賀市人権施策推進指針」において、性的マイノリティについて人権課題の一つとして位置付け、当該指針や人権施策推進会議の委員の提言をもとに、「相談者の人権を守る」、「相談体制を整える」、「正しい知識を伝える」、「関係機関との連携に努める」を柱として、「性的マイノリティに関する施策」を策定した。平成27年度においては、当事者向けに相談窓口の開設や交流の場である「Café SHIPポートよこすか」の開催、市民向けには啓発リーフレットの作成や市施設でのパネル展示、広報紙への掲載、講演会などを実施している。また、市職員向けにも研修会を開催し、当事者への行き届いた対応を目指している³⁰。

ウ 条例における性的マイノリティの差別禁止の明文化

東京都文京区では、平成25年11月、「性的指向又（また）は性的自認に起因する差別的な取扱（とりあつか）い」の禁止を明記した男女平等参画推進条例を施行した。罰則規定はないが、学校や職場でLGBTであることを理由に「気持ち悪い」と言われたり、いじめを受けたりした場合、申し立てをすれば区は調査し、加害者や事業者
に注意喚起できる³¹。

また、多摩市でも平成26年1月に、性的指向を「人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向」、性自認を「自分がどの性別であるかの認識」と定義し、差別禁止をうたった「女と男の平等参画を推進する条例」を施行している³²。

29 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/jinken/seitekisyoususyasien/20151125170907.html>

30 <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/seietkimainoritexi.html>

31 <http://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/jinken/danjo/jyourei.html>

32 <http://www.city.tama.lg.jp/bunka/bunka/23034/index.html>

(参考2) 性的マイノリティに対する取組みの現状(海外)

1 性的マイノリティをめぐる国際的な潮流

1945年10月、国連は人権の国際的な保障を主要な使命として創設された。国連憲章第1条には「人権及び基本的自由の尊重」の「助長奨励」が国連の役割として定められている。

国連における性的マイノリティ擁護の取組みは、2006年のジョグジャカルタ原則（正式名称：性的指向と性自認に関連した国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則）³³に始まった。2008年12月には「性的指向と性自認に関する宣言」³⁴が、加盟192ヶ国が出席する国連総会で、性的マイノリティに関する宣言として初めて読み上げられた³⁵。宣言当時、世界の80近い国々で同性愛者は刑罰の対象であり、少なくとも6カ国にいたっては死刑が科せられている状況だった。宣言には、個人の品位と尊厳を損なう、性的指向ならびに性自認に基づく暴力、嫌がらせ、差別、排除、誹謗、偏見への非難が盛り込まれている。

2011年6月には、南アフリカにより国連人権理事会に提出された決議が採択され³⁶、この決議を受け、国連人権高等弁務官事務所が個人の性的指向と性自認に基づく暴力や差別が蔓延する状況を明らかにした報告書を提出³⁷して以降、国連内では性的マイノリティの人々の権利擁護が公式にテーマ化された。以来、性的マイノリティの人権向上を目指す動

33 2006年11月6日～9日にインドネシアのジョグジャカルタにあるガジャ・マダ大学の国際会議で25カ国29人の専門家による議論をもとに採択され、2007年3月にジュネーブの国連人権理事会にて承認された。国際人権法に関わる公文書として、性的指向と性自認に関する詳細を定義している。(Yogyakarta Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity)

また、国連では以後、ジョグジャカルタ原則で定義された「性的指向と性自認 (sexual orientation and gender identity: SOGI)」という用語を使用している。(『人権、性的指向、ジェンダーアイデンティティ ガイドライン』ノルウェー王国外務省、2012=2014→2015:5)

34 経緯については“*In a First, Gay Rights Are Pressed at the U.N.*”, *The New York Times* (2008年12月18日掲載)を参照のこと。

35 1945年の創設以来、国連では性的マイノリティの権利(性的指向や性自認のあり方にとらわれない平等)が議論されることはまったくなかったが、2008年12月にEUの支援を受け、フランスとオランダにより提出され、決議としての採択が目指された。しかし、アフリカ諸国やムスリム諸国の反対により、宣言として発表されることになった。(http://www.humanrights.ch/de/menschenrechte-schweiz/inneres/gruppen/gender/uno-gv-plaedierte-sexuelle-selbstbestimmung 2009年1月5日更新)

しかし、国連で性的マイノリティの権利について言及することへの既存タブーを打ち破り、同性愛者の権利擁護に関して国連総会で初めて読み上げられた宣言文として、人権のブレイクスルーとなった点が高く評価された。なお、この宣言は国連加盟192カ国中67カ国が賛成・署名しており、その中にはEUの全27加盟国(当時)、アメリカ合衆国、日本をはじめ、とりわけヨーロッパならびにラテン・アメリカ諸国が含まれる。また、本稿で言及する性的マイノリティをめぐる先進国すべてがこれに賛同している。

36 この決議は「世界の全地域における、性的指向と性自認を理由に個人に対して犯された差別と暴力の行為に対する重大な懸念」を表明し、国連がLGBTの人々の権利を初めて支持したものとして、アメリカ合衆国や他の賛同国から「歴史的(historic)」と歓迎された。("U.N. Gay Rights Protection Resolution Passes, Hailed As 'Historic Moment'", *The World Post* (2011年6月17日掲載))

37 76以上の国において、性行為可能な承諾年齢を過ぎた個人間の同性愛行為が犯罪とされ、さらに多くの国々で住居、保健医療、雇用における差別が日常的に行われているなど、この報告書は、性的暴力、身体的暴行、暗殺などを含む、同性愛憎悪(ホモフォビア)に基づく暴力の問題を浮かび上がらせた。(http://www.huffingtonpost.jp/human-rights-watch-japan/lgbt_1_b_4034165.html 2013年12月2日更新)

きが世界的に加速している。

また、国連の専門機関の一つ、世界保健機関（WHO）では、長らく治療の対象としていた同性愛を1990年採択の国際疾病分類第10番（ICD-10）から除外した³⁸。1993年、WHOは再び「同性愛はいかなる意味でも治療の対象にならない」と宣言しており、1994年には日本の厚生省・文部省がこのWHOの見解を踏襲する対応をしているほか、日本精神神経学会も1995年にこの見解を尊重する旨を表明している。以来、同性愛などの性的指向については、矯正しようとするのは誤りであるとの見方が主流となっている³⁹。

一方で、21世紀のトランスジェンダーをめぐる動向は、一定の病理概念のもとで、手術などの適用を条件とし保護を与えるという考え方から、本人の性自認や生き方を尊重して、必要な医療サービスや法的な擁護を与えるという考え方に変化しつつある⁴⁰。

このように、国連では性的指向と性自認を理由とした差別を禁じる動きが年々活発化している。また、海外では欧米諸国を中心に、同性婚や結婚に準じたパートナーシップを認め、同性カップルに対して、婚姻関係にあれば法律上配偶者に与えられる相続権や税制優遇等の社会的な保障をするなどの取組みを進める国が増えてきており、性的マイノリティをめぐる先進国として位置付けられる国も少なくない⁴¹。

38 筒井（2004）、尾辻（2015）によれば、同性愛については、1887年にドイツの性科学者、クラフト・エビングが『性の精神病理』において性的疾患と位置づけ、同性愛を治療の対象とする考えが西欧諸国に広まり、アメリカなどでは同性愛者に電気ショックを与え、「正常」に戻すなどの「治療」が行われていた。しかし、1960年代末になって、アメリカ精神医学会の「診断と統計のためのマニュアル」（DSM）から同性愛を外す当事者の動きが高まり、1973年には精神障害診断基準であるDSM-IIの第7版から「同性愛」という診断名を削除するに至っている。

39 例えば、アメリカの有力団体である米精神医学会がまとめた報告書では、同性愛者に対する社会的偏見に沿った療法は、自己嫌悪の念を強めさせる恐れがあるとし、専門家の一致した意見として、同性愛が正常かつ肯定すべき人間の性的指向の一つだとする見解がまとめられている。（<http://www.cnn.co.jp/usa/35022521.html> 2012年10月2日掲載）

40 『セクシュアル・マイノリティ白書2015』：16。

41 性的マイノリティの人権をめぐる状況は、国・地域によって様々である。世界190余りの国のうち、83カ国で合意に基づく同性間行為が違法とされ、うち5カ国（イラン、モリタニア、サウジアラビア、スーダン、イエメン）とソマリア、ナイジェリアの一部では死刑が適用されるなど、違法化・厳罰化を維持する国々も国連にはほぼ同数、存在している。

また、同様に対抗する形で、ロシアやバチカン市国、イスラム協力機構に加盟する東南アジアや中東の国々の支持を得て、「人権に関するあらゆる国際的取り決めは、人間の伝統的価値観に基づくものでなければならない」という「伝統的価値観決議」が2009年、2012年、2014年と国連人権理事会にて採択されている。（『セクシュアル・マイノリティ白書2015』：9）

2 海外の地域別概況

それでは、以下、海外における性的マイノリティをめぐる取組み状況を、先進地域といわれるヨーロッパと北アメリカを中心に、地域別に概観することとしたい。

(1) ヨーロッパの概況

ア EUの取組み

ヨーロッパでは、2000年に、EUが「雇用と職場における平等」指令（2000/78/EC）を制定し、職場における性的指向に基づく差別を禁止した。同12月に制定されたEU基本権憲章⁴²第21条には、「性的指向を理由とした差別を受けない」権利が明記されている。これにより、性的指向を理由に求職者を不平等に扱うこと、職場で揶揄したり侮辱したりすること、昇進や研修を阻むことが禁じられた。

EUは人権尊重を世界に広めることを対外政策の中心に位置付けており、性的マイノリティに対するいかなる形の偏見や差別にも反対する立場をとっている⁴³。

イ ヨーロッパ各国の取組み

ヨーロッパでは性的マイノリティに係る取組みとして、同性婚を中心に法整備等がなされている。

現在、12カ国⁴⁴が同性婚を導入しており、一方、登録パートナーシップ制度は16カ国⁴⁵で実施されている。また、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、イタリア、そしてスロベニアでは同性婚の合法化が検討されており、ギリシャ、イタリア、ルーマニアでは同性カップルのため、登録パートナーシップとはまた異なる形での合法化が検

42 “Charter of Fundamental Rights of the European Union”（2000/C 364/01）は2000年12月に公布され、2009年12月1日リスボン条約の発効とともに法的拘束力を持つこととなった。

43 <http://eumag.jp/news/h050114/> 2014年5月2日掲載

なお、EUでは、2010年6月に人権作業部会が「LGBTツールキット」の採択を、2013年6月に対外行動庁がLGBTI人権保護のガイドラインを打ち出すなど、世界に向けて性的マイノリティの人々の権利擁護を提唱している。なお、EUでは、LGBTに「I」（Intersex：性分化疾患、男性／女性を特定する染色体パターンが一般的なものと一致しないケース）を加えた、LGBTIという表現がしばしば意識的に用いられている。

「LGBTツールキット」（http://eas.europa.eu/human_rights/lgbt/docs/toolkit_en.pdf）

「LGBTIガイドライン」

（http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/EN/foraff/137584.pdf）

44 2001年のオランダにはじまり、2003年ベルギー、2005年スペイン、2009年ノルウェーとスウェーデン、2010年ポルトガルとアイスランド、2012年デンマーク、2013年フランス、2014年イギリス連合王国、そして2015年ルクセンブルクならびにアイルランド共和国が続いた。

45 オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、スロベニア、そしてイギリス王国。

討されている⁴⁶。

例えばデンマークでは、特定の性的指向によって婚姻から排除されない平等理念により、1989年に世界で初めて同性婚が認められた⁴⁷。また、自己の性自認を尊重する2014年の立法⁴⁸により、医師の診断や性別適合手術・ホルモン注射などを必要とすることなく、本人の申し出だけで性別変更が可能となった⁴⁹。公的書類（婚姻届を含む）に性別の記入が求められることもない。

しかし、フランスのように、1999年10月にPACSと呼ばれる「連帯の市民協約」（同性間パートナーシップの承認）が成立した⁵⁰ものの、2013年5月に同性カップルによる結婚と養子縁組を認める法律が成立した際には、国内の反対派・賛成派それぞれが激しく運動し合い、今も論争がくすぶり続けているケースも存在する⁵¹。このように、近年のヨーロッパでは、EU加盟国を含めてむしろ同性婚（あるいは登録パートナーシップ制度）導入の流れに逆行する動きを見せる国も決して少なくない⁵²。

46 スペインなどのように最初から同性婚を導入する国よりも、一般的には、従来の婚姻とは別の枠組みによる新たなパートナーシップ制度を先に導入し、その後、状況に応じて同性婚、すなわち婚姻の平等化へと進んで行く国の方が多いとされる（渡邊 2013: 99）（谷口 2014: 108）。また、同性婚やパートナーシップ法へと至る過程として、①同性間の性的接触に対して刑事罰を科する法規定（いわゆるソドミー法）の非犯罪化、②性的指向を差別禁止項目のひとつに位置づける段階、そして③同性婚やパートナーシップ法の制定、の3段階が指摘されている（Waldijk 2000: 66）。

47 デンマークに、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンを加え、性的マイノリティをめぐる施策で先進的といわれる、いわゆる北欧5カ国すべてで、すでに同性婚が合法化されている。

48 『セクシュアル・マイノリティ白書2015』: 15。

49 Facebookデンマーク大使館（2015年9月13日掲載）、<https://www.facebook.com/EmbassyDenmark/photos/a.248426095193921.53355.247647068605157/869887409714450/?type=3&theater>

50 同性カップルも異性カップルもいずれも利用できる婚姻に準ずる民事連帯契約により、カップルの関係を保護するという制度であった。（南 2015: 164）

51 <http://eumag.jp/issues/c0415/> 2015年4月6日掲載

52 例えば、2013年6月11日、ロシア下院議会は未成年に対する「同性愛の宣伝」を禁じる法を可決した。（「ロシア『同性愛の宣伝』禁じる法案可決、議会前で抗議も」朝日新聞デジタル（2013年6月12日掲載））他にも、ブルガリア、クロアチア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキアが憲法上、結婚を一人の男性と一人の女性の間で成立する存在として定義した。

図表：主なヨーロッパ諸国の同性婚制度等（2013年8月1日現在）

	制度の種類	制定年	適用対象	相続	社会保障	税制上の 優遇措置	養子制度	関係の解消方法
オランダ	登録制 ¹	1998	同性 異性	○	○	○	○	パートナー間で決定
	法律婚	2001		○	○	○	○	裁判所のみ決定
ベルギー	法定同棲	1998	同性 異性	○	×	×	○	パートナー間で決定
	法律婚	2003		○	○	○	○	異性婚と同じ
フランス	民事連帯契約 (PACS)	1999	同性 異性	○	○	○	×	同意すれば即時。 当事者のいずれか が解消を要求して から3か月後
	法律婚	2013		○	○	○	○	異性婚と同じ
フィンランド	登録制	2001	同性のみ	○	○	○	○ ²	法律婚と同じ
ドイツ	登録制	2001	同性のみ	○	○	○	○ ²	法律婚と同じ
英国	登録制	2004	同性のみ	○	○	○	○ ³	法律婚と同じ
スイス	登録制	2004	同性のみ	○	○	○	×	パートナー間又 は裁判で決定
スペイン	法律婚	2005	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
ノルウェー	法律婚	2008	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
スウェーデン	法律婚	2009	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
オーストリア	登録制	2009	同性のみ	○	○	○	×	一方の死亡又は 裁判所の判決
ポルトガル	法律婚	2010	同性のみ	○	○	○	× ⁴	異性婚と同じ
アイスランド	法律婚	2010	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ
アイルランド	登録制	2010	同性のみ	○	○	○	×	裁判所の決定
デンマーク	法律婚	2012	同性 異性	○	○	○	○	異性婚と同じ

1 「登録制」は登録パートナーシップ制度を指す。

2 他方のパートナーの実子との養子縁組のみを認める。

3 北アイルランドを除く

4 2013年5月17日に共和国議会の本会議で、他方のパートナーの実子又は養子との養子縁組を認める改正法案を可決（施行期日は未定）。

（出所）国立国会図書館（2013）「諸外国の同性婚制度等の動向—2010年以降を中心に—」

（2）北米の概況

ア アメリカ合衆国の取組み

アメリカ国内の性的マイノリティをめぐる状況に目を向けると、2015年6月に最高裁が同性婚を憲法上の権利として認める判断を下し、この判決により全米で同性婚が事実上、合法化されることになった⁵³。

53 「同性婚『全米州で合憲』連邦最高裁判決、論争に決着」朝日新聞デジタル（2015年6月27日掲載）

州ごとの取り組みでは、例えばニューヨーク州における、18歳以下のLGBTの若者を対象とした性的指向転換セラピー⁵⁴への医療保険を適用外とする発表⁵⁵や、ワシントンD.C. コロンビア特別区での、「LGBTQ⁵⁶文化適正継続教育改正法」の制定及び同区内の医療従事者にLGBTに関する研修受講の義務化⁵⁷などがある。

また、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ等の主要都市を中心にLGBTコミュニティセンター⁵⁸が設置されており、そこを拠点に数々のNPO団体が支援活動を行っている。センターでは、HIVや精神疾患等のケア、就労・自立支援、DV対策等、主に性的マイノリティに対し、様々な支援策を講じている。

イ カナダの取り組み

カナダでは、2005年に同性婚が法制化された。カナダにおける同性婚は、カナダ国籍を持たない外国人やカナダに居住していない者でも利用可能な制度であるため、婚姻証明書を求めてカナダ国外から訪れる同性カップルもいるという⁵⁹。

カナダでは小学生の段階で、異性愛者のほかに生まれつき同性愛者の人やトランスジェンダーの人が一定の割合で存在することを教育していることもあり、性的マイノリティに対する差別や偏見は、都市・地方を問わず少なく、宗教的な抵抗も比較的薄いといわれる⁶⁰。

ウ 北米2カ国の現況と課題

いまや全国レベルで同性婚を承認するにいたったアメリカとカナダであるが、同性婚の問題はLGBTの権利をめぐる問題の中の一角を構成している要素に過ぎない。

例えば、医療現場においては性的マイノリティ（特に同性愛男性）への扱いの差異が依然として存在する。カナダの血液供給の非営利団体、カナダ血液事業（Canadian Blood Services）は、1977年より、一度でも男性と性的関係を持つ男性⁶¹からの献血を受付けていなかった。同様に、合衆国の政府機関、アメリカ食品医薬品局（FDA）

54 性的指向を同性愛から異性愛へと転換させることを目的とした治療行為。

55 <https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-executive-actions-banning-coverage-conversion-therapy>

56 LGBTに「Q」（Questioning：セクシュアリティのアイデンティティについて未確定で、男でもあり女でもある／男でもなく女でもないケース）を意識的に加えた表現。

57 <http://lims.dccouncil.us/Download/33671/B21-0168-Introduction.pdf>

58 主に性的マイノリティへのサービス提供や、当事者の家族、アライ（支援者）による相互交流の拠点となる施設の総称。

59 南（2015: 165）

60 角屋（2004: 135）

61 「男性と性的関係を持つ男性（those related men who have sex with men）」をMSMと呼び表し、MSMに対して独自のポリシーを設けている。（<https://www.blood.ca/en/msm> 2016年3月閲覧）

も1983年より、エイズの蔓延を防ぐ目的で同性愛男性の献血を生涯にわたって禁止してきた⁶²。両国のこれらの方針はともに、性的マイノリティ当事者らによって繰り返し問題視されてきた。しかし、近年の急速な展開を受け、カナダでは2013年に「男性と最後の性交渉をしてから5年が経過した男性は、献血適格者である」という新方針を打ち出した⁶³。また、アメリカでもつい先頃2015年12月、最後の性交渉から12ヵ月を経た場合に限って男性同性愛者の献血をおよそ30年ぶりに解禁する方針を発表した⁶⁴。しかし、FDAのこの対応には性的マイノリティの関連団体などから猛反発する声が上げられている⁶⁵。

3 海外の特徴的な取組み

以降、ここでは、海外の特徴的な取組みをいくつか紹介したい。

<高齢者支援>

デンマーク・コペンハーゲン市において、LGBT⁶⁶向けの高齢者施設を開設するほか、アメリカ・サンフランシスコにある民間団体では、高齢者のスキルに応じた雇用サポートや当事者同士の交流サポート、健康向上のためのプログラムなどを提供している。

<就労・自立支援>

アメリカ・アラバマ州では、LGBTの14歳～24歳の若者を対象（国籍不問）とした就労支援施設を開設し、AIDSに関する教育、アート鑑賞のための課外活動、健康向上のための夜間プログラムなどの教育プログラムを提供している。また、就労支援だけでなく、自己表現やリーダーシップ開発等のサービスプログラムを提供することで、彼らの生活を向上させる取組みを行っている。

62 <http://www.nbcnews.com/id/18827137> 2007年5月23日更新

63 <https://www.blood.ca/en/msm> 2016年3月閲覧

64 「男性同性愛者の献血、条件付きで解禁 米」AFPBB News日本版（2015年12月22日掲載）

65 この期に及んで条件を付けることが「HIVが男性同性愛者の疾患という偏見」を助長するという趣旨や、現在の科学技術や血液スクリーニング検査の性能に照らしても「12ヵ月経過の条件は正当化できない」という憤慨の声を上げられた。（『ゲイも献血OK』ただし条件が… 米30年ぶり解禁で賛否両論」産経ニュース（2015年12月27日掲載）

66 この項で挙げている海外の取組みでは、本稿で使用する「性的マイノリティ」という表現が使われておらず、対象を「LGBT」としていることから、この項では対象者をそのまま「LGBT」として表現する。

<普及啓発>

アメリカ・アラバマ州では、教育現場や職場における人権侵害について、刑事告発等を行っている。また、スペイン・マドリッドでは、LGBT向けの情報を掲載した観光ガイドを作成している。

<その他>

アメリカ国内には、LGBTを対象に支援サービスを提供する施設「LGBTセンター」が約160ある。アメリカ国内でも最大規模のサンフランシスコLGBTセンターでは、LGBTの若者を対象に、キャリアカウンセリング、就職説明会、食事の提供を行っている。また、全年代を対象に資産運用・賃貸契約に関する説明会などの自立支援を行うほか、施設内には医療機関も備えており、男女別に加え、トランスジェンダー向けのトイレを整備するなどの支援を行っている。

アメリカ・フロリダ州マイアミでは、LGBTのためのオリンピックである、ワールドアウトゲームズについて誘致活動を行い、2017年の招致が決定した。10日間にわたりゴルフ、バスケットボールなどのスポーツ競技や映画賞、ダンス、聖歌などの文化競技など450以上の競技が実施される予定である。

(参考) 海外における性的マイノリティ支援の取組み事例

	目標・ねらい	実施主体／ 協力機関（助成等）	対象／内容	特徴
高齢者支援				
LGBT向けの高齢者施設「Slottet」開設（デンマーク／コペンハーゲン市）	世界の第一線を誇るLGBT先進国のデンマークであるが、いまだ高齢者世代のLGBTの人々への理解は進んでいない現状がある。LGBTの高齢者世代が、アイデンティティを隠すことなく、生き生きとした時間を過ごすための場所を提供する。	コペンハーゲン市当局／ 市内の公営老人ホーム	コペンハーゲン市内の高齢者／ デンマークのコペンハーゲン市では、65歳以上になると、公営老人ホームへの入居が可能になるが、2015年に国内初のLGBT向けの高齢者ホームをNørrebro地区に開設。	LGBT向け老人ホーム。逆差別に繋がるので、LGBTでない人も入居を排除しない。
LGBT高齢者向けのサービス提供（アメリカ／サンフランシスコ）	LGBT当事者が抱える問題の内、高齢化に関連する問題がいくつかあり、それらに対処するために作られた組織である。 全米のすべての地域でLGBT高齢者に対するより深い理解促進と、当事者に対する支援をすることで、LGBT高齢者のQOLを向上させる。	Sage（セイジ）／ 連邦政府・州議会等	全米のLGBT高齢者（全国29箇所の拠点を整備）／ 本部はワシントンD.C.Sage（Services & Advocacy for GLBTElders）はLGBT高齢者の生活向上を目的に設立された、アメリカで最古であり、最大の組織。アフィリエイトプログラム、SAGENetを通じてLGBT高齢者にサービスやプログラム（スキルに応じた雇用サポート、当事者同士の交流サポート、健康向上のためのプログラム）を提供している。	LGBT当事者だけではなく、高齢者施設職員に対しても、ケア・ニーズ把握のための訓練プログラムが設けられている。
就労・自立支援				
LGBT向けの職業訓練、就労斡旋（アメリカ／アラバマ州、フェニックス）	すべてのLGBTの青年および若年成人が積極的に地域社会で活躍するために支援を行う。 就労支援だけでなく、自己表現、リーダーシップ開発等のサービスプログラムを提供することで、彼らの生活を向上させる。	One-n-ten／ アラバマ州の助成金、フェニックス市の住宅プログラム援助金のほか、複数の企業・団体（インテル社、エコー社等）からの寄付により運営	14歳～24歳の若者（国籍問わない）／ 1992年に設立されたLGBTの若者向け就労支援施設。施設内で学べば高校卒業の資格取得が可能であり（通信制高校のサテライトとして機能）、各種教育プログラム（AIDSに関する教育、アート鑑賞のための課外活動、健康向上のための夜間プログラム、コーヒーを飲みながらのディスカッション等）も提供している。トランスジェンダー向けのしぐさの練習や、面接試験での適切な行動、名前変更サービスも実施。 団体名は10人に1人居ると言われているLGBTの割合から。	30人在籍するボランティアメンバーが各週に1回以上参加し、夏のキャンプなどの運営も行っている。
普及啓発				
人権に関する啓蒙活動及び人権侵害の対応（アメリカ／アラバマ州）	元々は、KKKなどの白人至上主義に対抗するために誕生した、反差別組織。そのため、差別が根強かったアメリカ南部で設立。現在では、LGBTも含むあらゆる差別が対象。	Southern Poverty Law Center (SPLC)／ 教育・医療に関する様々な機関	・全米の教育現場・企業、LGBT差別グループ／ Southern Poverty Law Center (SPLC) は、平等権を守るための支援活動をする団体。あらゆる差別に対する抗議運動と啓蒙活動を行っている。 LGBTに関しては、教育現場や職場でのLGBT人権侵害について、警告を発したり、刑事告発をする活動を行う。LGBT差別グループの活動を監視し、公開している。	雇用や宿泊施設・住宅契約に関して、特に差別が解消されていない、アメリカ南部において、裁判所などへの働きかけなど、積極的な活動をしている。
LGBT旅行者向けの観光ガイド（スペイン／マドリッド自治州、マドリッド市）	スペインでは2005年に同性婚が認められ、反差別に積極的なことから、マドリッドがユーロ・プライド2017の開催地に選ばれた。それに向けて、観光協会ではタイムアウト社に協力し、LGBT向けに観光案内を作成。	Time Out Madrid／ Madrid Destino Cultura Turismo y Negocio S.A.（マドリッド市観光局）	LGBT旅行者／ ヨーロッパでも有数の観光都市であるマドリッドでは、1968年にロンドンで創刊されたシティガイド「TimeOut」のマドリッド社と共同で、LGBT向けの情報を掲載した観光ガイドを作成。	各地域のTimeOut社でも、LGBT向けの情報を発信。東京版もある。
その他				
LGBTセンターにおけるLGBTの若者等を対象とした支援（アメリカ／サンフランシスコ）	LGBTへの差別などは未だに根強く、当事者が社会的に孤立し、貧困を抱えることがある。 そういった当事者に対し、様々な支援をすることで、自立を促す。 また、センター内ではLGBT同士が支えあうことで、支援の輪を広げている。	サンフランシスコLGBTセンター／ 差別、同性愛、公民権に関する問題を取扱う、地域の70以上の市民団体	40歳までのLGBTの若者／ 2002年に設立されたサンフランシスコLGBTセンターでは、LGBTの若者を対象に、キャリアカウンセリング、就職説明会、食事の提供。また、全年代を対象に資産運用・賃貸契約に関する説明会などの自立支援を行う他、施設内には医療機関も備えており、男女別に加え、トランスジェンダー向けのトイレを整備している。また、LGBTを題材にした映画の上映会も実施。	センターの理念として、LGBTだけでなく、貧困層や高齢者など、多くのマイノリティを支援の対象にしている。

4 海外の性的マイノリティをめぐる動向からの考察

性的マイノリティに関する法的問題は、①同性愛の非処罰化（ソドミー法の撤廃）の問題⁶⁷、②性別適合手術後の法的性別の承認の問題、そして③同性愛者の家族関係の維持・形成の問題、に大別できる⁶⁸。①の問題は、今日までに全ヨーロッパと北米で同性愛（合意による同性愛者間行為）の合法化が成し遂げられていることから、これら性的マイノリティをめぐる先進地域ではすでに克服されている。②についても、むしろ要件を緩和する国がほとんどで⁶⁹、あるいは前述したデンマークのように何ら要件を課さないケースすらある。

③については、同性婚（あるいは登録パートナーシップ）と養子縁組の問題として読み替えることが可能だろう。同性婚は原則的に、通常の結婚と同等の権利保障が立法化されている点の特徴である。他方、同性婚を導入する前段階として、あるいは同性婚に代替する社会制度として位置づけられる登録パートナーシップ制度⁷⁰は、法律の制定を前提とし、男女間の婚姻とは異なる関係として、同性カップルへの法的保障を一定の範囲で実現するための制度である⁷¹。64ページの図表に示したように、同性婚に比べ、社会保障、税法上の優遇措置、養子縁組等の点で権利が制限されるケースがしばしば見受けられる⁷²。

性的マイノリティをめぐる多くの先進国を抱え、同性婚を法制化し、あるいは登録パートナーシップ制度を整備する国が多いヨーロッパ及び北米の事例を概観すると、EUと各加盟国家、連邦国家と各州の間で相互連関的に進められていく施策の仕組み、各国・各州が個別に立法手続きを進める取組みの事例は大いに参照することが可能だろう。

67 1981年に欧州人権裁判所が、同性間の性行為等を処罰の対象とするソドミー法が欧州人権条約に違反すると判断したことが、ヨーロッパにおいて性的マイノリティの人権問題が社会に認識される端緒となった。（南 2015: 155-156）

68 則武（2012: 1402）

69 ホルモン療法や手術を必須要件から外す、イギリス（2004年立法）、オーストリア（2009年司法判断）、ドイツ（2011年司法判断）、ポルトガル（2011年立法）、アイスランド（2012年立法）、スウェーデン（2013年司法判断）、オランダ（2013年立法）、デンマーク（2014年立法）の事例と並び、婚姻解消を求めないとするオーストリア（2006年司法判断）、ドイツ（2007年司法判断）の事例が挙げられる。（『セクシュアル・マイノリティ白書2015』: 15）

70 シビル・ユニオン法、あるいは（アメリカを中心に）ドメスティック・パートナー法とも呼ばれる。

71 南（2015: 164）

72 1989年10月に、デンマークで導入された世界初の登録パートナーシップ制度でも、最初からすべてが平等ではなく、例えば養子縁組や教会での挙式などは認められていなかった。その他、2001年4月に世界で初めて（関連する法律から男性と女性を区別するような記述をすべて削除する形で）同性婚が導入されたオランダでも、国外から養子をとること、同性パートナーの子どもに対する親権付与などについての制限が設けられていた。（角屋 2004: 128-131）

<主要参考文献>

- NHK「ハートをつなごう」制作班（2010）『LGBTBOOK』太田出版
- 角屋学（2004） 「第四章 世界の同性パートナー制度—同性愛者の権利は、世界的な議論へ発展」赤杉ほか/編著『同性パートナー—同性婚・DP法を知るために』社会批評社
- 金井景子・薬師実芳・杉山文野（2015）『LGBT問題と教育現場—いま、わたしたちにできること—』学文社
- 谷口洋幸（2014） 「同性婚・パートナーシップ法の可能性—オランダの経験から学ぶ」『法律時報』2014年11月号、日本評論社
- 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙（2011）『性的マイノリティ判例解説』信山社
- 永易至文（2012） 『にじ色ライフプランニング入門—ゲイのFPが語る〈暮らし・お金・老後〉』太郎次郎社エディタス
- 永易至文（2015） 『ふたりで安心して最後まで暮らすための本 同性パートナーとのライフプランの法的書面』太郎次郎社エディタス
- 日本経済新聞社（2015） 「虹色ダイバーシティ・村木真紀代表に聞く 自治体のLGBT住民対応まず課題の洗い出しから」『日経グローバル』No.274
- 則武立樹（2012） 「欧州人権裁判所における性的マイノリティ事例の現状と課題—同性愛者の家族関係の維持・形成の問題を中心に—」『阪大法学』第61巻第6号、大阪大学大学院法学研究科
- 南和行（2015） 『同性婚—私たち弁護士夫婦です』祥伝社
- 薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己（2014）『LGBTってなんだろう？—からだの性・こころの性・好きになる性』合同出版
- 柳沢正和・村木真紀・後藤純一（2015）『職場のLGBT読本』実務教育出版
- 渡邊泰彦（2013） 「ヨーロッパ人権条約における同性婚と登録パートナーシップ—ヨーロッパ人権裁判所シャルクとコプフ対オーストリア事件とその後のオーストリア憲法裁判所判例より—」『産大法学』第47巻01号、京都産業大学法学会
- Kees Waaldijk（2000） “Civil Developments: Patterns of Reform in the Legal Position of Same-Sex Partners in Europe,” *Revue Canadienne de Droit Familial*, 17

神奈川の知的資源

神奈川県内には、大学をはじめ、国や民間の研究所など多く立地しており、その豊かな人材により、まさに神奈川は知的資源の宝庫となっている。その中から、県内にキャンパスを有する以下の8大学で活躍されている研究者を紹介する。

相模女子大学

産業能率大学

松蔭大学

湘南工科大学

昭和大学

昭和音楽大学

星槎大学

聖マリアンナ医科大学



【横浜みなとみらい21地区の風景】

神奈川の研究者紹介

氏名	嶋田 昌子 (しまだ まさこ)	
現職	相模女子大学栄養科学部・栄養科学研究科 教授 (医学博士)	
主な経歴	東京大学でMD/Ph.D取得後、米国ハーバード大学医学校 Assistant Professor、筑波大学医学医療系 准教授を経て現職	
専攻分野・研究テーマ	代謝学 (生活習慣病—脂質代謝・肥満、骨・軟骨代謝)	
主要業績 (これまで発表した著書、論文、行政委員の経験等)	<p>1. Shimada M, Tritos NA, Lowell BB, Flier JS, Maratos-Flier E. Mice lacking melanin concentrating hormone are hypophagic and lean. <i>Nature</i>. 1998, 396(6712): 670-4.</p> <p>2. Kashiwagi A, Schipani E, Fein MJ, Greer PA, Shimada M. Targeted Deletion of Capn4 in cells of the chondrocyte lineage impairs chondrocyte proliferation and differentiation. <i>Mol Cell Biol</i>. 2010, 30(11): 2799-2810.</p> <p>3. Shimada M. Overview of Calpain-mediated Regulation of Bone and Fat mass in Osteoblasts. <i>Cell Biochem Biophys</i>. 2013, 66(1): 23-8.</p> <p>4. Shimada M. MicroRNA-mediated Regulation of Apoptosis in Osteosarcoma. <i>J Carcinogene Mutagene</i>. 2013, S6.</p>	
神奈川県との関わり	2014年11月：相模原市後援にて、一般市民をも対象にした糖尿病に関する相模女子大学大学院 (病態栄養領域) 講演会の企画	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活習慣病と骨・軟骨代謝異常のクロストーク タンパク質に転写・翻訳されないヒトの遺伝子情報 (エピジェネティック修飾) の生活習慣病における役割 日本人女性の長期的キャリア形成の現在の課題と将来的展望～米国社会からみた日本人女性像、「自由な発想力」育成の重要性 <p>【神奈川県との連携に期待すること】</p> <p>相模女子大学「地域貢献度ランキング 全国女子大5年連続No.1」の実績を生かし栄養科学ほか、学問的専門領域での神奈川県と大学の連携の推進に期待</p>	
連絡先	〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京2-1-1 相模女子大学栄養科学部健康栄養学科、大学院栄養科学研究科 電話：042-742-1927 E-mail：shimada_masako@isc.sagami-wu.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	柳沢 香絵 (やなぎさわ かえ)	
現職	相模女子大学栄養科学部・栄養科学研究科 准教授 (博士 (生活科学))	
主な経歴	お茶の水女子大学大学院人間文化創生科学研究科修了 大塚製薬株式会社佐賀研究所 (現佐賀栄養製品研究所) 研究員 国立スポーツ科学センター研究員	
専攻分野・研究テーマ	スポーツ栄養学	
主要業績 (これまで発表した著書、論文、行政委員の経験等)	<p>【著書】 「市民からアスリートまでのスポーツ栄養学」(共著) 2011/4八千代出版 「親子で学ぶスポーツ栄養」(編著) 2013/11八千代出版</p> <p>【論文】 Yanagisawa K, et al.: Electrolyte-carbohydrate beverage prevents water loss in the early stage of high altitude training. The Journal of Medical Investigation, 59(1-2), 102-110, 2012. 坂手誠二, 柳沢香絵: 公共の水中運動施設における運動実施者の発汗および水分摂取の実態, 栄養学雑誌, 74(1), 13-19, 2016.</p> <p>【委員・役員歴】 (特非) 日本スポーツ栄養学会理事、(特非) 日本栄養改善学会評議員、 (公財) 日本スケート連盟科学スタッフ (管理栄養士)、 (独) 日本スポーツ振興センター チーム「ニッポン」マルチサポート事業 ソチマルチサポート・ハウス リカバリーミール責任者</p>	
神奈川県との関わり	<p>神奈川県立体育センターが実施する大学連携事業「県内アスリートの栄養サポート事業」において栄養指導を行っているほか、2016年度は「かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア」において「スポーツ選手の栄養補給を科学する」をテーマに参加を予定しています。</p>	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 冬季競技種目のための栄養補給法、ジュニアアスリートの発育発達に適した食育、運動・スポーツ活動時の水分補給</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 神奈川県では健康寿命日本一を目指しています。その取り組みの柱として「食(栄養)」、「運動(身体活動)」を掲げて未病を改善する取り組みを行っています。大学との連携も含め、運動・スポーツを实践する幅広い人々が身体活動に合わせた適切な栄養補給についてサポートシステムが開拓されることを期待します。</p>	
連絡先	<p>〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京2-1-1 相模女子大学栄養科学部健康栄養学科 電話: 042-749-2318 (直通) E-mail: yanagisawa_kae@isc.sagami-wu.ac.jp</p>	

神奈川の研究者紹介

氏名	荒木 淳子 (あらき じゅんこ)	
現職	産業能率大学情報マネジメント学部准教授 (博士 (学際情報学))	
主な経歴	東京大学大学院学際情報学府修士課程修了。 シンクタンク研究員、東京大学大学院情報学環助教等を経て2010年より現職。	
専攻分野・研究テーマ	キャリア教育、学習環境デザイン論	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 『キャリア教育論』 (共著、慶応義塾大学出版会、2015年) 『インフォーマル学習』 (共著、ミネルヴァ書房、2015年)</p> <p>【論文】 『大学生と社会人によるキャリア意識向上を目的とする交流の実践と評価』, 査読有, 荒木淳子・見館好隆・橋本諭, 産業能率大学紀要第34巻第1号, pp.57-70,2013. 『ソーシャルメディアを活用したキャリア支援プロジェクトを通しての高校生のキャリア観の変容』, 査読有, 高橋薫・荒木淳子・藤本徹・大辻雄介・鈴木久・山内祐平, キャリアデザイン研究, Vol.9, pp.19-33,2013.</p> <p>【委員・役員歴】 日本教育工学会編集委員</p>	
神奈川県との関わり	神奈川県在住。伊勢原市総合戦略会議委員、伊勢原市男女共同参画研修講師などを経験。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 人の生涯にわたるキャリアの支援とそのため学習環境のデザイン。「かかわりの中でキャリアを作る」をテーマに、高校生、大学生、ワーキングマザーなどさまざまな人のキャリア形成を支援する学習環境について研究・実践をおこなっている。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 高校生や大学生と地域の様々な方が連携し、より多様で豊かなキャリア教育を展開することができるよう期待しています。</p>	
連絡先	〒259-1197 神奈川県伊勢原市上粕屋1573 産業能率大学 情報マネジメント学部 電話：080-4600-3038 E-mail：ARAKI_Junko@hj.sanno.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	小野田 哲弥 (おのだ てつや)	
現職	産業能率大学情報マネジメント学部現代マネジメント学科准教授 (博士 (政策・メディア))	
主な経歴	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程修了。 産業能率大学情報マネジメント学部講師を経て、2010年より現職。	
専攻分野・研究テーマ	マーケティング、スポーツマネジメント、コンピュータ利用教育	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【受賞】 SPSS Open House 研究奨励賞 INTAGE賞 (2002) 日本マーケティング・サイエンス学会 審査員特別賞 (2005) コンピュータ利用教育学会 PCカンファレンス 優秀論文賞 (2011)</p> <p>【論文】 社会的「期待-一致/不一致モデル」に基づく北京オリンピック日本代表選手の評価類型, スポーツ産業学研究, 19(2), 185-196, 2009. ほか</p> <p>【委員・役員歴】 コンピュータ利用教育学会理事 兼 広報・ウェブ委員</p>	
神奈川県と の関わり	神奈川県経済同友会主催「神奈川県産学チャレンジプログラム」に2010年度より指導ゼミ生 チームが参加。2015年度までの実績として、最優秀賞3件、優秀賞8件。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 横浜DeNAベイスターズとのコラボレーション授業『スポーツ企画プロジェクト』の担 当教員であるため、その機会を利用したスポーツマーケティングの実践と検証。 オリンピック日本代表選手に対する国民の事前期待と事後満足の比較調査を、北京大会 (2008) から冬季を含めて継続実施しているため、その知見の東京大会 (2020) への応用。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 上記「神奈川県産学チャレンジプログラム」とは、企業が抱える課題を大学生に提示し、 その解決策をチーム間で競うビジネスコンテストの名称である。近年の参加企業数は約30 社、参加大学数は約20校にのぼる。弊ゼミ (研究室) には、当該プログラムの学生指導を 通じた豊富なノウハウの蓄積があるため、同様の委託研究があれば受託したい。</p>	
連絡先	〒259-1197 神奈川県伊勢原市上粕屋1573 産業能率大学情報マネジメント学部 電話：0463-92-2211 (代表) E-mail：ONODA_Tetsuya@hj.sanno.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	松浦 広明 (まつうら ひろあき)	
現職	松蔭大学副学長 (博士 (グローバルヘルスおよび人口学))	
主な経歴	慶應義塾大学卒、シカゴ大学大学院等を経て、ハーバード大学より博士号取得。 オックスフォード大学専任講師を経て、現職。	
専攻分野・研究テーマ	医療経済学、人口学、健康・安全・環境のリスク規制	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 Matsuura, H. and E. Sase "The Right to Health in Japan: Challenges of a Super Aging Society and Implications from Its 2011 Public Health Emergency" in "Advancing the Human Right to Health" , edited by Jose M. Zuniga, Stephen P. Marks, Lawrence O. Gostin, Oxford University Press, 2013</p> <p>【論文】 Matsuura, H. "State Constitutional Commitment to Health and Health Care and Population Health Outcomes: Evidence from Historical U.S. Data" , American Journal of Public Health: July 2015, Vol. 105, No.S3: e48-e54. Matsuura, H. "Does Constitutional Right to Health Matter? A Review of Current Evidence" CESifo DICE Report: Journal for Institutional Comparisons 12 (2), p.35-41, 2014</p> <p>【委員・役員歴】 国際連合開発計画(UNDP)コンサルタント、国際連合人口基金(UNFPA)コンサルタント、国連大学世界開発経済研究所(UNU-WIDER)コンサルタント、日本高等教育評価機構評価委員、国連総会ポスト2015開発アジェンダ非公式相互ヒアリング利害関係者運営委員など。</p>	
神奈川県との関わり	中学から6年間、藤沢市に、大学2年間は、横浜市港北区に通っておりました。現在も大和市に住み、厚木市の大学に勤めています。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 2015年、9月にニューヨークの国連本部で採択された2030年までの世界の新たな目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」への貢献。特に、都市レベルの高齢化対策、医療政策、交通安全政策、防災政策、環境政策に興味を持っている。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 厚木市・神奈川県が、松蔭大学と共に、高齢化対策、医療、防災、環境分野の都市経営のノウハウを高め、それを途上国の都市に輸出して、これらの分野で、世界の都市を牽引できる存在になるよう期待しています。</p>	
連絡先	〒243-0124 神奈川県厚木市森の里若宮9-1 松蔭大学 電話：046-247-1511 E-mail：hiroaki.matsuura@shoin-u.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	立野 貴之 (たちの たかし)	
現職	松蔭大学観光メディア文化学部准教授 (博士 (工学))	
主な経歴	岡山県立大学大学院 (知能メディア工学専攻) にて博士 (工学) 取得。 松蔭大学講師を経て、2014年より現職。	
専攻分野・研究テーマ	情報学／教科教育学 ビジネスゲームの教育利用	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 Presentation to Go-Building Presentation Skills for Your Future Career-, 2014 文系学生のための情報活用, 共立出版, 2010</p> <p>【論文】 「情報の科学」におけるビジネスゲームを導入した授業実践, 日本情報科教育学会 学会誌 vol.7 No.1 pp.87-91 An Approach to Utilize Ubiquitous De-vices for a Game-based Learning Environment, The Journal of Information and Systems in Education Vol.12 pp.27-38, 2014 ビジネスゲームPrice Gameの開発と検証, 情報文化学会誌, 19(2) 26-34, 2015, 他</p> <p>【委員・役員歴】 NPO法人 観光文化研究所 (監事)</p>	
神奈川県との 関わり	研究室のゼミ生が中心として、神奈川産学チャレンジプログラムへの参加や厚木協働大学特別講座、かながわ移動観光学堂などの運営を毎年積極的に実施している。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 関心があるのは、学生のPCやケータイ (携帯電話やスマートフォン) 利用の動向に関する研究と利用方法についてである。同期的・非同期的といった視点で、ビジネスゲームの可能性も広げ、また、デジタルネイティブと呼ばれる学生のPC、ケータイの利用に関する不安や意識を分析している。教育システムによる効果的な方法論や、学生の動向を深く知ること、そして、これらの研究成果を活かし授業を発展させることを目標としている。また、看護教育への応用も進めている。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 神奈川産学チャレンジプログラムのように学生さんの見識を広げるためにも、様々な活動を通して神奈川県と大学と連携強化を図り、より質の高い教育を学生さんに提供できる体制づくりを期待している。</p>	
連絡先	〒243-0124 神奈川県厚木市森の里若宮9-1 松蔭大学 電話：046-247-1511 E-mail：tachino@shoin-u.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	赤木 良子 (あかぎ りょうこ)	
現職	湘南工科大学工学部総合デザイン学科准教授 (博士 (工学))	
主な経歴	広島大学大学院工学研究科社会環境システム専攻博士課程後期修了。同大学特任助教、湘南工科大学工学部総合デザイン学科講師を経て現職。	
専攻分野・研究テーマ	建築史・意匠学 (ドイツ近代)	
主要業績 (これまで発表した著書、論文、行政委員の経験等)	【論文】 赤木良子、杉本俊多著、「ブルーノ・タウト著『都市の解体』に見られる分散的都市像における有機的形態モデルに関する研究」(2014年)、赤木良子、杉本俊多著、「『アルプス建築』第3章に見られるブルーノ・タウトのユートピア的風景のデザイン方法」(2012年)、赤木良子、杉本俊多著、「『アルプス建築』第5章「星の建築」に見られるブルーノ・タウトのユートピア的アイデアと形態群の生成方法」(2012年)、赤木良子、杉本俊多著、「『宇宙建築師』に見るブルーノ・タウトのユートピア的建築形態の生成方法」(2012年)	
神奈川県との関わり	現職のため引っ越して住民として暮らしています。 仕事においては現在の所、自治体との関わりは特にありません。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】</p> <p>建築の歴史、特にブルーノ・タウトについてモダニズム再考の観点から主に研究していますが、デザインに関わっていることもあり、新たな領域として、観光という視点から、歴史を考察したいと考えています。これから観光領域は国の重要な産業となるとわれ、その領域において歴史というものが大事なものになってくると考えているためです。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】</p> <p>上述の趣旨においては、地域との関わりを考えざるを得ません。担当している科目には地域におけるデザインを考えるものもあり、また学生の研究においては神奈川県内の歴史建造物のCG (コンピュータ・グラフィクス) による再現なども行っており、今後地域を対象としたテーマがより一層出てくると思います。その際は神奈川県等の自治体とも連携をとりつつ地域文化について深めていきたいと思っています。</p>	
連絡先	〒251-8511 神奈川県藤沢市辻堂西海岸1-1-25 湘南工科大学 電話：0466-30-0155 E-mail：akagi@md.shonan-it.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	野中 誉子 (のなか たかこ)	
現職	湘南工科大学工学部准教授 (博士 (工学))	
主な経歴	京都工芸繊維大学大学院博士後期課程修了後、トマス・バタ大学、龍谷大学を経て、2011年より湘南工科大学専任講師、2016年より現職。	
専攻分野・研究テーマ	感性工学、HCI、ユーザビリティ、スポーツ工学、複合材料工学	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Home Network That Can Control Living Condition Adaptive Based on Human Behavior, Proc. IEEE 4th Global Conference on Consumer Electronics, pp. 206-208 (2015). ・ 一般社会から見たシーマンシップ：マリンスポーツ愛好家から見たシーマンシップと湘南工科大学における教育事例, 人間工学 Vol. 51, pp. S46-S47 (2015). ・ Design Strategy Selection of AV Remote UI Based on System Structure and User Level, World Review of Science, Technology and Sustainable Development, vol.7, pp.130-140 (2010) <p>【委員・役員歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年よりIEEE Japan Council Women in Engineering 役員、2016年より副事務局長 ・ 2015年よりIEEE Consumer Electronics Society Elected Board of Governor、同WIE Chair 	
神奈川県との関わり	神奈川県藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員 (2013年度から現在)	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】</p> <p>湘南の地の利を活かした、サーフィンの工学的研究:学内の複数の研究室と連携して、サーフボードの乗り心地や機械的特性の評価に取り組んでいます。</p> <p>工学女子の支援活動:主に学会活動を通して、理工系分野の女性を支援する企画に関わっています。日本の研究者全体に占める女性割合は増加していますが、14.6% (平成26年3月) と諸外国に比べて低い水準です。特に工学部に限って見れば、女子学生の割合は学部で12.9%、大学院で11.2%、大学研究職の女性割合は9.8%に留まっています。工学女子を増やし、モノづくりの現場に新しい視点を入れるお手伝いがしたいです。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】</p> <p>県内の研究機関や高等学校との連携と交流が促進されることを期待しています。</p>	
連絡先	〒251-8511 神奈川県藤沢市辻堂西海岸1-1-25 湘南工科大学 電話：0466-30-0271 (事務課) E-mail：nonaka@center.shonan-it.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	上田 邦枝 (うえだ くにえ)	
現職	昭和大学助産学専攻科・保健医療学部看護学科 准教授 【博士（保健科学）】	
主な経歴	国家公務員組合横須賀共済病院で主任助産師として勤務。 神奈川県立看護教育大学校で教員養成課程修了後、神奈川県立衛生短期大学、神奈川県立保健福祉大学実践教育センターを経て、現在に至る。	
専攻分野・研究テーマ	助産学概論、臨床助産論、助産管理論、助産学研究、助産学実習	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 森和代ほか（編）2012 よくわかる健康心理学 HIV/AIDS ミネルヴァ書房</p> <p>【論文】 上田邦枝. 中学生用「性の健康心理尺度（改訂版）」の開発. 昭和大学保健医療学雑誌, 2012,83 - 93. 上田邦枝. 中学生が持つ「生命」のイメージの内容分析, 昭和大学保健医療学雑誌, 11;54-62, 2013. 上田邦枝; 中学生が抱く「性のイメージ」分析—生命と性の健康教育に向けて—, 昭和大学保健医療学雑誌, 12;54-62, 2014.</p> <p>【委員・役員歴】 全国助産師教育協議会選挙管理委員、神奈川県高等学校養護部会研究アドバイザー</p>	
神奈川県との関わり	県立衛生短期大学、保健福祉大学実践教育センターで教育・研究に携わる。県教育委員会、県内高校での生命と性の健康教育、ドラッグ予防教育などの健康教育講演会を実施。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】</p> <p>助産師基礎教育である助産学専攻科と助産師の現任教育を継続的に行う助産師の継続一貫教育の体制を構築しています。日本看護協会のアドバンス助産師を1人でも多く輩出し、母子の健康および家族の健康を支援する助産師の育成のために、基礎教育から助産師の生涯学習の視点で、継続的な段階的助産師教育・マネジメントすることが必要であると感じます。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】</p> <p>神奈川県教育委員会のご依頼で、思春期の生命教育や性の健康教育の必要性を高校の先生方に講演させて頂き、その後は、県内高校・中学で年間約30講演を行っております。妊婦体験やグループワーク、ロールプレイなどの体験型の生命教育・性の健康教育で、PTAからのご依頼も多く、今後も神奈川県内での思春期の健康教育に携わることができると幸いです。</p>	
連絡先	〒226-8555 神奈川県横浜市緑区十日市場1865 昭和大学保健医療学部 電話：045-985-6500（代表） E-mail：ueda1124@nr.showa-u.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	安部 聡子 (あべ さとこ)	
現職	昭和大学保健医療学部講師 (博士 (保健医療学)) 昭和大学スポーツ運動科学研究所 (兼担)	
主な経歴	病棟看護師として勤務後 (12年間), 管理栄養士免許を取得。 昭和大学大学院にて保健医療学博士号を取得。	
専攻分野・研究テーマ	食看護学、スポーツ栄養学 朝食の脳活動への影響、スポーツ活動における栄養サポート効果	
主要業績 (これまで発表した著書、論文、行政委員の経験等)	<p>【解説】 老年看護に必須の栄養の知識とケア～栄養アセスメント～ (2015) 老年看護に必須の栄養の知識とケア～リハビリテーションと栄養～ (2015) 老年看護に必須の栄養の知識とケア～高齢者の経腸栄養管理～ (2015) 老年看護に必須の栄養の知識とケア～摂食・嚥下障害の食事の工夫～ (2015)</p> <p>【論文】 骨粗鬆症予防の栄養と食事 (2012) 主介護者の健康管理行動と食品群摂取バランスとの関連 (2012) 在宅療養における主介護者の健康管理行動に及ぼす要因 (2014) 朝食摂取の有無による前頭葉脳血流動態への影響 (2015) 健診受診者におけるHbA1c非コントロール群に関する検討 (2016) 他</p> <p>【委員・役員歴】 川崎市臨時任用職員経験有, 横浜市介護予防講習講師</p>	
神奈川県との関わり	該当なし	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 現在、朝食欠食が与える脳活動と自律神経系への影響について、実験的研究を進めています (科研費15K12362)。また、疫学調査として、健診受診者の食事と健康状態についても検討を重ねています。</p> <p>昭和大学スポーツ運動科学研究所では、アスリートへの栄養サポートを実施し、栄養サポートを取り入れたメディカルチェックシステムの構築やWebを使った介入効果についても研究しています。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 現在、学童や高齢者の体力低下に関わる健康障害が問題視されています。その背景には、朝食欠食等の食習慣が起因しており、昭和大学及びスポーツ運動科学研究所が主体となり、体力向上と栄養の関連についての運動科学的な研究を計画しています。その研究結果を踏まえて、神奈川県と連携を図り、各ライフステージの体力向上・健康増進プロジェクトが実施できることを期待します。</p>	
連絡先	〒226-8555 神奈川県横浜市緑区十日市場1865 昭和大学保健医療学部 電話：045-985-6500 (代表) E-mail：sabe@nr.showa-u.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	萩原 かおり (はぎわら かおり)	
現職	昭和音楽大学音楽学部教授	
主な経歴	東京芸術大学音楽学部声楽科卒、オペラ、ミュージカル、コンサート等の舞台に多数出演、奄美観光大使	
専攻分野・研究テーマ	声楽 ミュージカルヴォーカル 発声における科学的考察	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【CD】 「1999 SOMEWHERE」「百里香」「歌物語 愛加那」他</p> <p>【オペラ・ミュージカル】 「春琴抄」「フィガロの結婚」「ホフマン物語」「うたよみざる」「オロチ伝」「ビッグ・リバー」 「ルルドの奇跡」「海狐」他</p> <p>【コンサート】 「羽田健太郎おしゃべりコンサート」「三枝成彰クラシカルドリーム」「萩原かおりLIVE かおり's カフェ」「萩原かおりコンサート 愛奏」「萩原かおりと小原孝による松本隆訳詞 美しき水車小屋の娘」他</p>	
神奈川県との 関わり	幼少時代を神奈川県相模原市で過ごしましたが、自治体との関わりは残念ながらまだありません。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 日本語による歌唱、ミュージカル等の舞台における発声法と歌唱。 日本のミュージカルの出演者、観客双方の質の向上と発展。アジア各国との連携。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 音響的にミュージカルに適した劇場を作り、神奈川県が上質な日本のオリジナルミュージカルの発信地となる事を期待しています。</p>	
連絡先	〒215-8558 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-11-1 昭和音楽大学 電話：044-953-1121 (代) E-mail：k-hagiwara@tosei-showa-music.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	羽石 英里 (はねいし えり)	
現職	昭和音楽大学音楽学部教授 (博士 (学術)) 昭和音楽大学音楽療法研究所 所長	
主な経歴	カンザス大学大学院音楽教育音楽療法科博士課程修了。 昭和音楽大学音楽学部准教授を経て現職。	
専攻分野・研究テーマ	音楽療法学、歌声の科学・発声学 (Vocology)	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 羽石英里：パーキンソン病のための歌による発声リハビリテーション, 春秋社, 東京, 2012. 他。</p> <p>【論文】 羽石英里, 齋藤 毅, 城本 修, ドナ・エリクソン, 岸本宏子, 八尋久仁代：音楽療法士を対象とした発声訓練プログラム：開発に向けた予備的研究. 音声言語医学, 54(3) : 186 - 196, 2013. 他。</p> <p>【学会発表】 Haneishi E, Kawahara H, Hagiwara K, Oribe R, Takemoto H, Honda K : A preliminary study of diaphragm motions and vocal tract configurations during singing: Analyses of real-time MRI and acoustic data. In proceedings of the 11th Pan-European Voice Conference (Pevoc 11), Florence, Italy, p.120, 2015.他。</p> <p>【委員・役員歴】 日本音楽療法学会評議員、日本音楽療法学会関東支部幹事、Journal of Music and Human Behavior (韓国音楽療法教育学会誌) 査読委員</p>	
神奈川県との 関わり	<p>高齢者入所施設音楽療法実施事業 (平成26年度、神奈川県理学療法士会に協力し、昭和音楽大学音楽療法研究所が共同研究を実施)</p> <p>音楽のまち・かわさき推進委員会事業 シンポジウム「音楽療法とコミュニケーション」講師 (平成18年度)</p>	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 パーキンソン病等神経疾患による音声・言語の障害に対する歌唱の効果。加齢および慢性疾患による心身の障害に歌唱が及ぼす影響。歌唱技術の客観的な解明とその応用。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 県の医療機関、医療・福祉系大学、医療・福祉専門家団体等との協働による音楽療法研究事業の実施</p>	
連絡先	<p>〒215-8558 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-11-1 昭和音楽大学音楽学部 電話：044-953-1121 (大学代表) E-mail : haneishi@tosei-showa-music.ac.jp</p>	

神奈川の研究者紹介

氏名	細田 満和子 (ほそだ みわこ)	
現職	星槎大学共生科学部教授 (博士 (社会学))。副学長。	
主な経歴	東京大学大学院人文社会系研究科社会学専攻博士課程修了。 コロンビア大学、ハーバード大学研究員を経て現職。	
専攻分野・研究テーマ	社会学、医療社会学、生命倫理学、公衆衛生学 医療・福祉・教育・環境領域の公共性に関わるテーマを研究	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 『グローバル共生社会へのヒント』星槎大学出版会 (平成27年) 『復興は教育からはじまる』明石書店 (平成26年) 編者 『「チーム医療」とは何か』日本看護協会出版会 (平成24年)</p> <p>【論文】 “Living with a Misunderstood Disease”, Eubios Journal of Asian and International Bioethics (EJAIB), Vol. 23 (3), May 2013, 70-72. 「インクルーシブスポーツの課題と可能性」『共生科学研究』19号、136-144頁 (平成26年) 共著</p> <p>【委員・役員歴】 大磯町障がい者福祉計画策定委員会 副委員長 (平成26年度) 国際社会学会 健康社会学部門 理事 (平成27年より) 日本保健医療社会学会 理事 (平成27年より)</p>	
神奈川県との 関わり	地域創生大学連携事業として「山北町室生神社流鏑馬の日本の馬文化支援」を実施 (平成27年度)。未病産業研究会に加盟 (平成27年度から)。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 地域の直面する現代的課題に対して、自治体、企業、市民、大学が、情報・知識・ものづくり・リソースを共有して協働することによって解決しようとする集合体やプロジェクトに関心があり、実践的研究を行っていきたいと考えています。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】 本学は箱根仙石原にメインキャンパスを持ち、大学院は大磯を拠点としています。神奈川の特に県西地区を中心に、地域と共に学びあう関係を続けていきたいと思ひます。</p>	
連絡先	星槎大学 横浜事務局 〒227-8522 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80 電話：045-979-0261 E-mail：info@seisa.ac.jp	

神奈川の研究者紹介

氏名	榎永 卓三 (かしなが たくぞう)	
現職	星槎大学共生科学部教授 (学士 (造形表現・図画工作))	
主な経歴	<p>都留文科大学卒業。</p> <p>横浜市立小学校教諭、横浜国立大学教育学部美術科長期派遣、副校長、指導主事、校長、横浜市教育委員会学校支援地域連携課嘱託を経て現職。</p>	
専攻分野・研究テーマ	教材・授業研究、図画工作とユニバーサルデザイン	
主要業績 (これまで発表した著書、論文、行政委員の経験等)	<p>【著書】</p> <p>「図画工作科の実践-中学年でのオブジェ工作-」 2016児童心理No.1016金子書房P75-80 通常学級のユニバーサルデザインと合理的配慮 共著</p> <p>【論文】</p> <p>「共生科学と図画工作科」 2014 共生科学研究No.9 P14-19</p> <p>【委員・役員歴】</p> <p>日本共生科学会、児童美術審査研究会理事、横浜市立小学校図画工作教育研究会顧問、はがきに描こう海洋の夢コンテスト最終審査委員長、MOA美術館全国児童作品展横浜南部地区審査委員長、大磯町放課後子ども総合プラン調整会議会長、総務省委嘱行政相談委員</p>	
神奈川県との関わり	大磯町放課後子ども総合プラン調整会議会長 (平成27年～)、大磯東光院親子の朗読会開催 (平成25年～)、その他県内幼・保・小学校にて造形教室を開催している。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】</p> <p>図画工作科教育におけるユニバーサルデザインを導入した指導の在り方等について、実際に教育現場で実践をしながら取り組んでいます。すべての子どもたちに表現することの楽しさを提供できる指導の在り方と計画作りを追究しながら日々格闘しています。</p> <p>また、素材に対する豊かな感性を育む指導の在り方についても、素材開発と併せて考え続けています。</p> <p>【神奈川県との連携に期待すること】</p> <p>共生・人権・ユニバーサルデザイン教育を考えていく上で、大きな原動力として県全体でのボトムアップと共通理解が必須条件となる。神奈川県からそうした大きなうねりを起こせればと期待しています。</p>	
連絡先	<p>星槎大学 横浜事務局</p> <p>〒227-8522 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80</p> <p>電話：045-979-0261</p> <p>E-mail：info@seisa.ac.jp</p>	

神奈川の研究者紹介

氏名	鈴木（黒川）真奈絵（すずき（くろかわ）まなえ）	
現職	聖マリアンナ医科大学大学院疾患バイオマーカー・標的分子制御学教授（博士（医学））	
主な経歴	福島県立医科大学医学部医学研究科（博士課程）修了。 聖マリアンナ医科大学学生化学。	
専攻分野・研究テーマ	疾患バイオマーカー学、リウマチ・膠原病学	
主要業績（これまで発表した著書、論文、行政委員の経験等）	<p>【論文】</p> <p>AC13, a C-terminal fragment of apolipoprotein A-I, is a candidate biomarker for microscopic polyangiitis. <i>Arthritis Rheum</i> 2011;63:3613-24.</p> <p>Arthritogenicity of annexin VII revealed by phosphoproteomics of rheumatoid synoviocytes. <i>Ann Rheum Dis</i> 2011;70:1489-95.</p> <p>Serum peptides, represented by complement 3f des-arginine, are useful for prediction of the response to pegylated interferon-α plus ribavirin in patients with chronic hepatitis C. <i>Hepatol Res</i> 2013;43:743-56.</p> <p>Serum peptides as candidate biomarkers for dementia with Lewy bodies. <i>Int J Geriatr Psychiatry</i> 2015;30:1195-206.</p>	
神奈川県との関わり	聖マリアンナ医科大学病院および県内の病院で診療をしております。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】</p> <p>リウマチ・膠原病領域における各疾患の病態解明・疾患バイオマーカー開発 老年性認知症における診断バイオマーカー確立 B型肝炎およびC型肝炎の予防・治療効果の評価</p>	
連絡先	<p>〒216-8511 神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1 聖マリアンナ医科大学 電話：044-977-8111（代表） Email:soumu@marianna-u.ac.jp</p>	

神奈川の研究者紹介

氏名	中島 貴子 (なかじま たかこ)	
現職	聖マリアンナ医科大学臨床腫瘍学講座教授 (博士 (医学))	
主な経歴	横浜市立大学医学部卒業。 国立がん研究センター中央病院、東病院を経て、2010年当大学着任。	
専攻分野・研究テーマ	腫瘍内科領域における臨床開発、トランスレーショナルリサーチ	
主要業績 (これまで 発表した著 書、論文、 行政委員の 経験等)	<p>【著書】 中島貴子. チャートでわかる！がん外来化学療法の実態～チームで解決する18の副作用, 第1版. 南江堂, 東京, 2014, 聖マリアンナ医科大学病院腫瘍センター (中島貴子, 京盛千里, 湊川紘子) 編集. など</p> <p>【論文】 Nakajima TE, Yanagihara K, Takigahira M, et al. Antitumor effect of SN-38-releasing polymeric micelles, NK012, on spontaneous peritoneal metastasis from orthotopic gastric cancer in mice compared with irinotecan. Cancer Research 2008; 68: 9318-9322. など</p> <p>【委員・役員歴】 日本臨床腫瘍学会 協議員・国際委員会委員・がん薬物療法専門医専門医制度委員会専門医審査部会試験問題検討小委員会委員、日本癌学会 評議員、大腸癌研究会 ガイドライン委員会委員、日本がんサポーターブケア学会 評議員・学術企画教育委員会委員、公益財団法人がん集学的治療研究財団 臨床研究開発・推進委員会関東委員、JCOG (Japan Clinical Oncology Group) 胃がんグループ 代表委員、WJOG (West Japan Oncology Group) 消化器委員会 アドバイザー</p>	
神奈川県との関わり	神奈川県がん診療連携拠点病院として、がん診療の質の向上に努めています。	
メッセージ	<p>【現在、関心をもっている領域】 臨床においては、地域に根ざしたがん診療の拠点として、個々の患者さんにとって最善・最適ながん診療を提供しながら、一方でがん治療開発の中心的存在として、通院圏外のがん患者さんに対しても新規薬剤のチャンスを提供できるよう、更に多くの臨床試験、治験を行っていきたいと考えております。教育・研究においては、自らの基礎研究、橋渡し研究の中からでたアイデアをproof of conceptまでもっていく、日本が世界に遅れている開発早期の医師主導治験を推進したいと考えております。</p> <p>また超高齢化社会を迎える今、限られた労働力を最大化できるような新しいライフモデルを自分達で作りに出していくことの楽しさを、一人でも多くの若い医師に感じてもらうことを目標に、サポート的運営を目指しています。</p>	
連絡先	〒216-8511 神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1 聖マリアンナ医科大学 電話：044-977-8111 Email:soumu@marianna-u.ac.jp	

政策研究・大学連携センターのいま

政策研究・大学連携センターの活動は7年目に入りました。ここでは、当センターの直近の活動実績と、今後の活動を紹介します。

■総合政策課に再編・統合

神奈川県庁の組織改編により、政策研究・大学連携センターはこれまで設置されていた科学技術・大学連携課から総合政策課に再編、統合されました。

引き続き、調査・研究を行うとともに、大学との連携を推進していきます。

■調査研究事業

多様化、複雑化する県政課題に的確に対応するため、「政策形成を支える調査研究」を実施しています。平成27年度は、以下の研究テーマで調査研究を行いました。

【平成27年度の主な研究テーマ】

- ・若年者の起業支援
若年者による起業の現状と、これを推進していく上での課題の整理。
- ・健康増進や未病状態の改善・維持に向けた国内外の取組み
国内外の健康増進や未病状態の改善・維持に向けた取組みを通じて社会システム改革を進めようとしている事例の調査。
- ・性的マイノリティ支援にかかる課題の整理
性的マイノリティ支援の課題の調査と、支援を進めていく方策の整理。
(27頁～70頁に掲載)

■大学連携事業

(1) 大学発・政策提案制度

県内に所在する大学から県政に関わる政策を募集し、公開コンペによる審査で選ばれた提案について、大学と県が協働で事業を実施します。平成27年度は、8件の応募があり、7月31日の公開コンペにより、次の3件が採択されました。

〔平成27年度採択提案〕

提案の名称(提案者)	提案の概要
神奈川からはじめ「数学嫌い」を変える教育アニメーションの開発(神奈川大学)	・数学に対する苦手意識等を払拭させるためのオリジナルアニメを開発 ・「中学・高校生向け公開講座」や「教員免許更新講習」において、開発アニメの講義や、出張授業を実施
神奈川県内自治体でのシティプロモーション支援手法の開発(東海大学)	・県内市町村(政令市を除く)及び県外の先進自治体を対象に、シティプロモーションの実施状況や自治体の特性を調査・分析 ・各自治体の地域特性を活かせる「シティプロモーションモデルプラン」を作成 ・県内自治体連絡会議を実施し、市町村の要望に応じたコンサルティングを実施
青少年のための節度あるICT類の利用文化構築に向けたコミュニティプログラムの開発と推進(神奈川工科大学)	・県内におけるICT依存症の実態を広範・詳細に調査 ・ICT依存症を周囲(教員・学生・父母)の支援により改善するためのマニュアル(コミュニティ・ガイド)を作成 ・コミュニティ・リーダー(教員・学生・父母)を育成し活動を支援

(2) 課題解決力向上プロジェクト学習

大学生をはじめとするこれから社会に出て活躍することが期待される若者には、自ら課題を発見し、その本質を見極め、解決手法を検討し、解決に取り組む「課題解決力」が求められています。

政策研究・大学連携センターでは、平成26年度から県内大学生の課題解決力の向上に向け「課題解決力向上プロジェクト学習」を実施しました。

当プロジェクト学習は、大学2年生が異なる大学の大学生とチームを組み、各企業や団体から提示された課題に対して、実際の企業等現場での職業体験(インターン)を踏まえて解決方策を提案するというものです。

平成27年度は、参加学生が職業体験をした企業・団体ごとに9チームに分かれ、その経験を通して練り上げた「課題解決案」のプレゼンテーション

を行いました。プレゼンテーションでは、大学生ならではの視点で考え抜いた具体的な案がいくつも出され、企業・団体の皆さんからも実現の可能性もありとの発言があるなど、ご講評をいただき、盛況のうちに終えることができました。

〔プレゼンテーション当日の様子〕



〔3〕 かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア

県内には高い技術を持つ企業や最先端研究に取り組んでいる大学がたくさんあります。こうした特性を活かし、進路選択を間近に控えた中高生を対象に、県と理工系大学等が連携して科学の不思議や理工系の魅力を発信するイベントです。7回目となる平成27年度は、7月11日に開催され、当日は中高生を中心に2,500人あまりの来場者を集め、大盛況のうちに終了しました。

平成28年度の開催は7月16日を予定しています。詳しくは、13頁の記事をご覧ください。

〔4〕 知事・学長懇談会について

地域と大学のつながりをより密接にしていくため、大学、短期大学等のトップから幅広く自由な意見をいただき、県政の抱える課題について、理解と協力を得ることを目的として、昭和55年度より毎年開催しています。平成27年度は「大学と地元商店街との連携」をテーマに11月10日に開催しました。

〔懇談会当日の様子〕



〔5〕 大学連携に係るポータルサイト

県内の大学に関する様々な情報を広くお知らせすることで、多くの方々に大学に対する理解を深めていただき、今後の大学との連携の円滑な推進を図るため、平成21年度に「大学連携に係るポータルサイト」を開設しました。県内の大学情報や、県の大学連携に関する取組み、大学と地域との連携事例等について紹介しています。

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6238/>

〔6〕 大学との包括連携協定

緊密な連携と協力により、複雑、多様化している地域の課題に適切に対応するため、横浜市立大学（平成26年1月27日から）と東海大学（平成27年1月27日から）の2校と包括連携協定を締結しています。県と大学間でより幅広い分野での連携を図ることで、地域社会の発展に貢献しています。

政策研究・大学連携センターでは「大学連携に係るポータルサイト」

を開設しています。



大学連携に係るポータルサイト

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6238/>

県内にはどんな大学があるのかな、大学ではどんな研究をしているのかな・・・
大学情報の総合案内サイトでは、県の大学連携に関する取組み、大学と地域の
連携事例などを見ることができます。

学生の皆様へ

印刷用ページを表示

大学ポータル
トップページ

学生の皆様へ

大学の皆様へ

企業の皆様へ

地域の皆様へ

学生の皆様へ

印刷用ページを表示

大学連携に係るポータルサイト

を回すため、専門家による
フィカながわユースカレッジ
においてその業務を体験させ
る目的とした「環境イン
ターンシップ(環境計画課)

このサイトは、大学関連情報についての総合案内サイトです。
神奈川県では、大学に関する様々な情報を広くお知らせすることで、多くの方々に大学に対する理解を深めていただき、今
後の大学との連携の円滑な推進を図るため、「大学連携に係るポータルサイト」を開設しました。
ここでは、神奈川県内の大学情報や、神奈川県内の大学連携に関する取組み、大学と地域との連携事例等について、ご紹介し
ます。

大学ポータル
トップページ

学生の皆様へ

大学の皆様へ

企業の皆様へ

地域の皆様へ